

西条市都市計画マスタープラン

平成21年3月

西条市

目 次

序章 都市計画マスタープランについて.....	1
1. 都市計画マスタープランとは.....	1
2. 都市計画マスタープランの位置付け.....	1
3. 計画の期間と対象範囲.....	3
4. 計画の構成及び策定の流れ.....	4
第1章 西条市の現況と特性.....	5
1. 広域的位置.....	5
2. 沿革.....	6
3. 自然的条件.....	7
4. 社会的条件.....	10
5. 市民の意向.....	31
6. 上位計画.....	36
7. 関連計画.....	38
第2章 西条市の都市づくりに関する課題.....	48
1. 西条市を取り巻く社会・経済の動向.....	48
2. 市民の意向から見られる課題.....	51
3. 西条市の都市づくりの課題.....	53
第3章 都市の将来像.....	55
1. 都市づくりの基本理念と基本目標.....	55
2. 将来都市構造.....	58
3. 将来フレーム.....	64
第4章 都市づくりの方針.....	67
1. 土地利用の方針.....	67
2. 市街地整備の方針.....	72
3. 都市施設整備の方針.....	75
4. 環境形成の方針.....	82
5. 都市景観形成の方針.....	84
6. 都市防災の方針.....	86
7. 住宅整備の方針.....	87

目 次

第5章 地域別構想	88
1. 地域区分.....	88
2. 西条地域.....	89
3. 西条地域内地区（中央部・東部・西部）	96
4. 東予地域.....	108
5. 東予地域内地区（東予東・東予西・河北）	114
6. 丹原地域.....	123
7. 小松地域.....	128
8. 都市計画区域外.....	133
 第6章 実現化のための方策	135
1. 計画の実現に向けて	135
2. 都市計画マスタープランの見直し.....	136
 参考資料	137
1. 西条市都市計画マスタープラン策定委員会委員.....	137

序章 都市計画マスタープランについて

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、まちづくりの理念となる「西条市総合計画」などを踏まえ、おおむね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、将来の土地利用、道路、公園整備など都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

西条市においては、合併後の新市におけるまちづくりの基本計画が必要であることから、新たに都市計画マスタープランの策定が必要（旧西条市：平成 15 年度策定、旧東予市：平成 13 年度策定）となっています。

2. 都市計画マスタープランの位置付け

2-1. 策定の背景

西条市は、少子高齢化が進展し、人口減少社会を迎えるなど社会経済情勢の変化が見られ、線引きの廃止、新しい土地利用コントロール制度の導入、さらに平成 16 年 11 月 1 日に西条市、東予市、丹原町及び小松町の 2 市 2 町が合併するなど、西条市の都市計画を取り巻く環境は大きく変化しました。

また、愛媛県が定める上位計画「西条都市計画区域マスタープラン」が平成 21 年 1 月 13 日に策定されました。

このような局面に対し、西条市の目指す魅力的な都市づくりをさらに展開すべく、住民・事業者等の参加のもとで、まちづくりを進めることを目的に、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下、都市計画マスタープラン）」を策定するものです。

都市計画法

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

2-2. 策定の目的

西条市都市計画マスタープランは、都市計画の観点から長期的な視点にたって、地域における動向に対応し、「西条市総合計画」や「西条都市計画区域マスタープラン」など関連計画との整合を図りながら、今後（概ね 20 年）の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

2-3. 役割

都市計画マスタープランは、都市計画に係る総合的な計画であり、以下のような役割をもっています。

①都市づくりを行う指針となります。

市の現況特性、市民意識・意向及び西条市総合計画などの上位計画により、都市づくりの主要課題を把握し、都市づくりの理念、将来目標及び将来都市像を示し、市民や行政、地域などが協働で都市づくりを行う指針となります。

②個々の都市計画相互の調整を図ることができます。

将来の都市像に基づき、土地利用、施設整備、都市環境及び市街地整備などのまちづくり事業について、都市計画に関し相互の調整を図ることができます。

③個々の土地利用規制や各種事業の都市計画決定・変更の指針となります。

都市計画を行うには、本計画の将来目標及び将来都市像などの基本方針に即したものである必要があり、個々の土地利用規制や各種事業の都市計画決定・変更の指針となります。

3. 計画の期間と対象範囲

3-1. 計画の期間

本計画は、平成 21 年を計画期間の始期年次とし、都市計画の発展・成熟を想定し 20 年先の平成 41 年を目標年次とします。

なお、社会経済情勢の変化に対応し、適切に見直しを行っていきます。

平成 21 年
(2009 年)
(計画始期)

平成 41 年
(2029 年)

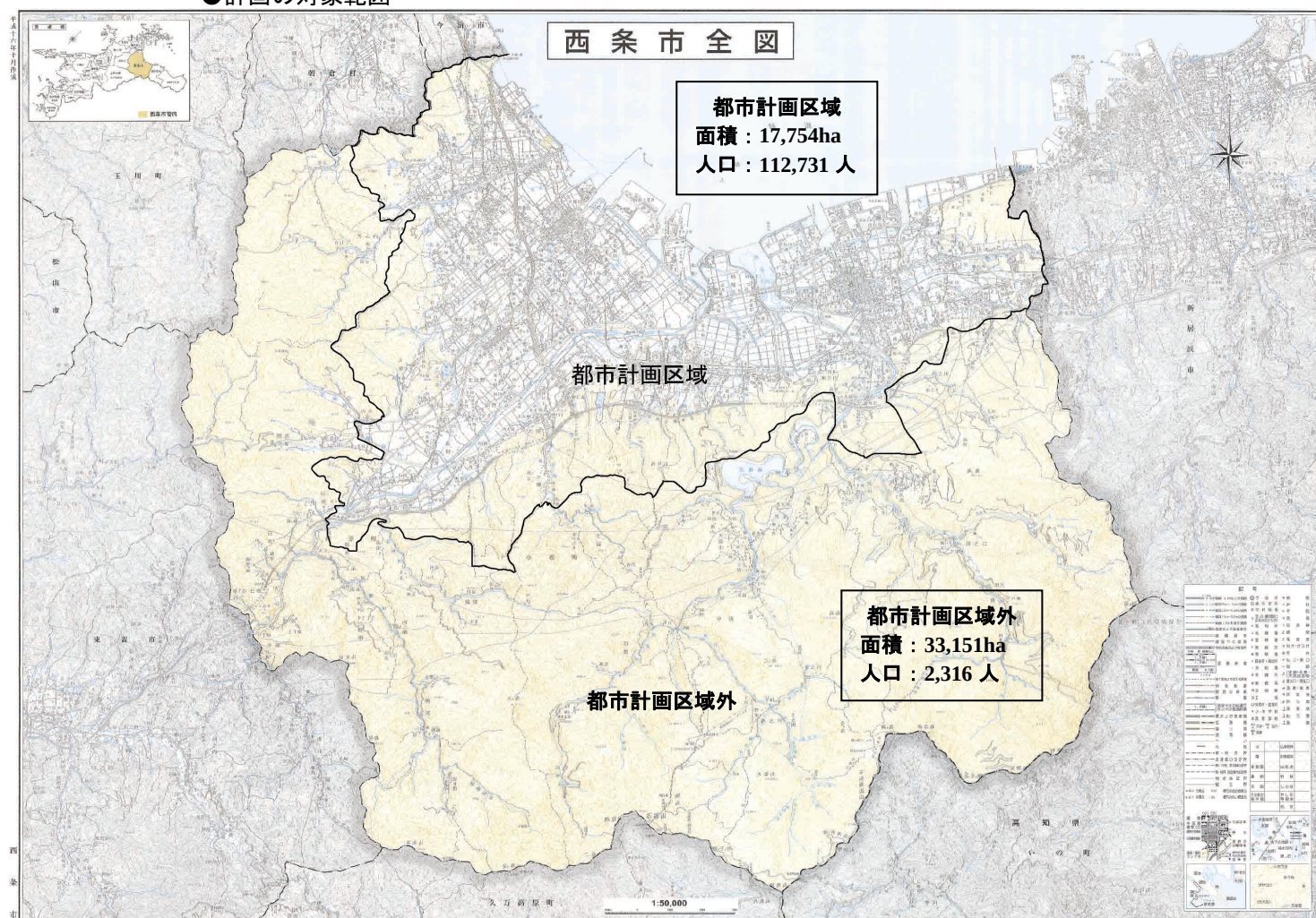
中長期的なまちづくり

社会経済情勢の変化に対応した適切な見直し

3-2. 計画の対象範囲

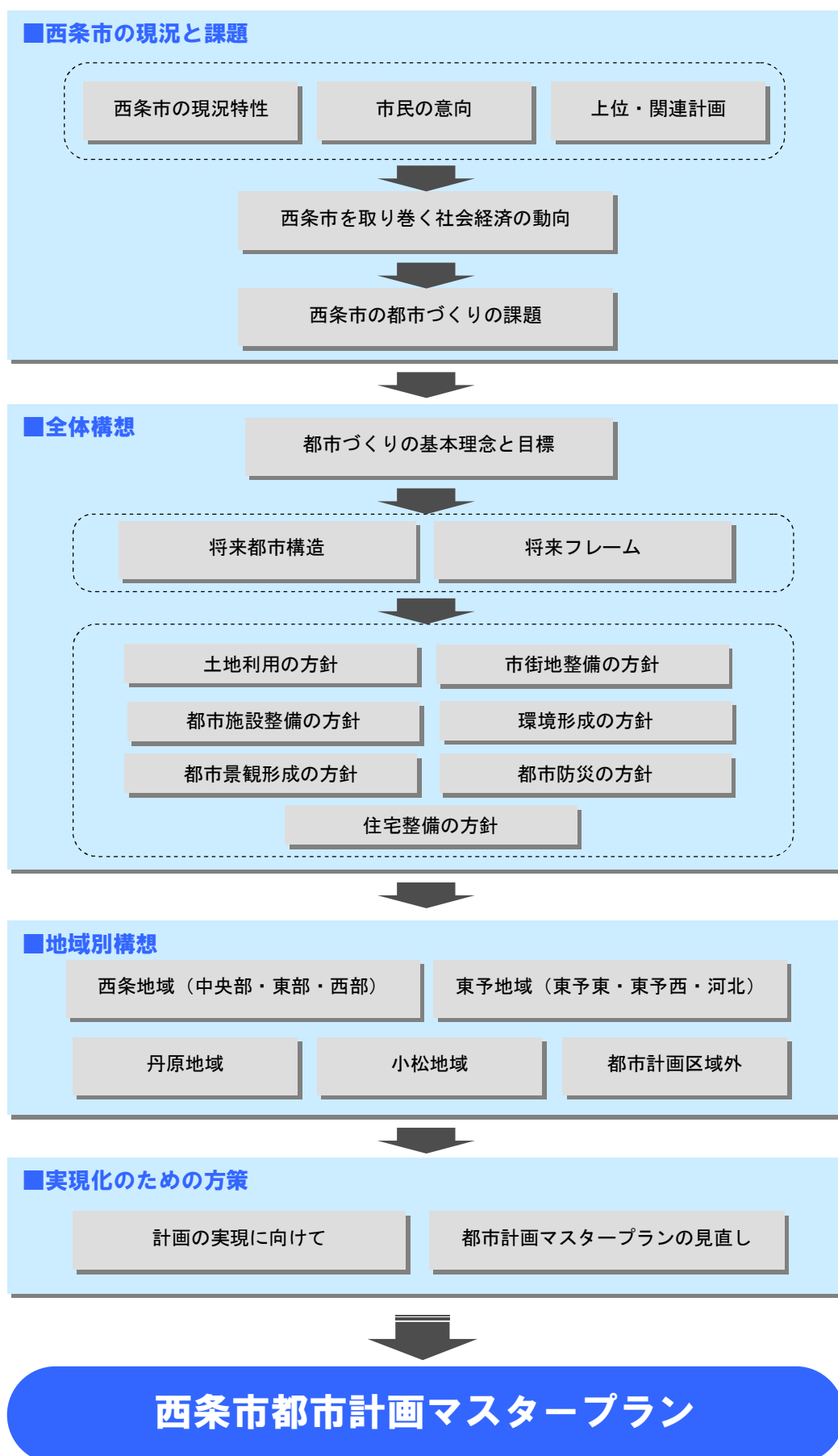
本計画は、基本的に、西条市の都市計画区域を対象としますが、都市計画区域を越総合的に都市計画やまちづくりを検討する必要がある方針などについては、必要に応じて対象区域を西条市全域とし、周辺市町との関係も十分に考慮します。

●計画の対象範囲



資料：庁内資料、人口データは H20 年 4 月 1 日時点

4. 計画の構成及び策定の流れ

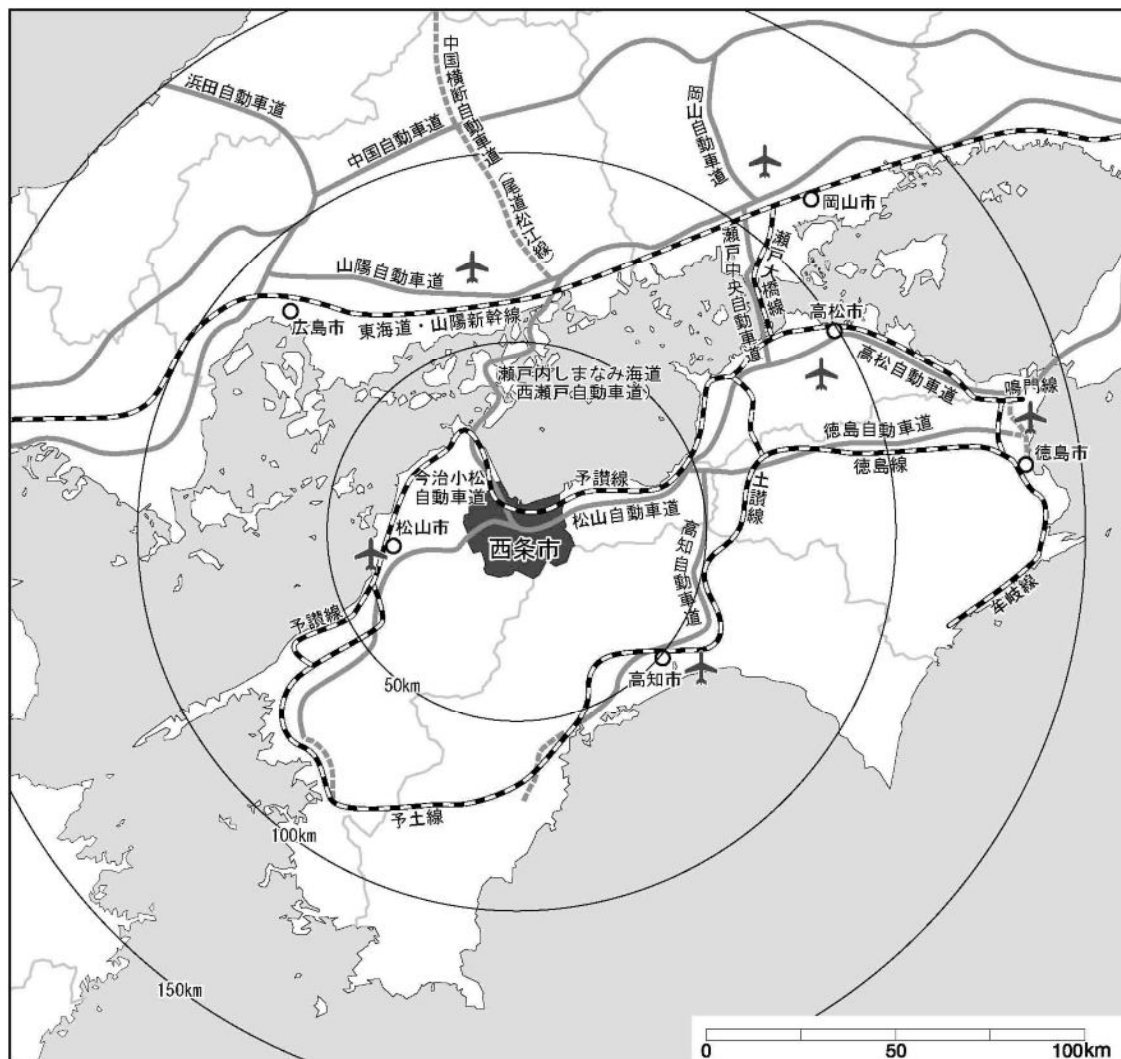


第1章 西条市の現況と特性

1. 広域的位置

西条市は、愛媛県東部に広がる道前平野に位置し、北は瀬戸内海の燐灘に面し、北西は今治市、西は東温市、南は久万高原町と高知県の町、東は新居浜市と接しています。

●西条市の位置



※西条市は、東予港や松山自動車道、今治小松自動車道、国道 194 号などの交通網の整備の進展と併せて、合併により市域が拡大したことに伴い、特急停車駅である J R 伊予西条駅及び J R 壬生川駅をはじめとする 7 箇所の駅、松山自動車道と今治小松自動車道との結節点であるジャンクションや、複数のインターチェンジなど、近畿地域及び中国地域に直結する、広域交通拠点を内包することとなり、四国地域における交通の要衝としての優位性を併せ持っています。

2. 沿革

西条市の歴史は古く、朝鮮半島からの侵攻に備えて、7世紀後半頃に築城された山城と推定される「永納山城跡」や、古代の道路遺構が発掘されており、有史以来、この地域が瀬戸内圏域における交通の要衝であったことを示しています。

江戸時代に入り、寛永13年には一柳直盛が西条藩主に、また、一柳直頼が小松藩主に封ぜられて陣屋町が開かれました。その後、西条藩では寛文10年に、紀州藩主徳川頼宣の二男である松平頼純が藩主となり、明治維新までの約200年間にわたり、それぞれ松平氏三万石と一柳氏一万石の陣屋町として栄えました。

このような歴史的経緯から、市内には「旧西条藩陣屋跡」や、「伊予聖人」として崇敬された小松藩漢学者の近藤篤山氏の旧邸をはじめ、武家屋敷や「西条まつり」など、数多くの歴史文化遺産が存在するとともに、明治時代以降、愛媛県東部における官公庁の主な出先機関がこの地域に集積し、政治、経済、文化の中心地として発展してきました。

昭和時代に入り、まず昭和16年に2町3村（西条町・飯岡村・神戸村・橘村・氷見町）が合併して旧西条市が誕生しました。戦後、町村合併促進法の施行に伴い、昭和30年には1町2村（小松町・石根村・石鎚村）の合併により小松町が誕生し、翌31年には旧西条市が2村（加茂村・大保木村）と合併をするとともに、大生院村の一部を編入する一方、1町2村（丹原町・田野村・中川村）の合併により丹原町が誕生しました。さらに、昭和46年の2町（壬生川町・三芳町）合併で誕生していた東予町が、翌47年に市制を施行して東予市が誕生しました。

その後、平成時代を迎え、平成11年の「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」の改正や、翌12年の「地方分権一括法」の施行に伴い、全国で市町村合併の機運が高まる中、かねてから緊密な関係にあった旧西条市、東予市、丹原町及び小松町の2市2町においても、平成14年10月1日に法定合併協議会（西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会）を設置して、合併に向けた取組みを進めてきました。

そして平成16年11月1日に、2市2町による歴史的な新設合併が実現して、ここに新しい「西条市」が誕生しました。

3. 自然的条件

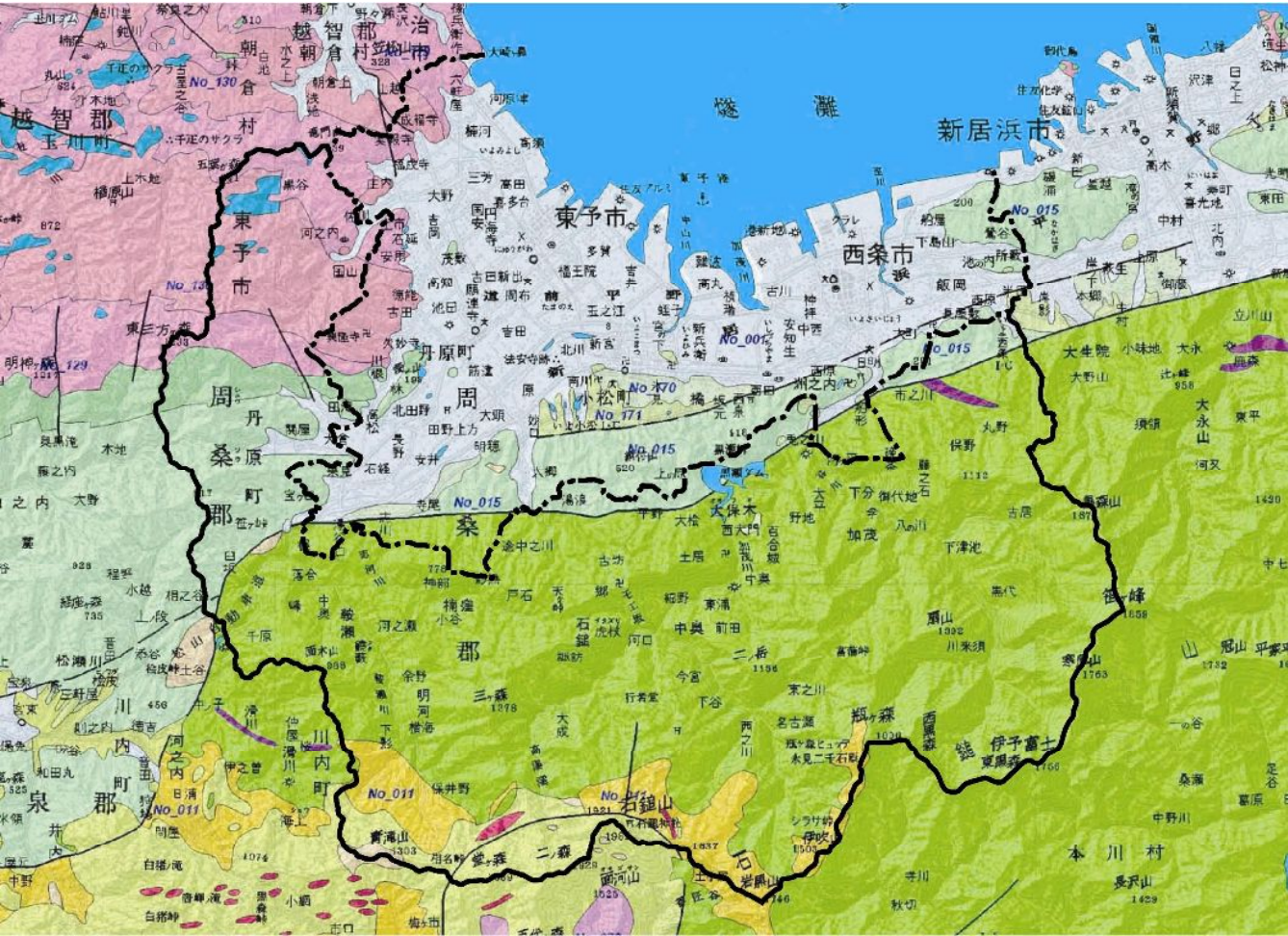
3-1. 地勢、地質・土壌

西条市は、509.04 k m²という広大な市域面積を有し、県下屈指の規模を誇り、その南部一帯及び西部は、西日本最高峰の石鎚山（海拔 1,982 m）を主峰とする石鎚山系や高縄山系を背景にして、急峻な山岳地帯となっています。

それ以外の地域は、比較的緩やかな平坦部となっており、市街地が集積するとともに、石鎚山系を源流とする水量豊かな加茂川や中山川をはじめ、中小の河川が貫流しています。

また、西条市には、中央構造線沿いに活断層が走っていることから、直下型地震の危険性もあり、その被害は甚大なものとなる恐れがあると予想されています。

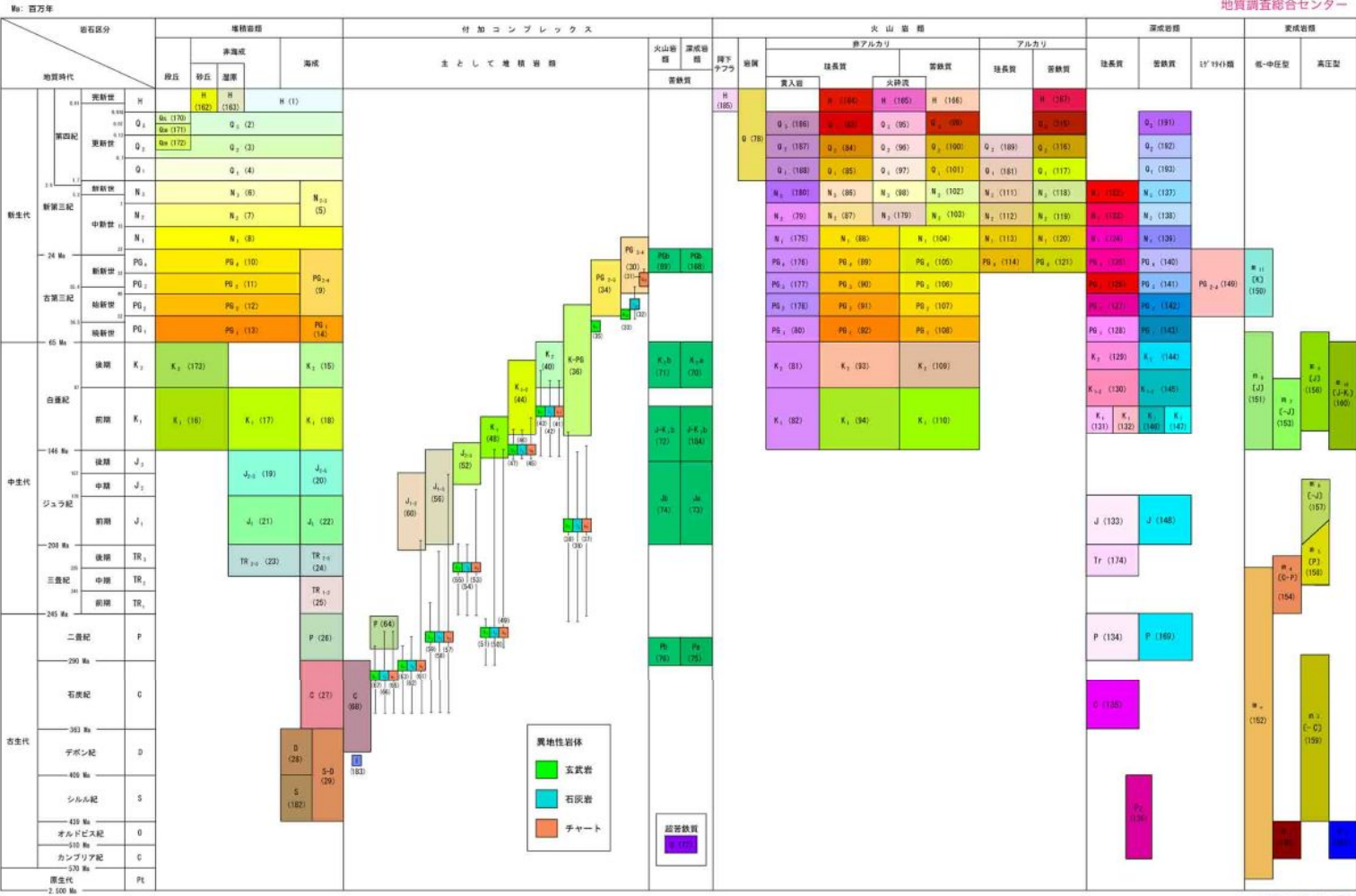
●地質



資料：産業技術総合研究所地質調査総合センター

20 万分の 1 日本シームレス地質図全国統一凡例

産業技術総合研究所
地質調査総合センター



2005 年 8 月 16 日版

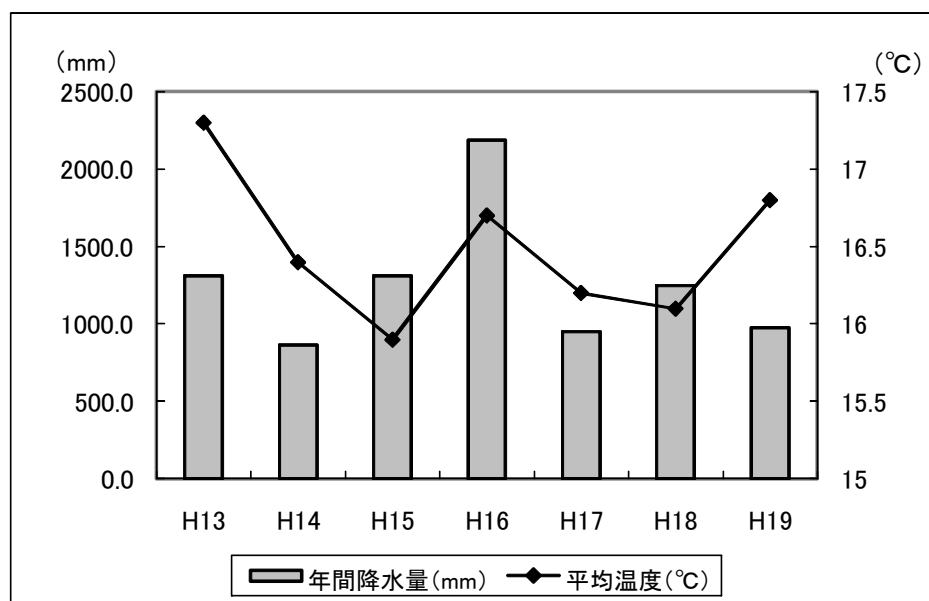
3-2. 気候

西条市の気候は瀬戸内海式気候に属し、温暖で降雨量が比較的少ないですが、山地と平野から構成される市であるため、場所によっては気象にもかなりの違いがあります。

西条市内の観測所では、年平均気温 16.8℃（H19）、年間降水量は 974.0 mm（H19）となっていて、人が暮らす環境としても、また産業活動のための環境としても、優れた気象条件となっています。

しかし、台風等による災害も頻繁に発生しており、平成 16 年には、台風による土砂災害により甚大な被害を受けています。

■ 気候



		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
天候 (日)	晴	218	204	189	211	241	204	222
	曇	103	121	132	79	85	104	110
	雨	44	39	42	44	38	56	33
	雪	—	1	2	2	1	1	0
温度 (°C)	平均	17.3	16.4	15.9	16.7	16.2	16.1	16.8
	最高	38.6	36.2	35.4	36.6	35.0	36.8	36.6
	最低	-2.5	-2.0	-2.9	-3.0	-1.9	-2.7	-1.6
湿度 (%)	平均	71	70.3	72.8	69.7	67.4	73.1	70.1
	最少	14	12.7	20.4	9.2	7.9	8.9	8.8
風向風速 (m/s)	平均風速	1.3	2.2	2.3	2.3	2.4	2.1	2.2
	最大風速	20.5	24.2	30.0	46.2	40.2	27.6	28.1
	同上風向	SW	NW	NE	E	SSE	SSW	S
降水量 (mm)	最多月	6月	5月	7月	10月	9月	6月	7月
	同上降水量	269.0	156.0	216.0	455.0	270.5	259.5	344.5
	年間降水量	1,310.0	864.0	1,310.5	2,184.5	949.5	1,248.5	974.0

注) 観測地点は東消防署、平均値は午前9時の平均値

資料：消防本部通信指令課

3-3. 動物・植物

西条市は、石鎚山に代表される豊かな緑や自然海岸や河川等の水資源など良好な自然環境を有しており、多種多様な動植物が生息しています。

(1) 植物

西条市の植生は、人工林や二次林の山林が多く、代替植生、植林などの分布が多い状況です。

北西部の山地部には、コバノミツバツツジ・アカマツ群集やスギ・ヒノキ植林が分布し、大明神川沿いにはクロマツ群落が分布しています。また、山地の低標高部や丘陵地には、常緑果樹園（ミカン）が見られ、平地部には水田雑草群落が広く分布しています。

貴重な植物では、市街地の水路などにヤマトミクリが見られます。

(2) 動物

市域の北西部に位置する河原津地区には、貴重な自然海浜が残されており、「生きている化石」と言われ県の天然記念物にも指定されているカブトガニが生息しています。

また、加茂川と中山川の河口に形成された干潟部は、日本の重要湿地（環境省）に選定されており、貴重種であるコシャクシギ、セイタカシギなどのシギ・チドリ類やズグロカモメなどの渡来地となっています。

また、第2回自然環境保全基礎調査（昭和56年）によると、哺乳類では、イノシシ、ニホンザル、タヌキの生息が確認され、両生類・は虫類では大崎ヶ鼻から河原津付近に指標昆虫であるハルゼミ、大明池周辺にハッチョウトンボが確認されています。

3-4. 水資源

市域の平坦部では、それらの河川の表流水が地下に伏流して、全国的にもまれな被圧地下水の自噴地帯が広範囲にわたり形成されていますが、その自噴水や自噴井は「うちぬき」と呼ばれ、古くから市民に親しまれるとともに、多くの農水産物を育んできました。

こうした豊かな水資源に恵まれた環境を背景に、昭和60年に環境庁（現環境省）から「うちぬき」が「名水百選」に、また、平成7年には国土庁（現国土交通省）から、西条市は「水の郷」に認定されています。

4. 社会的条件

4-1. 人口・世帯数

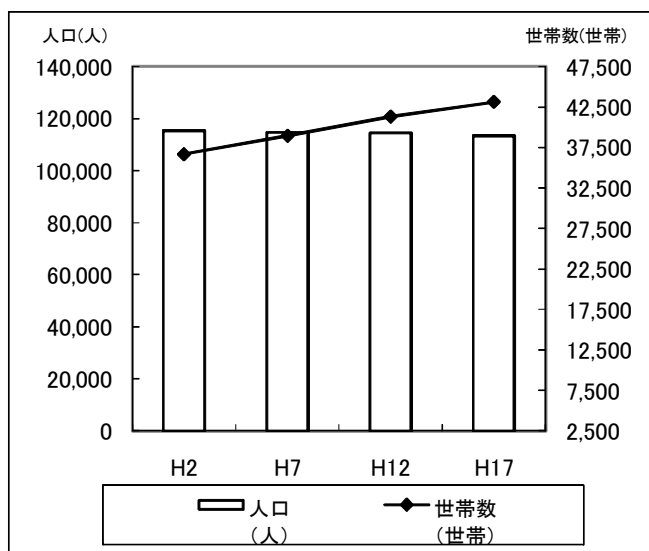
(1) 人口・世帯数

西条市の人口は、平成2年以降はわずかですが減少傾向にあり、平成17年10月1日現在の人口（国勢調査）は5年前の平成12年と比較して約1.0%減少し、113,371人となっています。

しかし、世帯数をみると、平成12年から17年の5年間で41,298世帯から43,102世帯へと約4.4%増加しており、一世帯当たりの人員は平成12年の2.77人から平成17年には2.63人に減少しています。

また、愛媛県平均と比較すると、西条市の1世帯当たり人員は、愛媛県より高くなっています。

■人口推移



	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり の人員	1世帯当たり の人員(愛媛県)
H2	115,251	36,681	3.14	2.95
H7	114,706	38,929	2.95	2.78
H12	114,548	41,298	2.77	2.64
H17	113,371	43,102	2.63	2.52

資料：国勢調査

■参考：旧市町人口・世帯推移

	旧西条市 (人)	旧東予市 (人)	旧丹原町 (人)	旧小松町 (人)
H2	56,821	33,749	14,441	10,240
H7	57,110	33,468	13,978	10,150
H12	58,110	32,993	13,644	9,801
H17	58,889	31,946	13,054	9,482

	旧西条市 (世帯)	旧東予市 (世帯)	旧丹原町 (世帯)	旧小松町 (世帯)
H2	18,614	10,558	4,354	3,155
H7	19,911	11,207	4,512	3,299
H12	21,374	11,877	4,716	3,331
H17	22,855	12,071	4,728	3,448

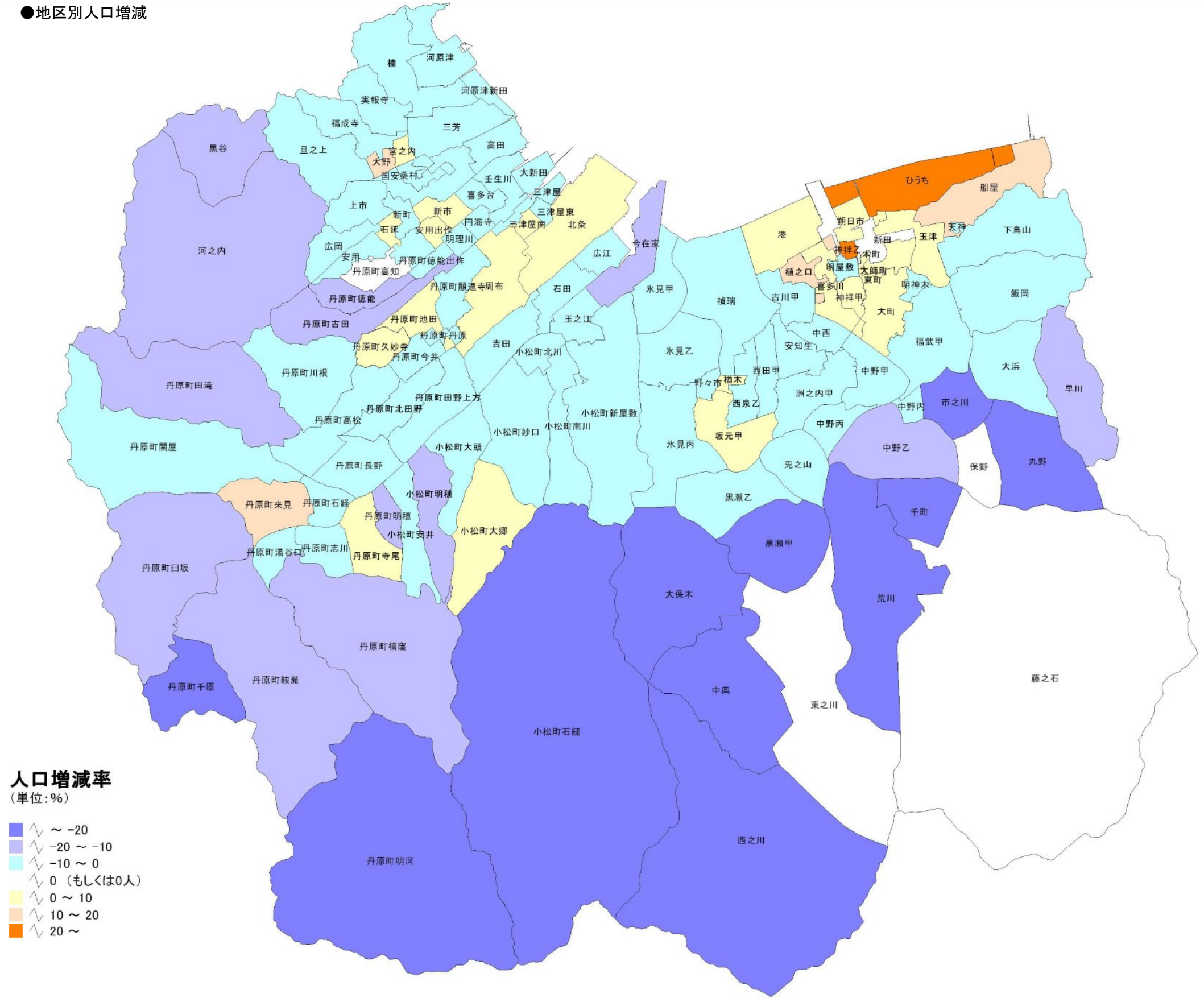
資料：国勢調査

(2) 地区別人口

平成 12 年から平成 17 年の町丁・字別人口の推移を見ると、旧西条市の市街地周辺に増加している地区が多く見られます。

その他の地区では、旧東予市の大野地区や丹原町来見地区で比較的增加率が大きく、逆に南部や西部の大部分を山林が占める地区においては、人口減少が、大きくなっています。

●地区別人口増減



資料：国勢調査（平成 12 年、平成 17 年）

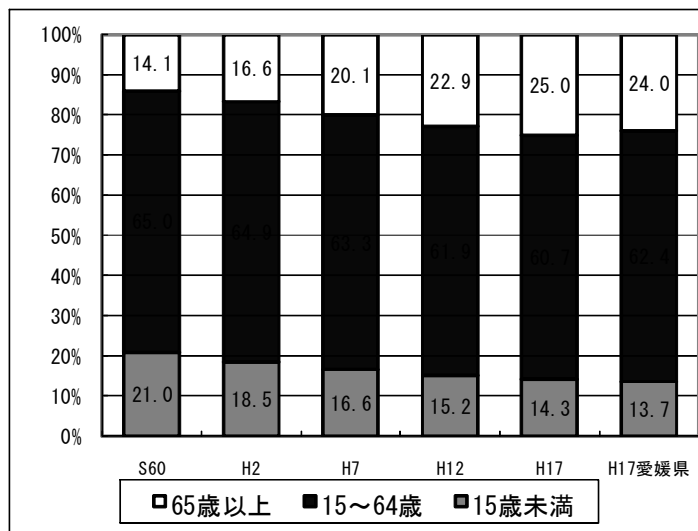
(3) 年齢構成別人口

年齢構成別人口比率を見ると、平成 17 年の 65 歳以上人口の割合が 25%に達しており、愛媛県平均を上回っています。また、15 歳未満人口も愛媛県平均を上回っています。

経年で比較すると少子高齢化は進行している状況ですが、少子化の進行は鈍化していると言えます。

また、年齢別人口（H17 年）を見ると、55～59 歳が特に多い状況です。

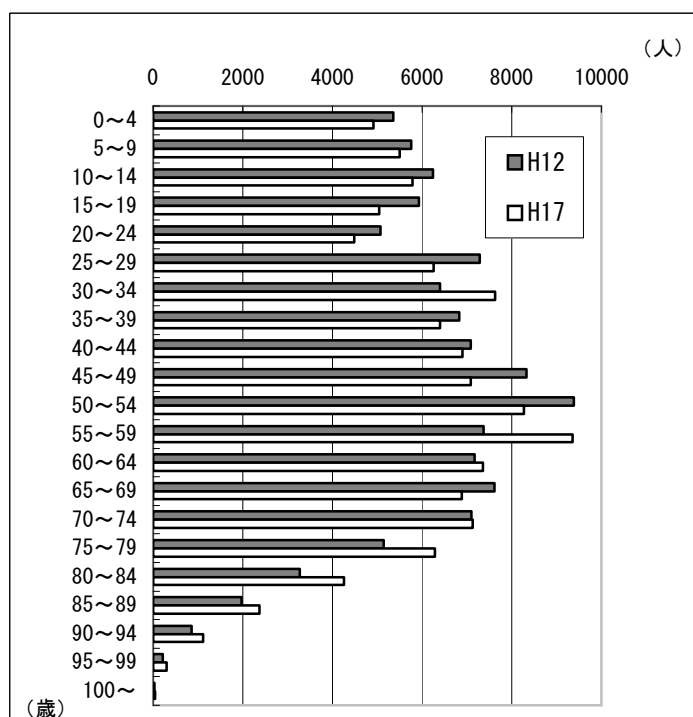
■ 年齢構成別人口比率



※不詳は含まない

資料：国勢調査

■ 年齢別人口構成



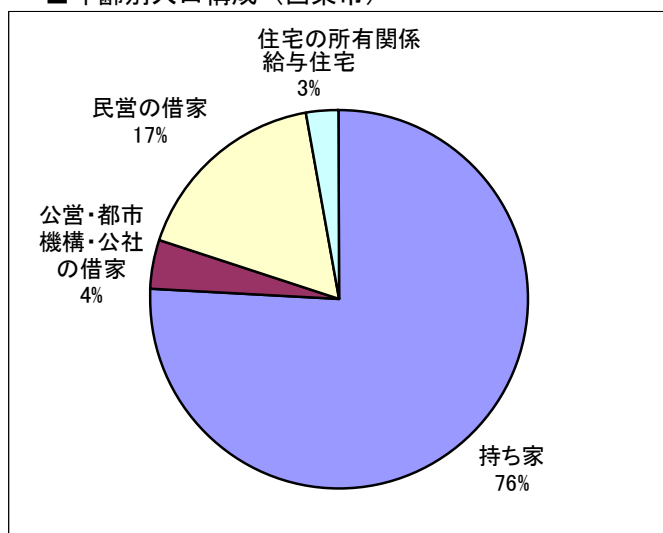
※不詳は含まない

資料：国勢調査

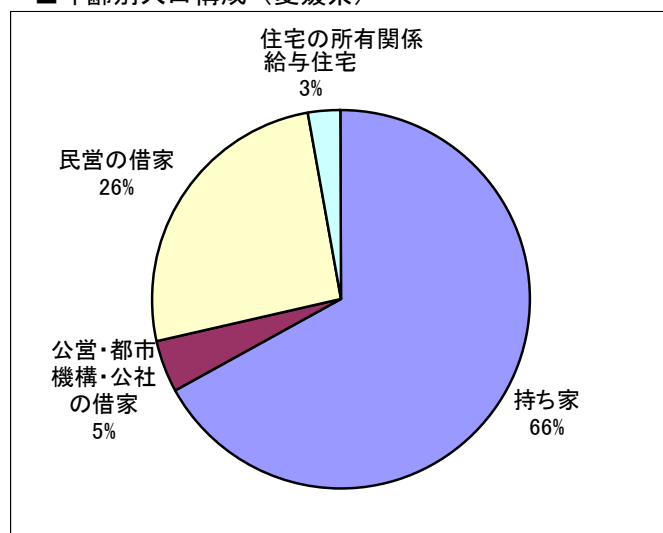
(4) 住宅の所有関係別世帯数

住宅の所有関係別の世帯数を見ると、愛媛県と比べ持ち家率が 10% 高く、逆に民営の借家率が 9% 低い状況です。

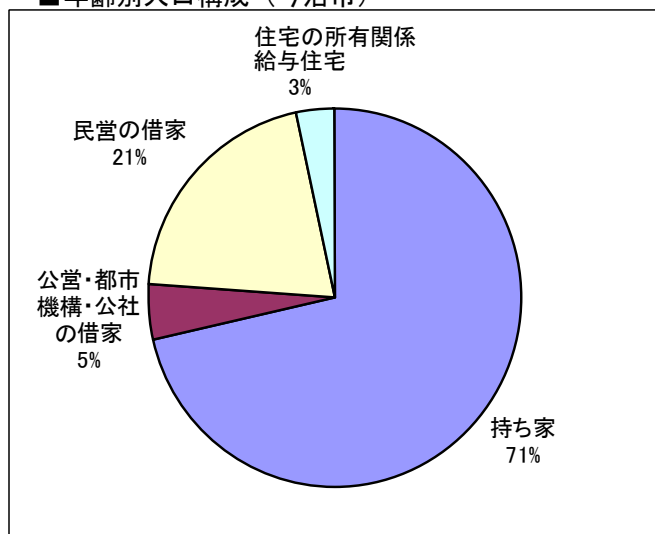
■年齢別人口構成（西条市）



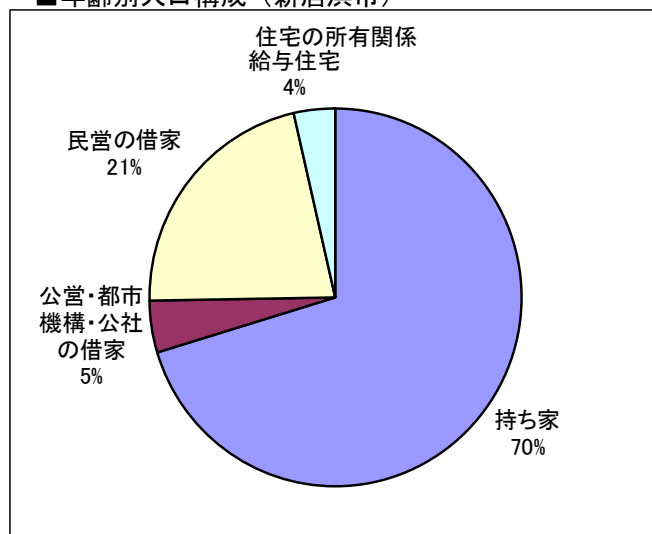
■年齢別人口構成（愛媛県）



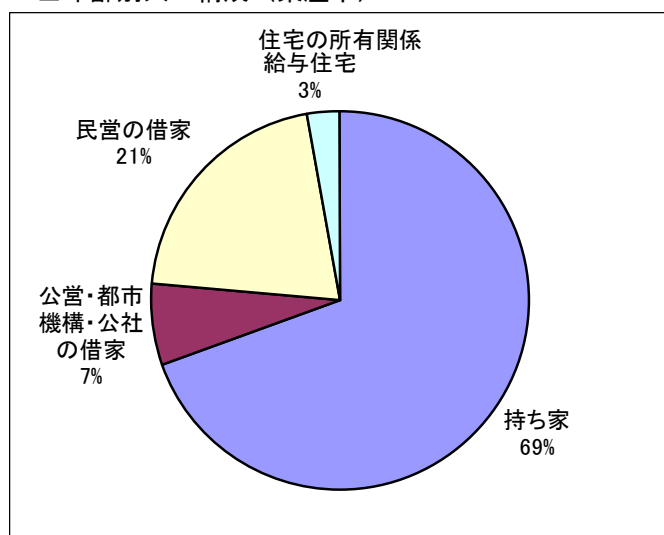
■年齢別人口構成（今治市）



■年齢別人口構成（新居浜市）



■年齢別人口構成（東温市）



資料：すべて平成 17 年国勢調査

(5) 流入・流出口口

平成 17 年現在、西条市からの流出口口は、10,042 人、西条市への流入口口は 7,905 人であり、流出口口が流入口口を約 2,000 人（流出口口／流入口口＝1.27）上回っています。

中でも、通学者は、流出口口が流入口口を大きく上回っています。

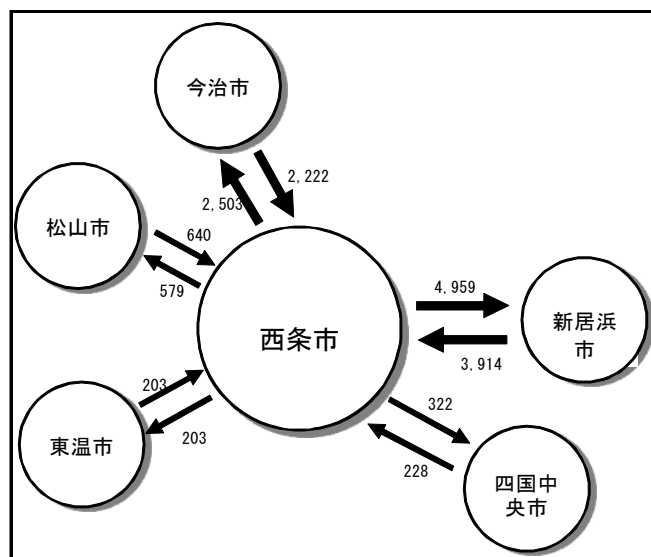
他市町との関わりから流入・流出状況を見ると、今治市、新居浜市との関わりが強いことがわかります。

■ 流入・流出口口一覧

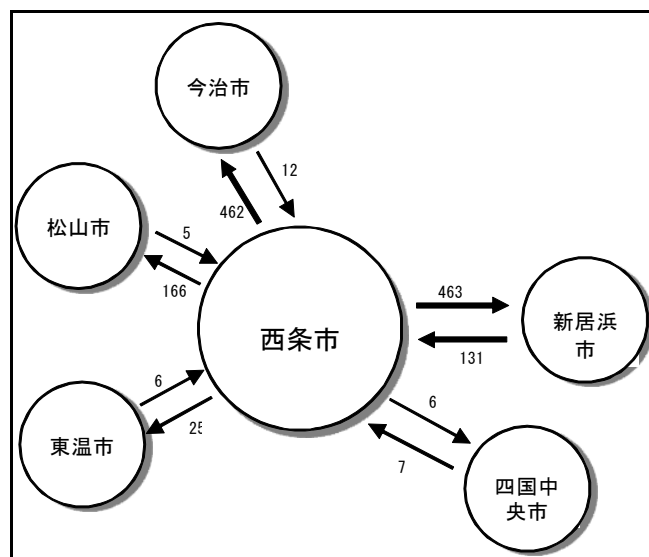
流出人口				流入人口			
区分	就業者	通学者	総数	区分	就業者	通学者	総数
自市	44,864	12,575	57,439	自市	44,864	12,575	57,439
愛媛県外	205	56	261	愛媛県外	386	1	387
愛媛県内	8,654	1,127	9,781	愛媛県内	7,357	161	7,518
松山市	579	166	745	松山市	640	5	645
今治市	2,503	462	2,965	今治市	2,222	12	2,234
新居浜市	4,959	463	5,422	新居浜市	3,914	131	4,045
大洲市	29	-	29	大洲市	11	-	11
伊予市	10	-	10	伊予市	35	-	35
四国中央市	322	6	328	四国中央市	228	7	235
東温市	203	25	228	東温市	203	6	209
松前町	-	-	0	松前町	41	-	41
砥部町	14	3	17	砥部町	38	-	38
その他の市町	35	2	37	その他の市町	25	-	25
合 計	8,859	1,183	10,042	合 計	7,743	162	7,905

資料：平成 17 年国勢調査

● 流入・流出口口（通勤）



● 流入・流出口口（通学）



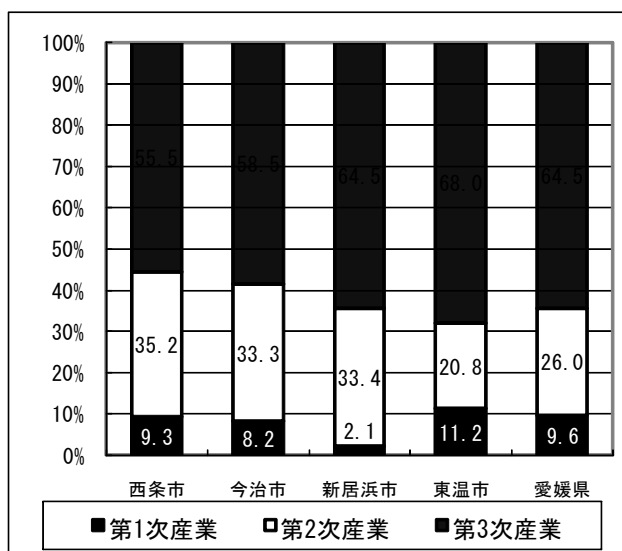
資料：平成 17 年国勢調査

(6) 産業別就業人口

西条市の産業別就業人口構成を見ると、第1産業は9.3%、第2次産業は35.2%、第3次産業は、55.5%となっています。

愛媛県と比較すると、第2次産業の構成比が高く、第3次産業の構成比は低くなっています。

■産業別就業人口（3区分）



	西条市		今治市		新居浜市		東温市		愛媛県	
	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)
第1次産業	4,956	9.3	6,539	8.2	1,176	2.1	1,778.0	11.2	64,126	9.6
第2次産業	18,805	35.2	26,501	33.3	18,648	33.4	3,289.0	20.8	174,634	26.0
第3次産業	29,676	55.5	46,659	58.5	36,011	64.5	10,787.0	68.0	432,943	64.5

※分類不能を含まない

資料：平成17年国勢調査

■産業別就業人口（3区分の内訳）

	人口 (人)
第1次産業	4,956
農業	4,600
林業	69
漁業	287
第2次産業	18,805
鉱業	10
建設業	6,183
製造業	12,612
第3次産業	29,676
卸売・小売業	7,551
金融・保険業	810
不動産業	278
運輸・通信業	2,560
電気・ガス・水道業	333
サービス業	16,619
公務	1,525
分類不能の産業	286

資料：平成17年国勢調査

4-2. 産業

(1) 商業

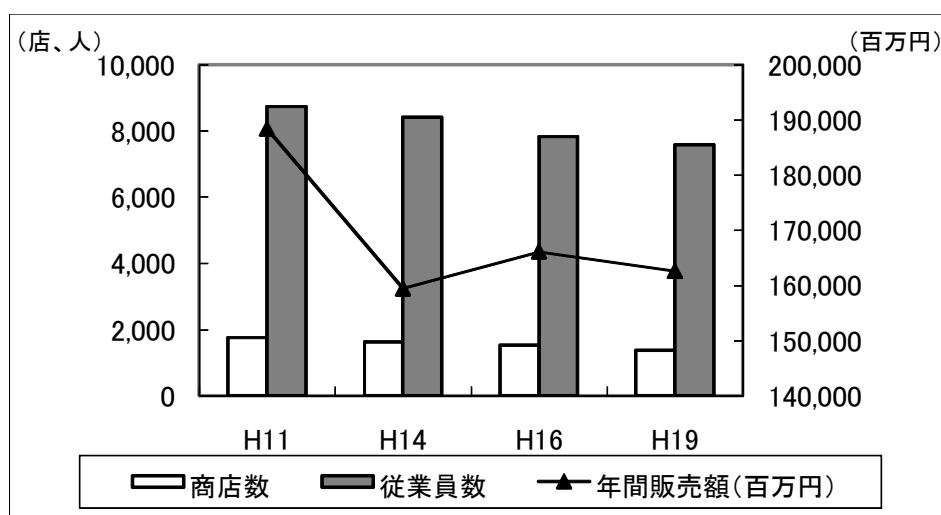
西条市は、主要地方道壬生川新居浜野田線沿いや東予丹原インターチェンジ周辺に商業店舗が相次いで進出し、零細な小売店の集合体である商店街にとっては、非常に厳しい状況が続いています。

また、新居浜、今治という大きな商圏の中間にあることから、それらの商圏との競争にもさらされており、小売業における平成 16 年の地元購買率は 80.5%（総合計画より）と低く、周辺地域に購買力が吸収されているのが現状です。

卸売業の近年の傾向を見ると、従業員数は減少傾向にあるものの、商店数、年間販売額はほぼ一定で推移しています。

また、小売業は、商店数、従業員数は減少傾向が続いていますが、年間販売額は平成 19 年で増加に転じています。

■商業の状況



		H11	H14	H16	H19
卸売業	商店数	255	230	248	230
	従業員数	1,849	1,794	1,731	1,522
	年間販売額（百万円）	89,945	64,961	77,238	67,128
小売業	商店数	1,509	1,397	1,278	1,141
	従業員数	6,892	6,613	6,098	6,048
	年間販売額（百万円）	98,443	94,470	88,866	95,449
合計	商店数	1,764	1,627	1,526	1,371
	従業員数	8,741	8,407	7,829	7,570
	年間販売額（百万円）	188,388	159,431	166,104	162,577

資料：商業統計調査

(2) 工業

西条市の工業は、臨海部を中心に立地する非鉄金属、電気、電子部品、鉄鋼、機械、飲料、金属、輸送用機械等を中心に発展してきており、四国地方において突出した製造品出荷額を誇っています。

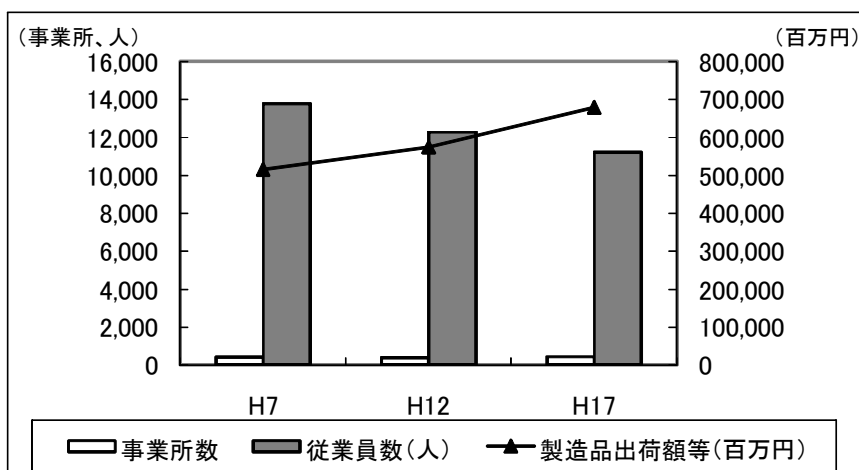
経年で比較すると、従業員数は減少しているものの、製造品出荷額等は増加傾向にあります。

■産業大分類別事業所、従業員数、製造品出荷額

産業分類別	事業所数		従業員数		製造品出荷額（万円）	
		構成比		構成比		構成比
食料	33	11.8	806	7.2	713,595	0.9
飲料・たばこ	8	2.9	226	2.0	3,138,220	4.0
繊維	16	5.7	253	2.3	325,810	0.4
衣服	29	10.4	395	3.5	294,083	0.4
木材	6	2.1	153	1.4	469,435	0.6
家具	8	2.9	44	0.4	34,856	0.0
パルプ	13	4.6	489	4.4	554,577	0.7
印刷	6	2.1	51	0.5	50,900	0.1
化学	2	0.7	19	0.2	X	—
石油・石炭	3	1.1	17	0.2	124,621	0.2
プラスチック	14	5.0	1,278	11.5	3,692,286	4.7
窯業	20	7.1	264	2.4	643,374	0.8
鉄鋼	16	5.7	579	5.2	8,314,345	10.6
非鉄金属	4	1.4	546	4.9	28,027,414	35.8
金属	24	8.6	1,037	9.3	3,184,554	4.1
一般機械	54	19.3	1,886	16.9	6,195,808	7.9
電気機械	9	3.2	1,492	13.4	7,901,362	10.1
情報通信機械	1	0.4	18	0.2	X	—
電子部品	4	1.4	1,230	11.0	8,612,311	11.0
輸送機械	8	2.9	260	2.3	5,707,603	7.3
その他	2	0.7	112	1.0	X	—
総数	280	100	11,155	100	78,389,188	100

資料：平成 18 年工業統計調査

■事業所、従業員数、製造品出荷額の経年比較



	H7	H12	H17
事業所数	413	371	425
従業員数（人）	13,799	12,269	11,189
製造品出荷額等（百万円）	516,153	574,948	678,734

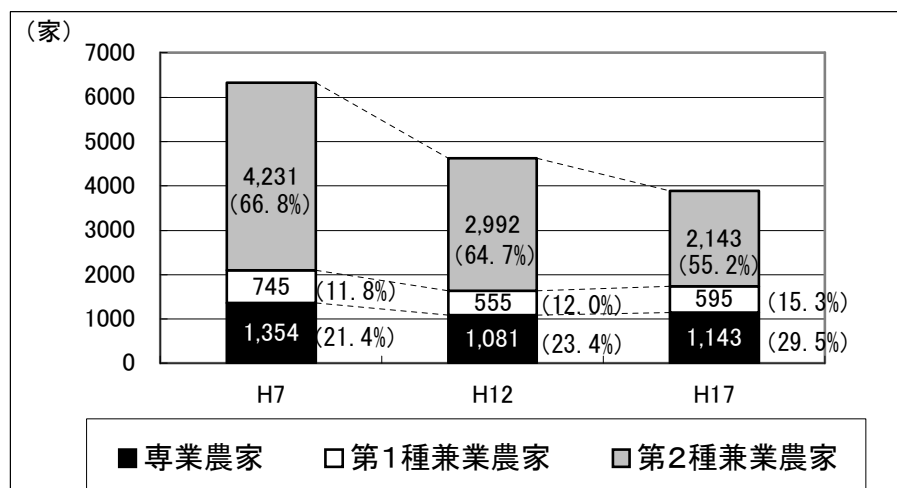
資料：工業統計調査

(3) 農業

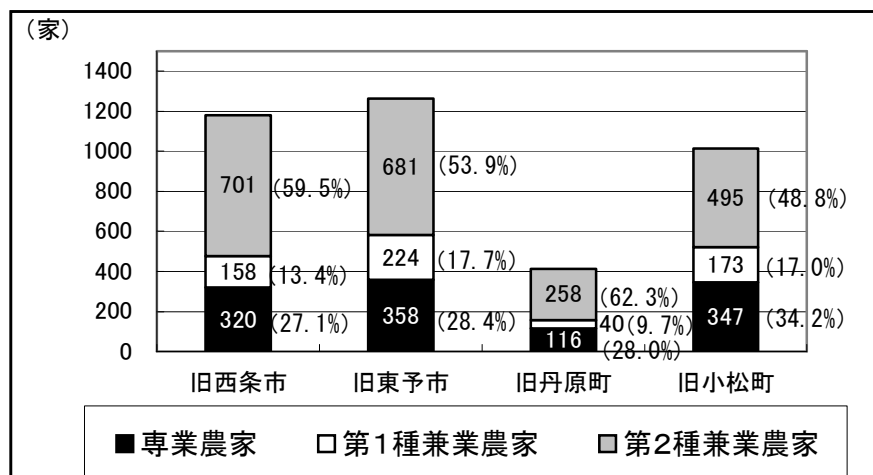
西条市の農業は、瀬戸内特有の温暖な気候と石鎚山系や高縄山系を源流とする豊富な水資源に恵まれ、米作を主体に麦作、野菜、果樹、花き、畜産などの複合経営が行われ、県下有数の農業地帯となっています。

農家数を見ると、第2種兼業農家の減少に伴い、農家数全体は減少しています。

■専業別農家数の推移（販売農家）



資料：農林業センサス



資料：2005 農林業センサス

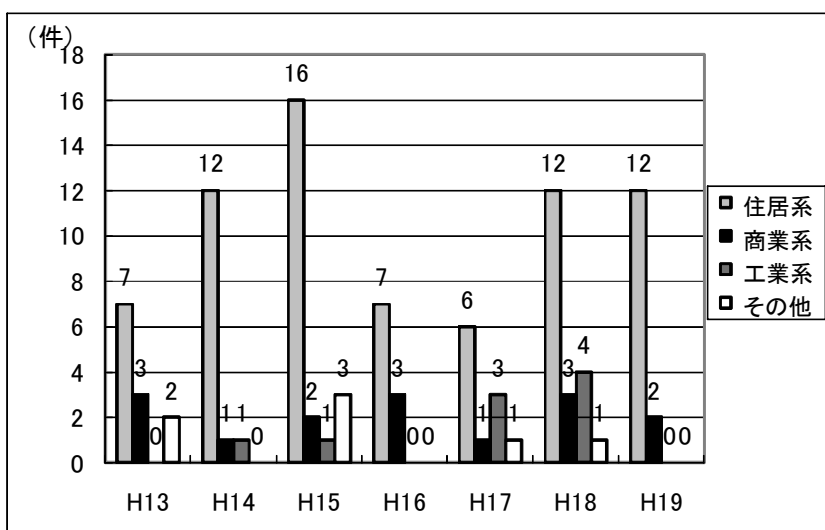
4-3. 開発動向

(1) 開発許可の状況

西条市の開発状況を用途地域内外で見ると、用途地域内では、住居系の開発は線引き廃止（平成 16 年 5 月 14 日）後に減少しましたが、平成 18 年に増加に転じています。

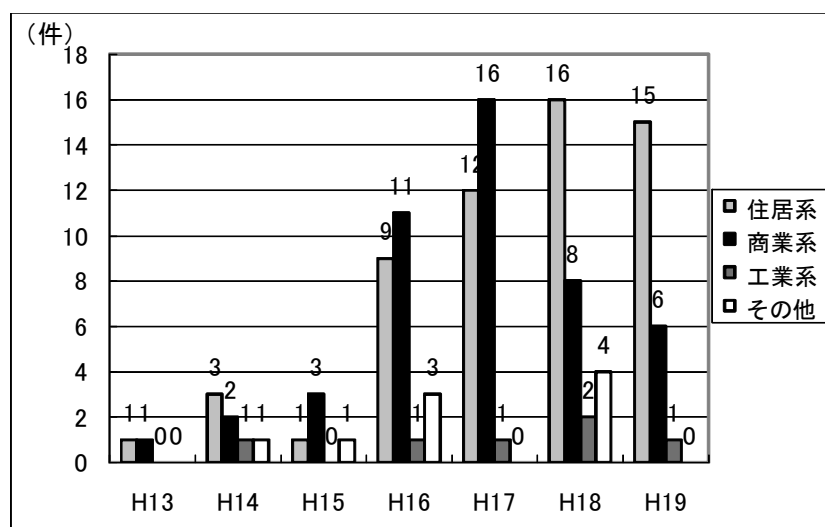
用途地域外では、住居系の開発は線引き廃止（平成 16 年 5 月 14 日）以降で大きく増加しています。また、商業系の開発は、線引き廃止（平成 16 年 5 月 14 日）後に大きく増加しましたが、平成 17 年をピークに減少に転じています。

■開発許可の状況（用途地域内）



資料：庁内資料

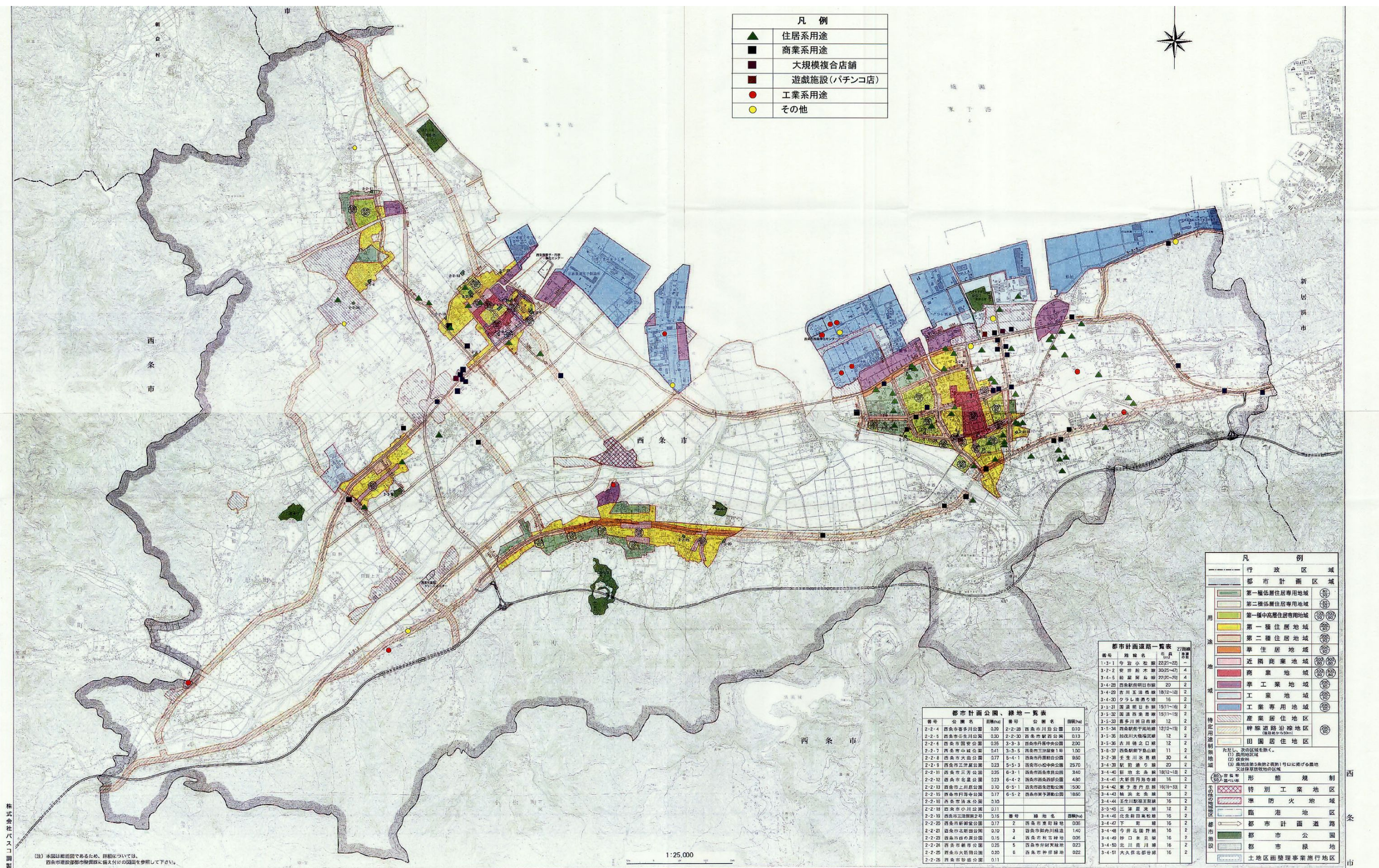
■開発許可の状況（用途地域外）



※線引き廃止前については 1,000 ㎡以上の開発件数を抽出

資料：庁内資料

●開発許可の位置図



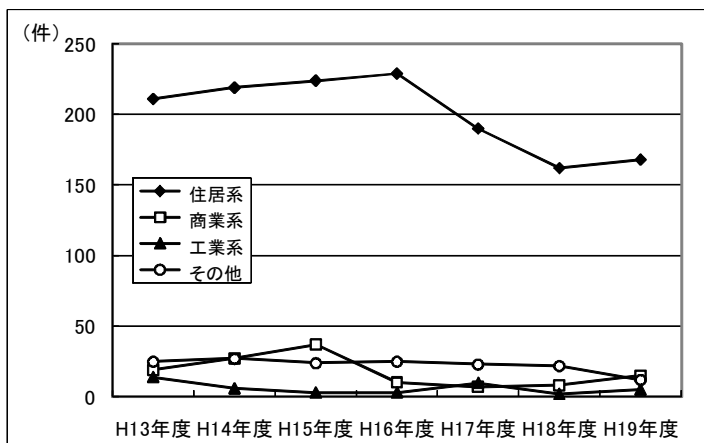
期間：線引き廃止（H16.5.14）～H19.3.31

(2) 新築の状況

西条市の新築の状況を用途地域内外で見ると、用途地域内では、住居系の新築が線引き廃止（平成 16 年 5 月 14 日）以降減少していますが、平成 19 年度で増加に転じています。また、商業系の新築も同様に、減少から増加に転じています。

逆に用途地域外では、住居系の新築が線引き廃止（平成 16 年 5 月 14 日）以降大きく増加しています。また、商業系の新築は、線引き廃止（平成 16 年 5 月 14 日）後に増加しましたが、平成 19 年度で減少に転じています。

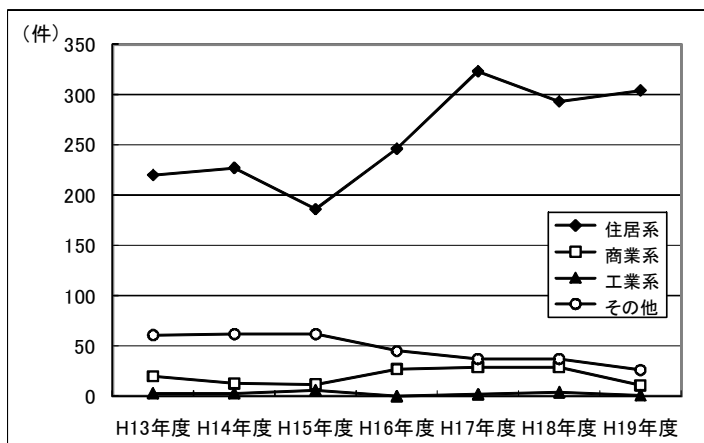
■新築の状況（用途地域内）



		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
住居系	件数:件	211	219	224	229	190	162	168
	面積:m ²	32,009	37,140	43,570	44,799	36,476	22,095	32,433
商業系	件数:件	19	27	37	10	7	8	15
	面積:m ²	6,479	15,592	9,265	3,930	727	4,405	8,977
工業系	件数:件	14	6	3	3	10	2	5
	面積:m ²	9,837	3,075	389	8,765	13,143	2,250	7,491
その他	件数:件	25	27	24	25	23	22	12
	面積:m ²	3,669	7,498	12,820	18,556	9,658	14,434	9,526
合 計	件数:件	269	279	288	267	230	194	200
	面積:m ²	51,994	63,305	66,044	76,050	60,004	43,184	58,427

資料：庁内資料

■新築の状況（用途地域外）



		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
住居系	件数:件	220	227	186	246	323	293	304
	面積:m ²	30,878	33,292	25,017	47,225	52,199	43,687	48,406
商業系	件数:件	20	13	12	27	29	29	11
	面積:m ²	22,864	2,456	1,980	15,073	21,215	25,271	26,391
工業系	件数:件	3	3	6	0	2	4	1
	面積:m ²	446	2,182	2,430	0	926	1,832	997
その他	件数:件	61	62	62	45	37	37	26
	面積:m ²	10,694	28,320	11,358	22,687	9,022	10,935	10,187
合 計	件数:件	304	305	266	318	391	363	342
	面積:m ²	64,882	66,250	40,785	84,985	83,362	81,725	85,981

資料：庁内資料

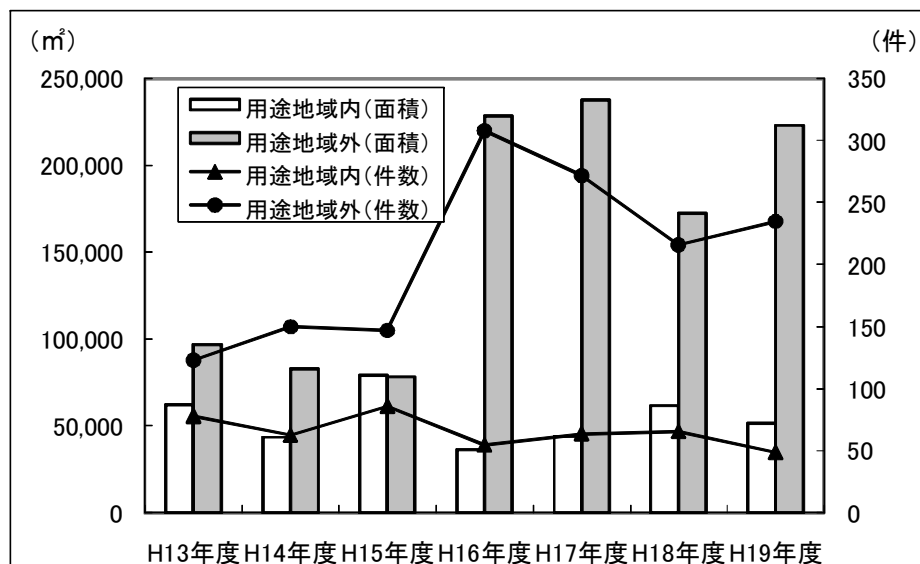
(3) 農地転用の状況

西条市の農地転用の状況を用途地域内外で見ると、用途地域内は、面積、件数ともに線引き廃止（平成 16 年 5 月 14 日）以降減少し、逆に用途地域外は、面積、件数ともに大きく増加しています。

転用用途別で見ると、用途地域内は、商業系が近年増加傾向にあり、商業系以外の用途は、若干の減少傾向が見られます。

用途地域外では、住宅系、商業系、その他の用途で、線引き廃止（平成 16 年 5 月 14 日）後に大きく増加しましたが、近年は若干の減少傾向にあります。

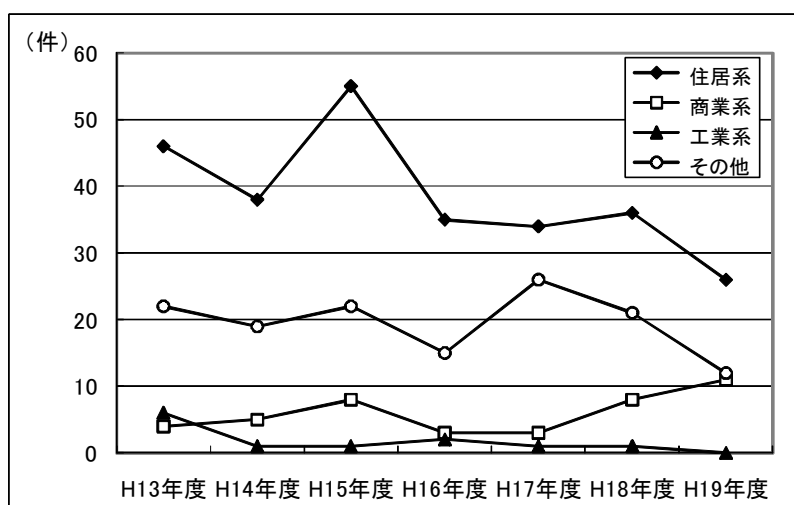
■農地転用の状況



		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
用途地域内	件数:件	78	63	86	55	64	66	49
	面積:m ²	62,648	43,853	79,371	36,740	44,238	61,842	51,494
用途地域外	件数:件	123	150	147	308	272	216	235
	面積:m ²	96,933	82,944	78,543	228,321	237,692	172,727	223,022
合 計	件数:件	201	213	233	363	336	282	284
	面積:m ²	159,581	126,797	157,914	265,061	281,930	234,569	274,516

資料：庁内資料

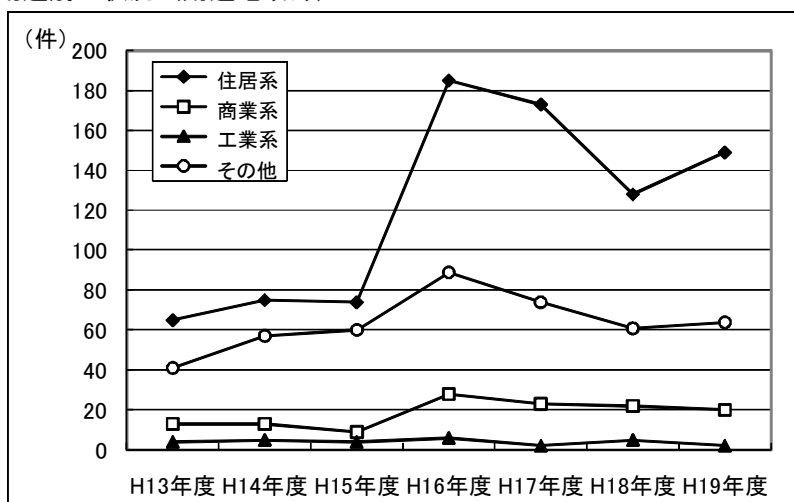
■転用用途別の状況（用途地域内）



		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
住居系	件数:件	46	38	55	35	34	36	26
	面積:m ²	22,477	19,421	34,858	19,800	15,294	30,483	20,620
商業系	件数:件	4	5	8	3	3	8	11
	面積:m ²	18,376	7,018	23,925	3,588	3,233	13,976	11,685
工業系	件数:件	6	1	1	2	1	1	0
	面積:m ²	6,749	4,362	1,229	3,185	1,815	1,533	0
その他	件数:件	22	19	22	15	26	21	12
	面積:m ²	15,046	13,052	19,359	10,167	23,896	15,850	19,189
合 計	件数:件	78	63	86	55	64	66	49
	面積:m ²	62,648	43,853	79,371	36,740	44,238	61,842	51,494

資料：庁内資料

■転用用途別の状況（用途地域外）



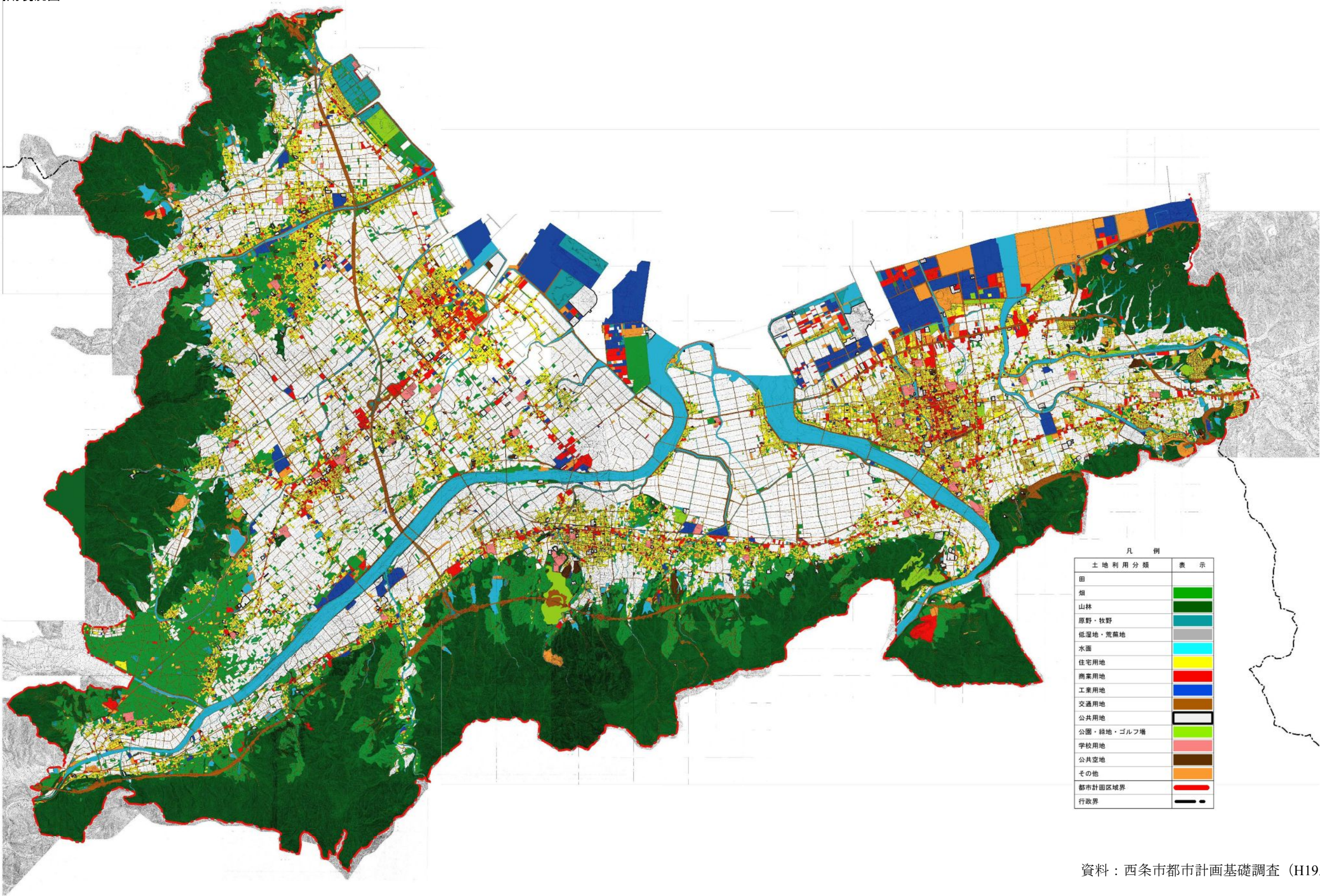
		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
住居系	件数:件	65	75	74	185	173	128	149
	面積:m ²	29,907	34,435	27,448	76,503	85,318	68,270	86,323
商業系	件数:件	13	13	9	28	23	22	20
	面積:m ²	8,535	8,158	4,771	54,659	81,157	62,246	92,042
工業系	件数:件	4	5	4	6	2	5	2
	面積:m ²	3,275	6,957	2,627	10,334	4,509	5,774	1,452
その他	件数:件	41	57	60	89	74	61	64
	面積:m ²	55,216	33,394	43,697	86,825	66,708	36,437	43,205
合 計	件数:件	123	150	147	308	272	216	235
	面積:m ²	96,933	82,944	78,543	228,321	237,692	172,727	223,022

資料：庁内資料

4-4. 土地利用

(1) 土地利用現況

●土地利用現況図



資料：西条市都市計画基礎調査（H19.2）

(2) 都市計画による規制

① 都市計画区域

これまで、西条市では、隣接する新居浜市とともに東予広域都市計画区域が指定されていますが、東予広域都市計画区域は、市町村合併により新居浜市と西条市の2市に集約され、区域区分（線引き）も廃止されたことから、新居浜都市計画区域と西条都市計画区域に分割しました。

なお、西条市における都市計画区域の範囲は、旧西条市、旧東予市、旧丹原町及び旧小松町のそれぞれ一部です。

■都市計画区域の指定状況（平成21年1月13日以降）

都市計画 区域名称	市名	都市計画区域			
		面積 ha	構成比 %	法指定 年月日	最終区域 指定年月日
西条	西条市	17,754	100.0	H21.1.13	H21.1.13

資料：愛媛県の都市計画

② 地域地区

地域地区は、用途地域、特定用途制限地域、特別用途地区、準防火地域、臨港地区などが指定されています。

用途地域のうち、工業専用地域が38.7%と、特に高い割合で指定されています。

■用途地域の指定状況

都市計画 区域名称	市名	用途地域 (ha)												
		1 低層	2 低層	1 中高	2 中高	1 住居	2 住居	準 住居	近 商	商 業	準 工	工 業	工 専	合 計
西条	西条市	164.1	3.3	143.3	—	442.0	120.9	53.9	71.8	58.8	171.6	144.6	867.5	2,241.8

資料：庁内資料

■特定用途制限地域の指定状況

都市計画 区域名称	市名	特定用途制限地域			
		産業居住地区 ha	幹線道路沿線地区 ha	田園居住地区 ha	合計 ha
西条	西条市	369	692	14,435	15,496

資料：庁内資料

■特別用途地区の指定状況

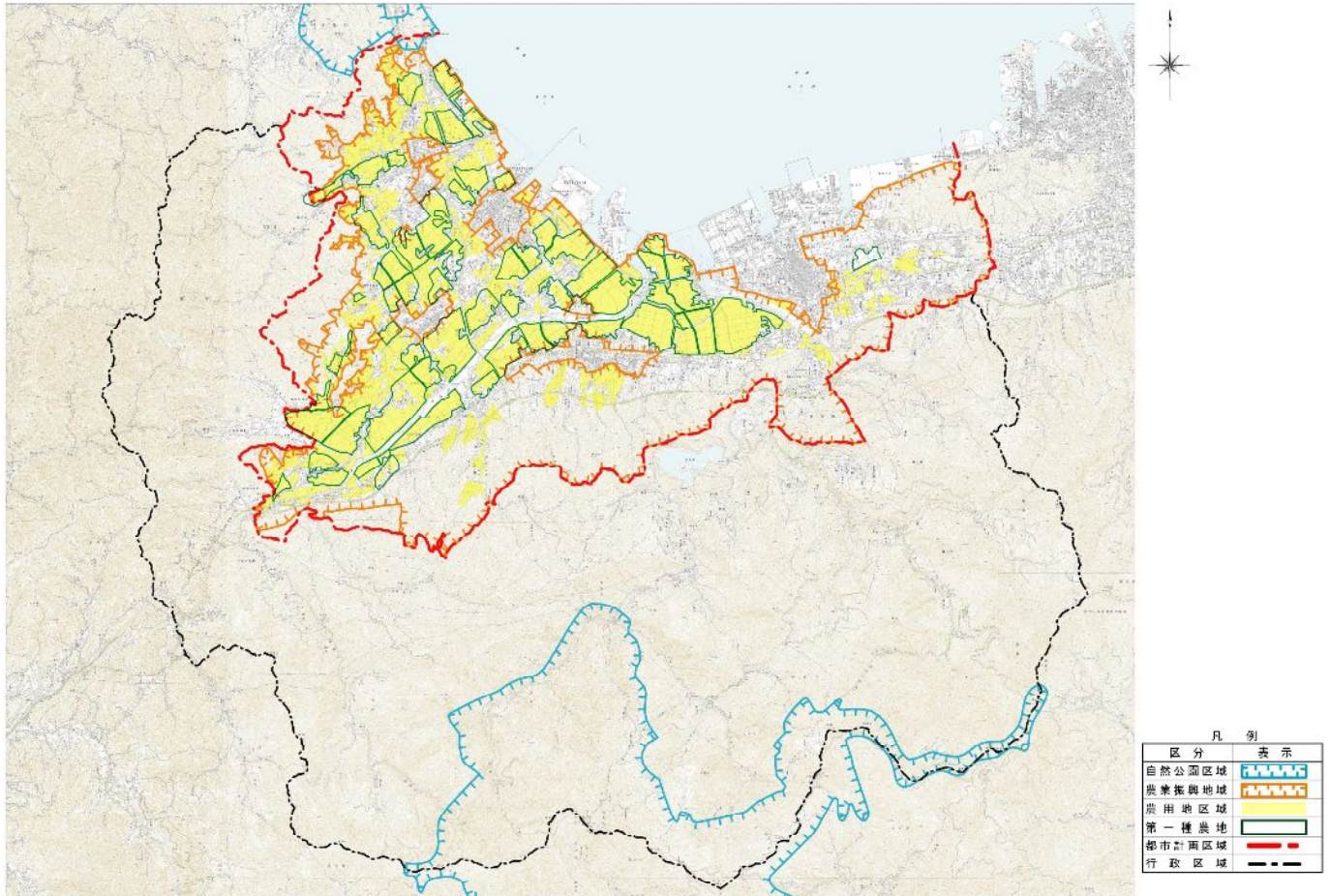
都市計画 区域名称	市名	特別用途地区		備考
		特別工業地区 ha	大規模集客施設制限地区※ ha	
西条	西条市	24	約172	※市の準工業地域全域

資料：庁内資料

(3) 都市計画以外の規制

西条市には、自然公園区域、農用地区域等が指定されています。

●自然公園区域、農業振興地域等の現況図



資料：西条市都市計画基礎調査（H19.2）、庁内資料

4-5. 都市施設

(1) 都市計画道路

西条市には、都市計画道路が 27 路線指定されており、改良済は 38.4%、暫定供用区間を含めると 52.2%となっています。

■都市計画道路

路線番号	路線名	車線数	幅員	計画延長 合計 (m)	改良済 (m)	改良済 (m) (暫定供用 区間含む)
1.3.1	今治小松線	－	22	11,370	0	11,370
3.3.1	安井飯岡線	4	30	21,410	7,540	10,040
3.3.2	船屋磯浦線	4	29	3,390	3,390	3,390
3.4.3	西条駅前朔日市線	2	20	2,810	1,690	1,690
3.4.4	古川玉津橋線	2	18	3,410	2,680	2,680
3.4.5	クラレ南通り線	2	16	710	0	0
3.5.6	国道朔日市線	2	16	4,370	4,250	4,250
3.5.7	国道西条港線	2	15	2,870	2,870	2,870
3.5.8	喜多川朔日市線	2	12	2,080	0	0
3.5.9	西条駅前干拓地線	2	12	3,250	3,250	3,250
3.5.10	加茂川大橋福武線	2	12	1,780	340	340
3.5.11	古川樋之口線	2	12	930	660	660
3.5.12	西条駅前下島山線	2	11	2,660	450	450
3.2.13	壬生川氷見線	4	30	5,190	487	487
3.4.14	駅前通り線	2	20	1,000	945	945
3.4.15	新地北条線	2	18	2,090	987	987
3.4.16	大新田円海寺線	2	16	1,580	0	0
3.4.17	東予港丹原線	2	16	7,210	4,524	4,524
3.4.18	楠浜北条線	2	16	6,300	3,815	3,815
3.4.19	壬生川駅福王院線	2	16	1,230	300	300
3.5.20	三津屋東線	2	12	394	394	394
3.4.21	北条新田高松線	2	16	6,940	0	0
3.4.22	下町線	2	16	760	0	0
3.4.23	今井北田野線	2	16	540	0	0
3.4.24	妙口氷見線	2	16	5,230	0	0
3.4.25	北川南川線	2	16	520	0	0
3.4.26	大久保北都谷線	2	16	380	0	0

資料：庁内資料（H21.3.31）

(2) 交通広場

西条市には、交通広場が3箇所あり、すべて供用開始されています。

■交通広場

番号	路線名	計画決定 面積 (㎡)	供用面積 (㎡)	位置
3.4.3	西条駅前朔日市線	3,800	3,800	JR伊予西条駅前
3.5.7	国道西条港線	2,700	2,700	西条港務所前
3.4.14	駅前通り線	3,200	3,200	壬生川駅前

資料：庁内資料（H21.3.31）

(3) 都市計画公園

西条市には、都市計画決定された公園が29箇所あり、供用されている面積は約81.7haです。

■都市計画公園

番 号	公 園 名	種類	供用面積 (ha)	摘要
6.5.3	西条運動公園	運動公園	約 15.00	平成 13年度完成
6.5.4	東予運動公園	〃	〃 18.60	平成20年度完成
5.4.1	丹原総合公園	総合公園	〃 9.33	平成 10年度完成
5.5.2	小松中央公園	〃	〃 23.92	事業実施中
6.3.1	市民公園	地区公園	〃 3.42	昭和 47年度完成
6.4.2	西部公園	近隣公園	〃 4.80	昭和 54年度完成
3.3.2	三津屋東1号公園	〃	〃 1.00	平成 2年度完成
3.3.1	丹原中央公園	〃	〃 0.84	事業実施中
2.2.1	喜多川公園	街区公園	〃 0.38	昭和 50年度完成
2.2.2	壬生川公園	〃	〃 0.30	昭和 41年度完成
2.2.3	国安公園	〃	〃 0.34	昭和 47年度完成
2.2.4	中城公園	〃	〃 0.41	昭和 53年度完成
2.2.5	大曲公園	〃	〃 0.77	昭和 51年度完成
2.2.6	三津屋公園	〃	〃 0.22	昭和 52年度完成
2.2.7	三芳公園	〃	〃 0.24	昭和 55年度完成
2.2.8	北星公園	〃	〃 0.23	昭和 56年度完成
2.2.9	上川原公園	〃	〃 0.10	昭和 57年度完成
2.2.10	円海寺公園	〃	〃 0.18	昭和 59年度完成
2.2.11	清水公園	〃	〃 0.10	昭和 58年度完成
2.2.12	小川公園	〃	〃 0.11	昭和 59年度完成
2.2.13	三津屋東2号公園	〃	〃 0.15	平成元年度完成
2.2.14	新御堂公園	〃	〃 0.17	昭和 59年度完成
2.2.15	北新田公園	〃	〃 0.10	昭和 60年度完成
2.2.16	西の原公園	〃	〃 0.15	昭和 61年度完成
2.2.17	新市公園	〃	〃 0.25	昭和 61年度完成
2.2.18	大新田公園	〃	〃 0.20	昭和 63年度完成
2.2.19	砂盛公園	〃	〃 0.11	昭和 62年度完成
2.2.20	川沿公園	〃	〃 0.10	平成元年度完成
2.2.21	駅西公園	〃	〃 0.13	平成 4年度完成

資料：庁内資料（H21.3.31）

(4) 緑地

西条市には、緑地が5箇所あり、御舟川緑道以外は、整備が完了しています。

■緑地

番号	緑地名	計画決定 面積 (ha)	開設面積 (ha)	位置
1	東町緑地	0.05	0.05	西条市東町字東町
2	御舟川緑道	1.4	1.37	西条市朔日市字若洲及び字船元並びにこれらの地先水面並びに字徳助外新田及び字与八郎新田の地先水面
3	秋吉緑地	0.05	0.05	西条市朔日市字秋吉
4	弁財天緑地	0.23	0.23	西条市大町字弁財天
5	神拝緑地	0.22	0.22	西条市神拝字中原及び西房

資料：庁内資料（H21.3.31）

(5) 公共下水道

西条市には、公共下水道が2箇所あります。

■公共下水道

名称	処理場	処理区域面積 (ha)			住民基本 台帳人口 (人)	処理人口 (人)		
		全体計画	現認可	H19年度末整備		全体計画	現認可	H19年度末整備
西条公共下水道	西条浄化センター	1,855.8	1,334.2	1,029.3	115,280	71,580	53,970	43,528
東予・丹原公共下水道	東予・丹原浄化センター	1,991.0	515.4	378.5		44,750	13,900	11,646

資料：庁内資料（H21.3.31）

(6) 都市下水路

西条市には、都市下水路が3箇所あります。

■都市下水路

都市 下水路名	都市計画決定 集水面積 (ha)	事業実施状況 水路延長 (m)	事業実施状況 施行期間
本河原都市下水路	64.0	947.6	完了S32～S41
大曲都市下水路	40.0	280	完了S38
三津屋都市下水路	110.0	1,621.5	完了S44～S49

資料：庁内資料（H21.3.31）

(7) ごみ焼却場

西条市には、西条市道前クリーンセンターが立地しています。

■ごみ焼却場

番号	名称	面積 (㎡)	処理能力 (t/日)	位置
1	西条市道前クリーンセンター	16,400	200.0	周桑郡小松町大字大頭字松縄

資料：庁内資料（H21.3.31）

4-6. 市街地開発事業等

(1) 土地区画整理事業

西条市には、土地区画整理事業が3地区行われています。

■公共団体施行土地区画整理事業決定状況

都市計画 区域名	都市名	名称	都市計画決定 面積 (ha)	事業実施			
				施行者	施行面積 (ha)	事業年度	摘要
東予広域	西条市	三津屋 土地区画整理事業	30.6	東予市	30.6	S42～S52	完了

資料：庁内資料（H21.3.31）

■組合施行土地区画整理事業決定状況

都市計画 区域名	都市名	名称	都市計画決定 面積 (ha)	事業実施			
				施行者	施行面積 (ha)	事業年度	摘要
東予広域	西条市	三津屋東 土地区画整理事業	19.6	三津屋東 土地区画整理 組合	19.6	S59～H6	完了

資料：庁内資料（H21.3.31）

■個人施行土地区画整理事業決定状況

都市名	地区名	施行者	施行面積 (ha)	事業年度	摘要
西条市	喜多川	住宅営団	2.5	S19	完了

資料：庁内資料（H21.3.31）

(2) まちづくり交付金事業

西条市には、まちづくり交付金事業が1地区行われており、2地区が計画されています。

■まちづくり交付金事業実施状況

都市名	事業主体	地区名	施行面積 (ha)	事業概要	事業年度	摘要
西条市	西条市	中央地区	91	道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、地域創造支援事業	H16～H20	完了
西条市	西条市	第Ⅱ期中央地区	140	道路、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、既存建造物活用事業、まちづくり活動推進事業	H21～H25	施工中
西条市	西条市	壬生川地区	82	道路、地域生活基盤施設、高質空間形成施設	H21～H25	施工中

資料：庁内資料（H21.3.31）

5. 市民の意向

本計画の策定にあたり、住民参加による計画策定の一環として、広く市民の意識を把握し、まちづくりに反映する事を目的として行ったアンケート調査結果を以下にまとめます。

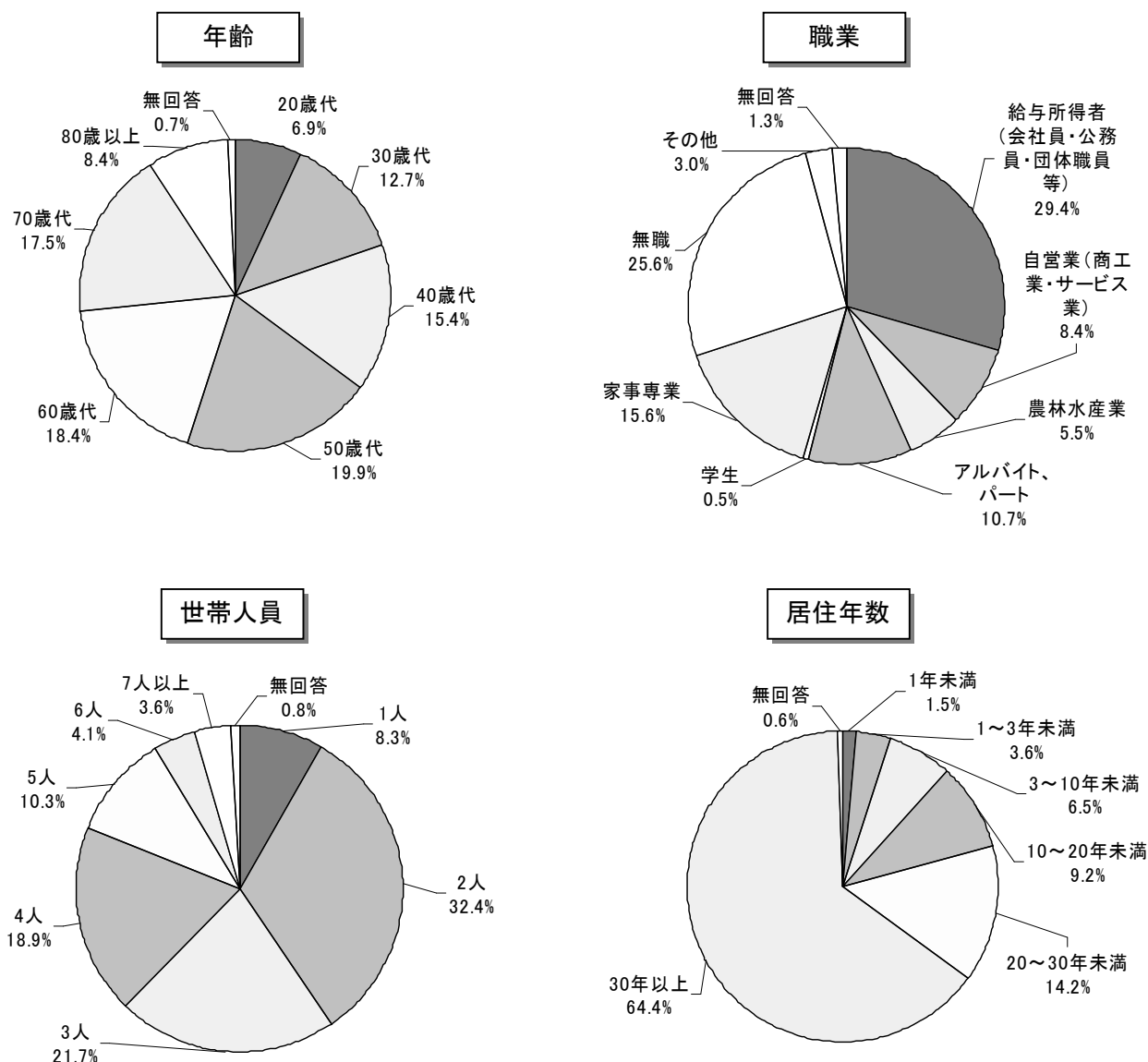
5-1. アンケート調査概要

(1) 調査対象・時期等

調査対象	・住民基本台帳から無作為に抽出した 4,000 名を対象		
調査期間	・平成 19 年 7 月 11 日（水）～平成 19 年 7 月 25 日（水）		
配布・回収の方法	・配布、回収ともに郵送		
配布・回収票数、回収率	配布票数（A）	回収票数（B）	回収数（B/A）
	4,000 票	1,485 票	37.1%

5-2. 調査結果概要

(1) 属性



(2) 調査結果

① 生活環境

●西条市に長年住んでいる方が多く、長年住みなれ愛着があるため、今後も住み続けたい意向が強い。

- ・居住年数を見ると、30年以上が6割を超え、20年以上では、約8割となっている。今後の居住意向では、住み続けたい意向（「ずっと住み続けたい」と「当分の間住みたい」の合計）が8割を超える。住み続けたい理由としては、「長年住みなれ愛着」があるが約6割と最も多い。

●普段の生活では、通勤・通学や休日の遊び以外では、市内で用事をすませることが多い。

- ・「最寄り品（食料品、日用雑貨など）の買い物」「病院、医療など医療にかかるとき」は9割近くが市内で用事をすませている。「休日の遊びや外出」では、約2割の方が松山市へ、「買回り品の買い物」では、約2割の方が新居浜市へ行くと回答されている。

●普段の生活では、自家用車の利用が多く、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用者は少ない。

- ・普段の生活では、自家用車の利用が特に多いが、「最寄り品（食料品、日用雑貨など）の買い物」では、15%が自転車となっており、自家用車以外では比較的高くなっている。

●緑・水等の自然環境に満足度が高く、上水道・簡易水道の整備、買い物便利さ、住まい（住宅）の満足度では、約半数の方が満足している。

●医療施設や救急医療体制の整備状況、バスや鉄道などの公共交通の便で不満が多い。

- ・満足度が高い項目（「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計）
「緑・水等の自然環境」約8割、「上水道・簡易水道の整備」約6割、「買い物便利さ」約5割、「住まい（住宅）の満足度」約6割、「総合的に見た西条市の暮らしやすさ」約6割。
- ・不満度が高い項目（「不満である」と「どちらかといえば不満である」の合計）
「医療施設や救急医療体制の整備状況」約5割、「バスや鉄道などの公共交通の便」約4割。

② 西条市の全体像・地域イメージ

●水や緑など自然環境が豊かで、高齢者や障害者が暮らしやすいまちが望まれている。

- ・西条市の将来イメージとして「水・緑など自然環境が豊かなまち」「高齢者や障害者が暮らしやすいまち」がともに約半数の方が回答されている。その他、「安心して子育てができるまち」が約3割、「災害に強いまち」が2割強となっている。

●住んでいる地域では、地下水の保全、道路や下水道・排水路の整備が望まれている。

- ・住んでいる地域で特に望まれることは、「地下水の保全」約3割、「道路の整備」約2割、「下水道・排水路の整備」約2割となっており、他の項目に比べ高くなっている。

③ 土地利用

●**各地域を均等に整備し、地域格差を生じないようなまちづくりが望まれている。**

- ・「各地区とも均等に整備を行い、地域格差が生じないようなまちづくりを行う」が 6 割強と多くなっている。次いで「これまで整備の遅れてきた郊外の集落地を中心に整備を行う」が約 3 割と高くなっている。

●**農地は、大規模農地や整備した農地は保全し、小規模農地や耕作放棄地は市民農園や農業体験学習の場等の活用が望まれている。**

- ・「大規模農地や整備された農地は保全し、小規模農地や耕作放棄地については市民農園や農業体験学習の場等に活用する」が最も多く 4 割強となっている。また、わからないと回答された方も約 2 割強と高くなっている。

●**山林・森林は、保全することを最も望み、災害防止や水源地としての利用の意向も高い。**

- ・「自然環境や生態系を守るための利用」が最も多く 5 割強、次いで「災害防止や水源地としての利用」が約 4 割と高くなっている。

④ 住宅

●**新たな住宅地の開発については、市街地から離れた所や市街地の周辺を望んでおり、生活したい場所も市街地から離れた自然環境が豊かなところや市街地の周辺が高い。**

●**また、生活したい場所は、市街地から離れた幹線道路沿いや公共施設等が立地する市街地も比較的高い。**

- ・「市街地から離れた環境が良好なところに、新たな住宅地を開発する」が最も高く約 4 割、「市街地の周辺に住宅地を開発する」が次いで約 2 割と高くなっている。
- ・また、住宅地開発においては「現状のままでよい」との意見も約 1.5 割と比較的高い。

⑤ 産業

●**商業施設の出店場所やあり方については、旧市町庁舎や駅周辺の既存市街地の活性化、幹線道路沿いや工場跡地への大規模店舗の誘致、中心市街地の商業活性化の 3 つが同程度の割合で望まれている。**

ただし、大規模商業施設の郊外への出店については、昔からのまちなか、商店街の衰退や近くの小規模スーパー、個人商店等の衰退などのまちづくりへの影響を解決したうえでの出店が望まれている。

大規模商業施設についての対策や取り組みとしては、商業施設が出店するエリアを定めての誘導や自動車利用に対する交通対策や駐車場確保の充実が求められている。

また、既存の商店街には、日常生活に必要な品物が揃う生活利便性が望まれている。

●**工場施設の立地場所やあり方については、現状のままでよいが半数近くを占め、約 2 割の方が海岸部を埋め立てて、新しい工業用地を整備し、企業の誘致を望んでいる。**

⑥ 都市施設

- 公園は、現在、住んでいる地区にあるものは、日常の憩いのための身近な広場や公園、道路わきなどにベンチや樹木だけがある小さな公園又は休憩所の回答が多く、今後、必要となる公園も同種の公園が多い。
さらに、今後、必要な公園として、都市防災の避難地となる大きな公園も多く望まれている。
また、西条市全体として必要な公園は、都市防災の避難地となる大きな公園の要望が最も多い。
- 道路は、歩行者や自転車の安全な通行のための道路整備（歩道の整備・拡張、段差解消）や狭い道路の拡幅や舗装道路（生活道路）が約 5 割と高く、望まれている。
- 道路、公園・緑地以外の都市施設では、西条市に必要なものとして診療所・病院や福祉施設（保健センター、老人ホームなど）の充実が求められている。
また、住んでいる地区では、上記の施設や下水道・排水路について充実を求める声が多い。
- 災害に対する備えとして、狭い道路の整備・解消や避難地・避難路の整備に対する要望が多い。
 - ・「避難地・避難路の整備」約 5 割、「狭い道路の整備・解消」4 割強。

⑦ 都市景観

- 景観に対する取り組みで重要だと考えることは、森林や丘陵、水辺等の自然景観を残すことが最も高い。また、古い街並みや道路景観への取り組みも重要だと考えられている。
 - ・「森林や丘陵、水辺等の自然景観を残す」が 4 割強と最も高い。
 - ・「田畑等、農地を残し田園的風景を守る」、「古い街並みなど特色ある地域、建物を指定し、保全・再生していく」、「電柱をなくし、街路樹を植えて道路をすっきりときれいにする」の 3 つが約 2.5 割と比較的高い。
- 西条市の好きな景観、他都市に誇れる景観は、石鎚山が特に多い。加茂川の清流、うちぬき、田園風景など自然景観や陣屋跡のお堀や歴史ある社寺など歴史的景観も多い。
また、西条まつりなど文化的景観も多い。

⑧ まちづくりへの市民参加について

- 住民のまちづくりへの参加意向については、アンケート等であれば参加してみたいが最も多い。
- 行政が主体となるべきと考えているまちづくりの項目が多く、上位から「まちづくりに関する広報活動を充実」「地区住民の要望・意見の整理」「まちづくりの関心を高める仕組み作り」「まちづくりに関する計画の提案」となる。
- 住民が主体となるべきと考えているまちづくりの項目は少なく、中でも「各地区でまちづくり懇談会などの開催」は比較的高い。

(3) 自由意見より

① 生活環境・基盤整備について

西条市内の中央部や繁華街の道路整備は目に見えて進んでいるものの、一本、裏に入った箇所や生活道路の未整備についての意見や要望が比較的多い。(70件)
道路の舗装状態に対する意見も多い。(20件)
小さな子供が安心して遊べる公園、家族で遊べる公園に対する要望が多い。(27件)
景観の保全に対する意見が多い。(53件)

② 教育・文化・スポーツについて

図書館建設計画に対する意見や要望が多い。(18件)
スポーツ施設の充実を求める声もある。(21件)
西条まつりに対する意見(マナーの悪さ、文化としてPR等)が多い。(26件)
水・水の都としての水質に対する心配、水を活かしたまちづくりへの要望、松山市への分水反対意見も多数。(78件)

③ 保健・医療・福祉について

周桑病院や総合病院に対する意見や要望が、今回の自由意見で最も多かった。(75件)
次いで、産婦人科や緊急時の対応に対する意見や要望も多い。(27件)

④ 産業について

商店街活性化の他、大型店舗やスーパー等の誘致、適正配置に対する意見や要望が多い。(68件)

⑤ 行財政について

市町村合併後の旧西条市への施設整備の集中、地域間格差拡大の是正を求める意見が多い。(85件)
各地域の特色を活かしたまちづくりへの要望もみられる。(37件)

6. 上位計画

6-1. 西条都市計画区域マスタープラン（平成21年1月策定）

●まちづくりの目標

全国的にも誇れる豊かな水と石鎚山や農地等の緑に恵まれた潤いある空間の中で、地域文化の醸成による人口減少の抑制とコミュニティの存続をめざすとともに、各地域の核となる市街地が連結した、均衡のとれた快適な環境を実感できる都市(まち)づくりをめざす。

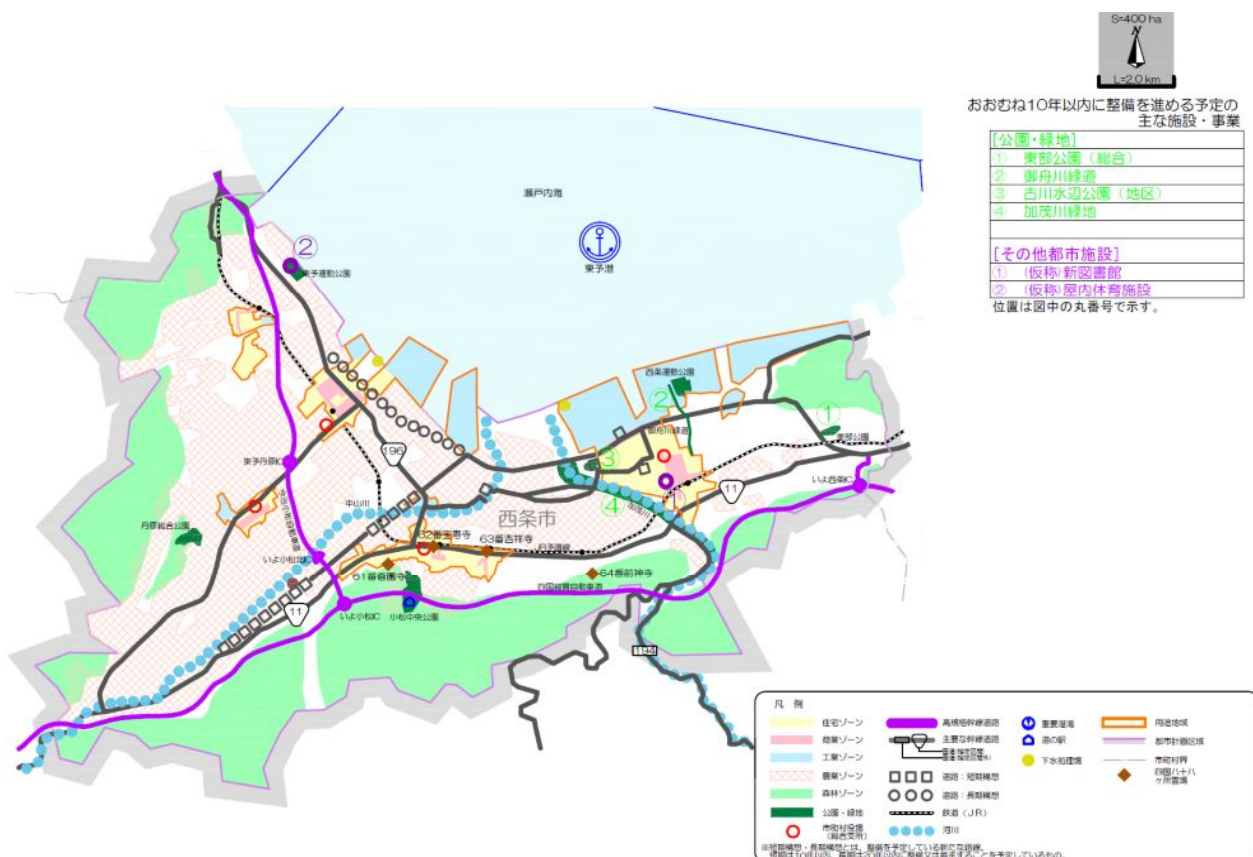
○キャッチフレーズ

「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市 西条」

●まちづくりの方針

- (1) J R伊予西条駅北側の中心市街地をはじめとする地域毎の中心部を核とした拠点連結型の都市構造を実現するための田園環境とも調和した秩序と均衡ある土地利用の形成
- (2) 各地域における快適でうるおいある都市生活と都市の均衡ある発展を支える都市施設整備
- (3) 既成市街地における良好な住環境形成に寄与する土地地区画整理事業等の導入
- (4) 「うちぬき」等の豊かな水や陣屋町としての歴史等を活かした都市と自然、歴史が共生する潤いのある都市空間の形成

●西条都市計画区域（マスタープラン図）



上記は、マスタープラン（基本計画）であり、具体的な位置等を規定するものではありません。

6-2. 西条市総合計画（平成 19 年 3 月策定）

●将来都市像
「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」
●目標年次
平成 27 年度
●目標人口
12 万人
●施策の大綱
1 健康で幸せな暮らしを実感できるまちづくり 2 豊かな自然環境を実感できるまちづくり 3 安心して快適な生活空間を実感できるまちづくり 4 豊かな心を育む教育・文化を実感できるまちづくり 5 産業の活力を実感できるまちづくり

6-3. 新市建設計画（平成 15 年 3 月策定）

●将来都市像
「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」
●都市のイメージ
・石鎚山と瀬戸内海からの、豊かな「水」と「緑」の恵みを受けて、 ・人々が心豊かに、快適で質の高い暮らしを送ることができ、 ・全国・世界にも通用する、元気で優れた人材が育ち、 ・地域経済が多様で活気あふれるとともに、時代に柔軟に対応し、 ・恵まれた交通条件を活かした拠点都市として、 ・まちの魅力を地域から各方面に広く発信している
●施策の方向性
①健康で幸せな暮らしの実現 ②自然環境豊かな地域の形成 ③安心して快適に暮らせる生活基盤の整備 ④豊かな心を育てる教育・文化の創造 ⑤活力ある産業の育成

7-1. 西条市中心市街地活性化基本計画（平成20年7月認定）

●事業実施方針図



7-2. 西条市環境基本計画（平成 19 年 3 月策定）

●将来の環境像
「石鎚に生まれ 水も緑も人も輝くまち西条」 ～子どもから大人までみんなでつなぐ豊かな自然～
●基本目標
1 子どもから大人まで みんなで学び・考え・行動するまち（環境教育） 2 豊かで清らかな水環境 いつまでも誇りにできるまち（水環境） 3 石鎚山の源流から燧灘まで 自然の表情豊かなまち（自然環境） 4 健やかで快適な環境をいつまでも守り育むまち（生活環境） 5 水と緑に生まれ 自然と調和した文化のまち（社会環境） 6 青い地球の緑の西条 地球にやさしく暮らすまち（地球環境）

7-3. 農村環境計画（平成 19 年 3 月策定）

●地域の将来像
「人と緑を育む 食と水の郷 西条」 ～快適環境の実現に向けて～ ○産業基盤の強化（産業の基盤づくり・流通体系整備） ○広域連携の促進（広域ネットワークづくり・地域のコミュニティ形成・都市と農村の交流促進） ・人を育むために（人材育成・安全で生きがいのある環境の構築） ・緑を育むために（自然環境保全・農業の継承） ・食の郷に向けて（産地形成・食と農が近い地域づくり） ・水の郷に向けて（豊かで美しい水の郷の構築）

7-4. 西条市農村振興基本計画（平成 19 年 3 月策定）

●農村の将来像
「人と緑を育む 食と水の郷 西条」 ～快適環境の実現に向けて～
●農村振興のテーマ
・産業基盤の強化（農業後継者対策（新たな経営体系の構築）、農業生産基盤の整備（営農経費の節減対策）の推進。土地利用秩序を確保した産業誘致。） ・連携の促進（地域内コミュニティの形成→集落機能の再生 地区内での広域連携の新たな仕組みを構築→協働・共栄の実現。） ・人を育むために（人材育成・安全で生きがいのある環境の構築） ・緑を育むために（自然環境保全・農業の継承） ・食の郷に向けて（産地形成・地産地消の推進） ・水の郷に向けて（水質保全・水源涵養）

7-5. 西条市地域防災計画（平成 19 年 2 月策定）

●計画の構成
『震災対策編』
第 1 章 総論
この計画の主旨、防災関係機関の業務、地震発生の条件などの計画の基本となる事項を示す。
第 2 章 地震災害予防対策
平常時の教育、訓練、施設の耐震性確保、市民生活の確保方策などの予防対策を示す。
第 3 章 地震災害応急対策
災害が発生した場合の応急対策を示す。
第 4 章 地震災害復旧・復興対策
災害発生後の復旧、復興対策を示す。
第 5 章 東南海・南海地震防災対策
東南海・南海地震に関する対策を示す。
『風水害等対策編』
第 1 章 総論
この計画の主旨、防災関係機関の業務、地形・気象災害の概要など計画の基本となる事項を示す。
第 2 章 災害予防対策
平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、市民生活の確保方策などの予防対策を示す。
第 3 章 災害応急対策
災害が発生した場合の応急対策を示す。
第 4 章 災害復旧対策
災害発生後の復旧、復興対策を示す。

7-6. 参考：旧市町計画

(1) 西条市都市計画マスタープラン（平成16年3月策定）

●将来都市像

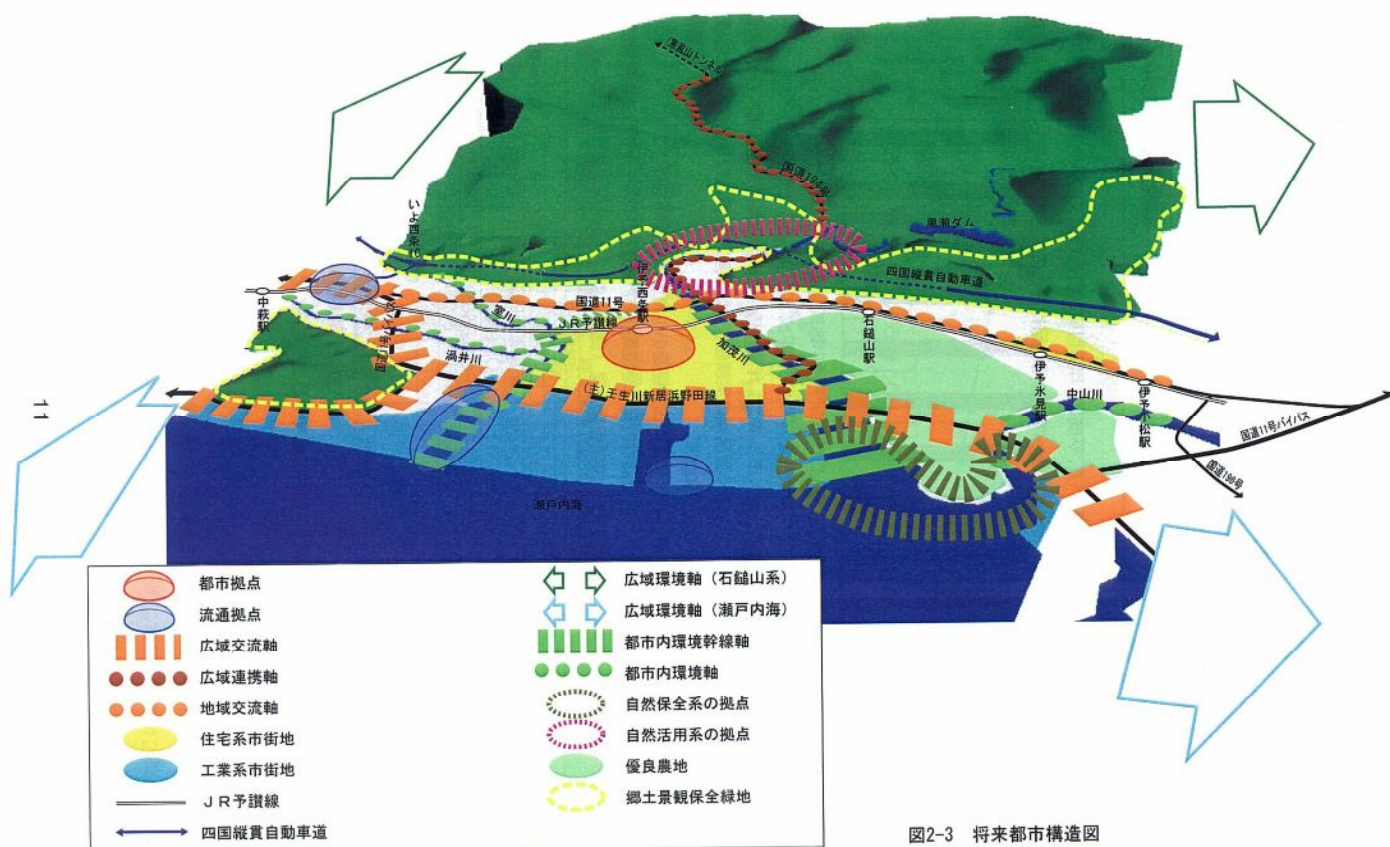
「水と文化都市—西条」

産業文化と地域文化が独自の輝きを放つ“水のステージづくり”

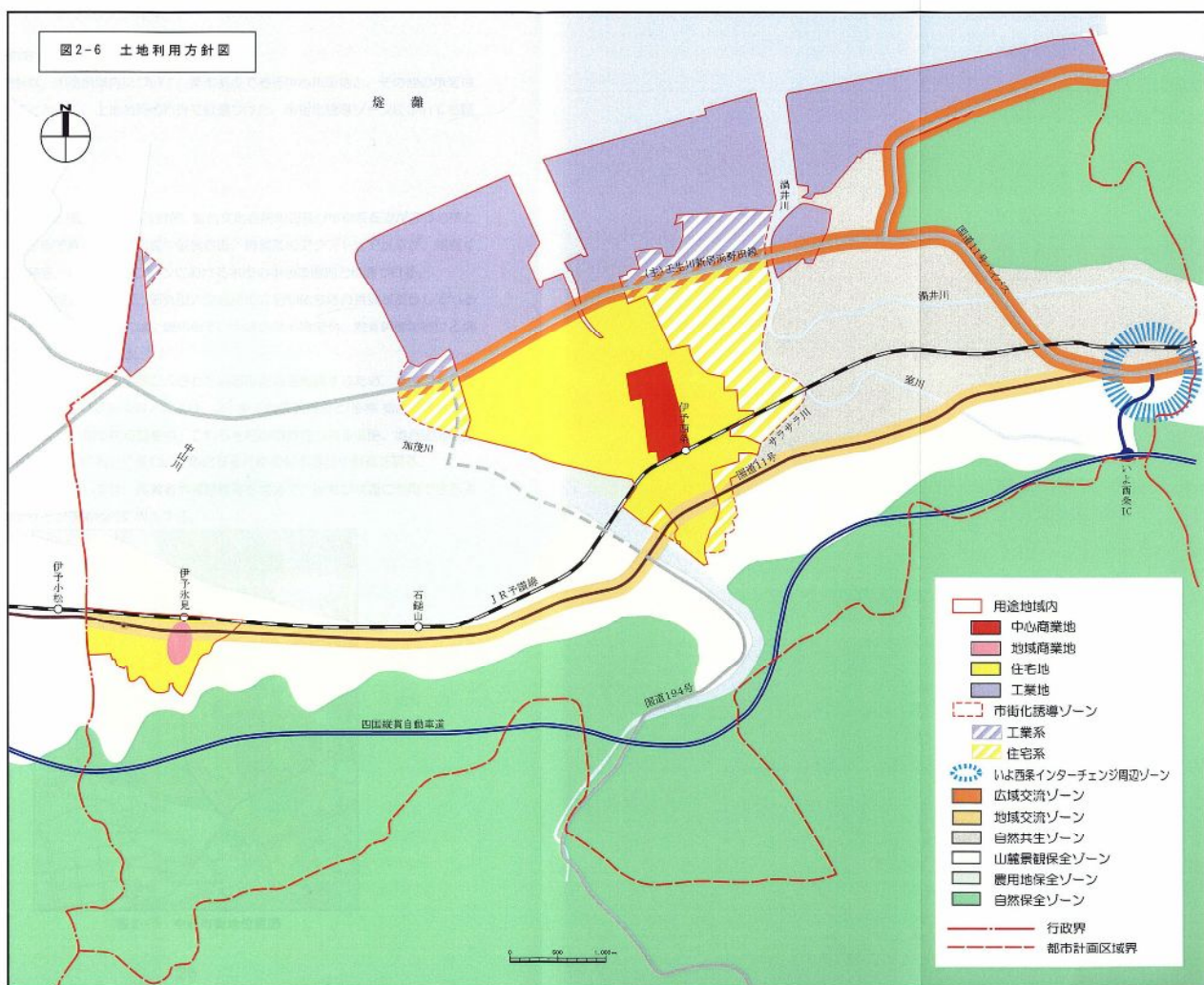
●まちづくりの目標

- ①水と文化都市にふさわしい秩序ある土地利用の形成
- ②周辺都市との連携促進と、快適で潤いのある都市生活を実現する都市施設整備
- ③先端技術産業、知識産業及び新規産業等の集積エリアの形成
- ④豊かな水や歴史遺産等、地域資源を活かした都市空間の形成
- ⑤市民、民間企業等、多様な主体の参加によるまちづくり
- ⑥地球や人にやさしいまちづくり

●旧西条市の将来都市構造図



●旧西条市の土地利用方針図



(2) 東予市都市計画マスタープラン（平成14年3月策定）

●将来都市像

「小さくとも 心豊かな『自立都市』：瀬戸内東予」
充実した日常生活がおくれる新生東予生活圏の形成

●まちづくりの基本理念

- 魅力ある地域の資源を守り育てるまちづくり
- 時代潮流に対応したまちづくり
- 市民・企業・行政の協働によるまちづくり

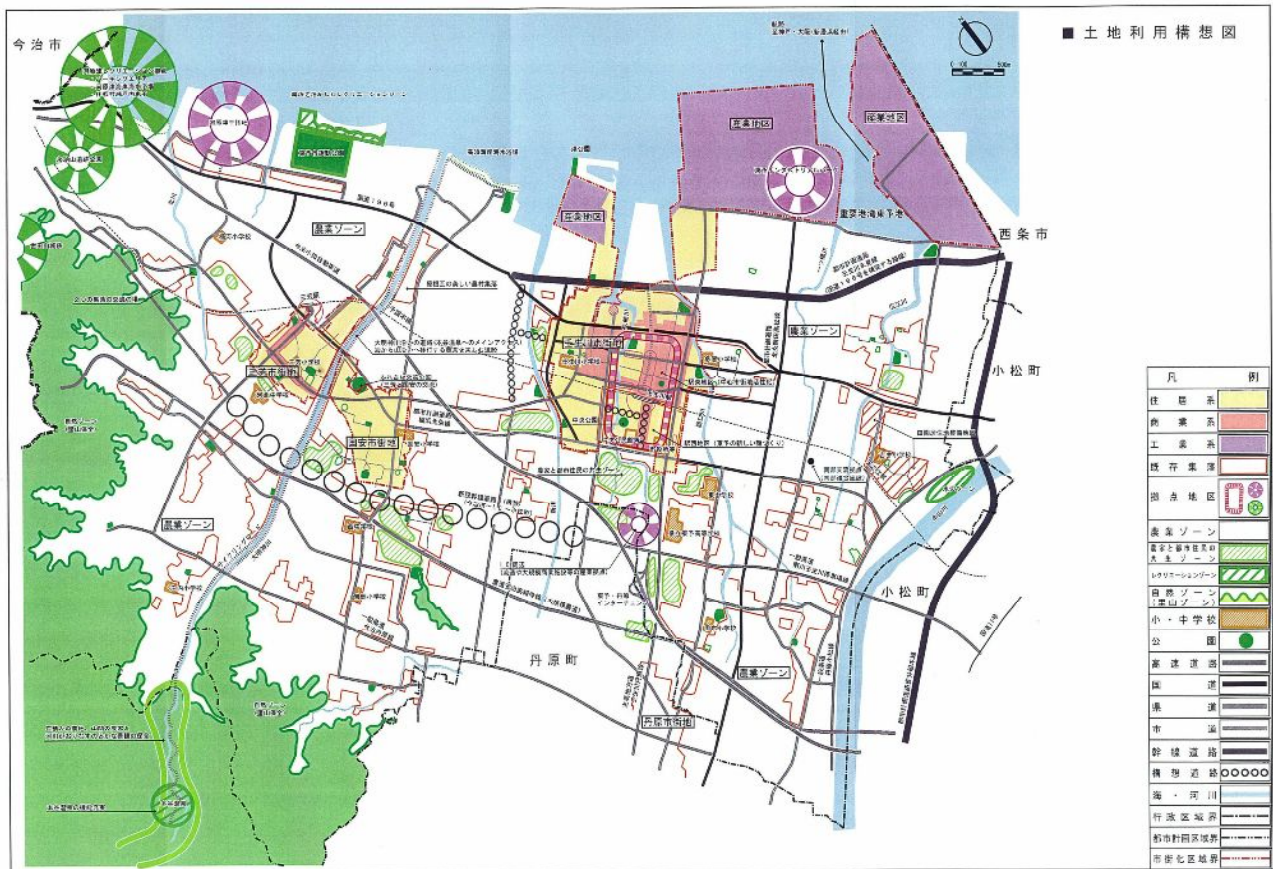
●重点目標

- ①魅力ある都市空間づくり
- ②少子化・高齢化に対応した生活環境づくり
- ③就業の場の創出
- ④充実した余暇時間が過ごせるレクリエーションゾーンの形成
- ⑤災害に強い都市の形成
- ⑥広域道路・都市内幹線道路等の充実
- ⑦農林漁業・農村環境の充実と都市との共生

●旧東予市の都市機能構成概念図



●旧東予市の土地利用方針図



(3) 西条市緑の基本計画（平成16年10月策定）

●基本理念

「加茂川や石鎚山系などの自然の緑やうちぬきや文化財などの歴史的な緑、都市公園や道路の緑が有機的に連携し、貴重な水と緑とともに様々な生態系と生きる都市を誇り、守ること」

●緑の将来像

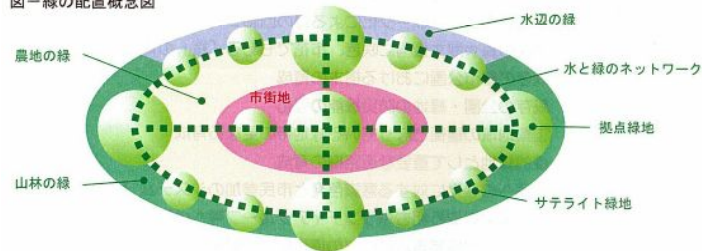
《緑の将来像》

人と自然が協奏するアクアの郷—西条—

～ 自然がステージ、みんなで奏でるアクアプラン ～

※西条市は、自然に恵まれたステージであり、西条市という舞台の上で人と自然が共生（協奏）することで、アクア（水）の郷を目指していく。緑の基本計画を「アクアプラン」と称し、西条市民みんなで奏でることで実現する「アクションプラン」とする。

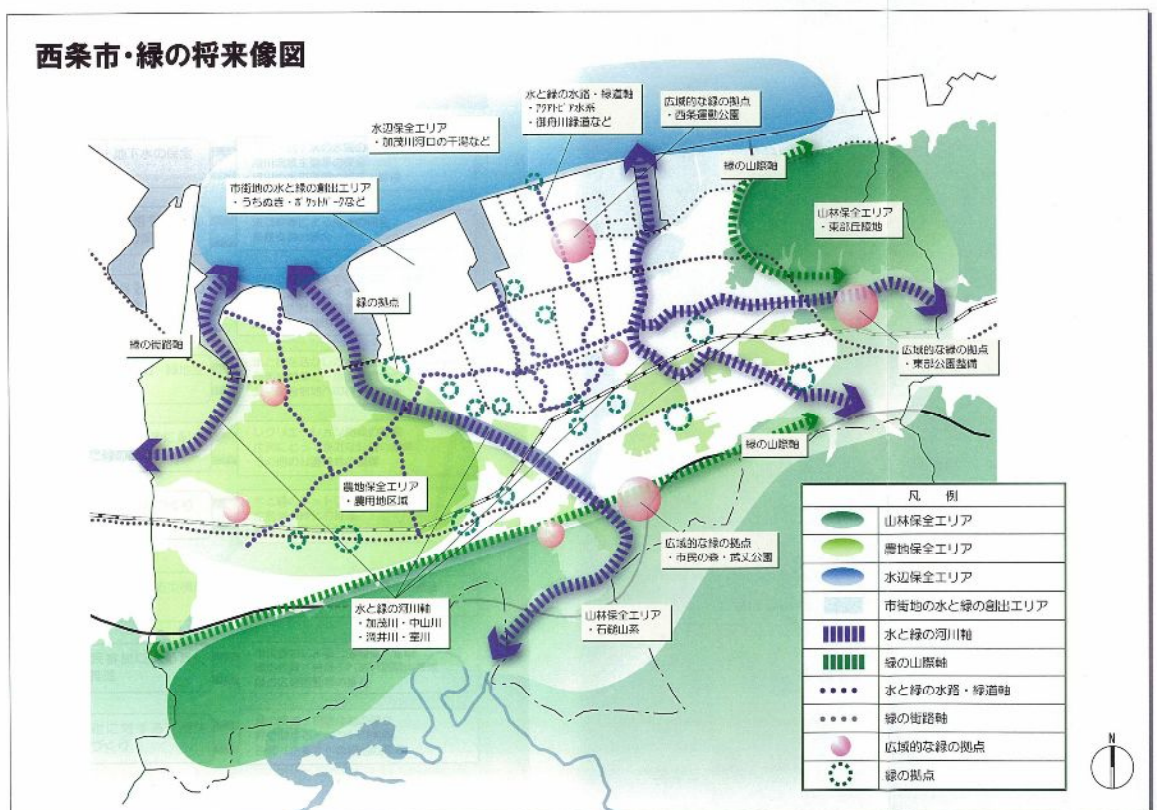
図一 緑の配置概念図



●基本方針

1. アクアの郷を守る（保全）
2. アクアの郷を創る（創出）
3. アクアの郷を育てる（育成）

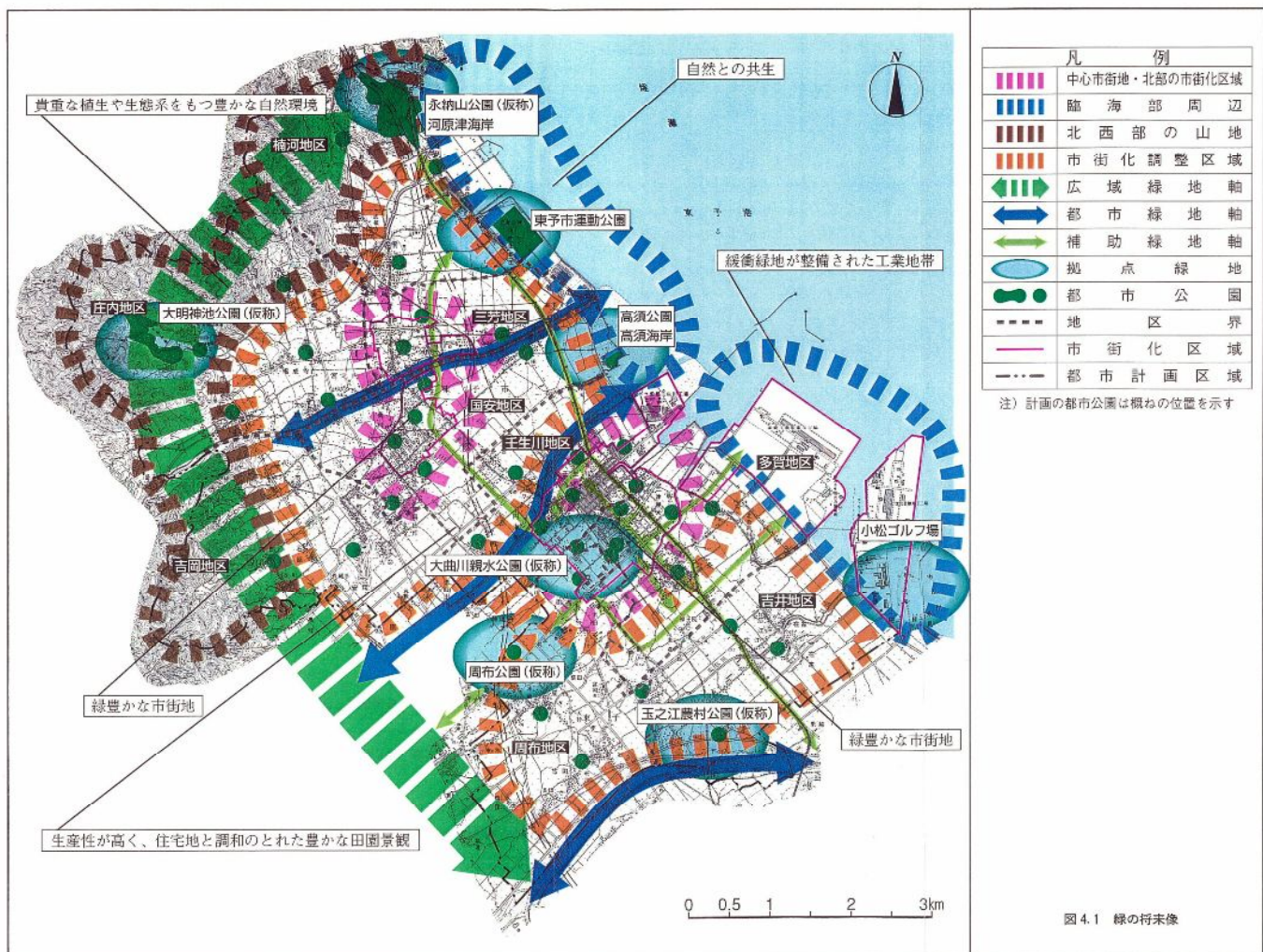
●旧西条市の緑の将来像図



(4) 東予市緑の基本計画（平成10年3月策定）

●基本理念
「みんなでそだてよう 花と緑の美しいまち （市民憲章より）」
●緑の将来像
「農用地や点在する歴史文化遺産との一体化を図りながら、緑豊かで特徴的な都市景観を形成することを目標とする」
●基本方針
1. 現存する緑の保全と活用 2. 緑のネットワークの形成 3. 緑地が有する各種機能の強化 4. 次世代の財産となる緑地の保全と創出 5. 市民と一体となった計画の推進

●旧東予市の緑の将来像図



7-7. その他の事業・計画（ヒアリングによる）

本計画の策定にあたり、まちづくりに反映する事を目的として行った関係機関に対するヒアリング調査の結果を以下にまとめます。

（１） ヒアリング調査概要

① 調査対象・時期等

調査対象	・ 西条市商工会議所
調査期間	・ 平成 19 年 9 月 13 日（木）
協議題目	都市計画マスタープランのなかで西条市に求めるもの

② 商工会議所からの要望及び意見

- ・アーケードの老朽化も目立っており、また、アオイロードの道を拡幅して、車道化してもらいたい。
- ・商店街周辺における市の駐車場も含めて駐車場整備に何らかの対策が必要と考えている。
- ・ドラッグストアの乱立による商店街への悪影響を懸念している。
- ・商店街の中でも郊外の大型店の影響を受けていない店もあるので、サービス等を含めた商店街の特色を生かした店づくりが大切であると考えている。
- ・登道側の商店街は高齢者の方が多く、後継者もいないようなので、店を開かずに単なる生活の場になってしまっている箇所が多い。今後どのようにしていくべきかが課題となっている。

第2章 西条市の都市づくりに関する課題

1. 西条市を取り巻く社会・経済の動向

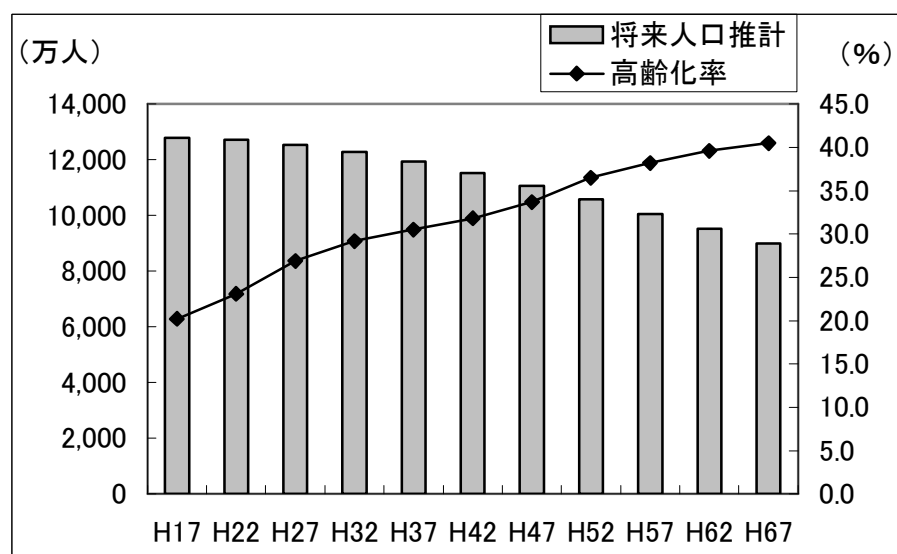
1-1. 人口減少と少子・高齢社会の急速な進展

平成 17 (2005) 年の日本の総人口は、同年の国勢調査によれば、12,777 万人でした。この総人口は、以後長期の人口減少過程に入ると予測されています。平成 42 (2030) 年の 11,522 万人を経て、平成 58 (2046) 年には 1 億人を割って 9,938 万人となると予測されています。また、高齢化人口 (65 歳以上人口) の割合は、平成 17 (2005) 年の 20.2% から平成 25 (2013) 年には 25% 台に達し、4 人に 1 人は 65 歳以上という時代がやってきます。

また、出生数は、昭和 40 年代には、1 年間に生まれてくる子どもの数は約 200 万人前後でしたが、平成 17 (2005) 年では、約 100 万人まで減少してきました。合計特殊出生率 (1 人の女性が一生の間に産む子どもの数) が、2.08 人を下回れば総人口は減少すると言われていますが、平成 17 (2005) 年では 1.26 人でした。

このような人口の減少等を背景に、各都市に人口・産業が集中し、量的な拡大を続けてきた「都市化社会」から、安定、成熟した「都市型社会」を迎えようとしています。そのためには、地域の個性を発揮し、魅力ある都市づくりを進めていく必要があります。

■日本の将来推計人口



1-2. 環境問題、環境保全意識の高まり

近年、地球温暖化が深刻化している一方、海洋汚染、大気汚染、水質汚染、騒音等の問題についても引き続き対応が求められています。

特に、自家用乗用車から公共交通機関へのシフトは、自動車の走行量の削減につながり、地球温暖化対策の面からもその促進が求められています。このため、IC カードの導入等情報化の推進、乗継ぎの改善、シームレスな公共交通の実現等による利便性向上を通じた公共交通機関の利用促進を図る必要があります。

人が住みよい環境として都市を維持していくためには、環境に対して負荷の少ない都市づくりや生活様式への転換など自然と調和する都市づくりを行う必要があります。

近年では、環境問題がメディアでも多く取り上げられ、環境問題への市民の関心は高まり、市民による環境保全活動が活発になってきています。

1-3. 中心市街地の空洞化

かつての都心部は、人口・産業が集中し極めて利便性が高く求心的な市街地が形成されてきました。しかし、多くの都心部で居住人口の減少・高齢化、商業環境の変化、モータリゼーションの進展などを背景に空洞化が進んでいます。

人口減少などによって、都心部のコミュニティの形成が困難になり、また、商業機能の郊外化、商業集積の魅力低下により都心部の集客力は低下し、賑わいと魅力を失いつつあります。

経済社会が都市の拡大とともに成長してきた時代とは違い、社会が成熟した近年では、地方の独自性や主体性を十分に発揮した都市政策を推進するとともに、各種施設の豊富な都心部では、人口の増加、産業の回復を通じて、新たな機能とサービスを提供する場として再生を図ることが必要です。

1-4. 国・地方財政の悪化

国・地方財政状況の悪化により、限られた財源の中で、いかに効率的効果的に公共投資を進めていくかが重要となってきています。

都市の戦略に基づく施策・事業の選択と集中を推進していくとともに、市民参加、市民自治、民間活力の活用を積極的に進めるなど、市民・企業等と一体となった協働のまちづくりを推進していくことが望まれます。

1-5. 地域間競争の進展

社会構造改革に対応した新しい行政のあり方が求められる中、「地方分権一括法」や「三位一体の改革」により、国に集中していた権限や税源が地方に移譲され、地方が自立し責任を持つ分権の時代となりました。

分権の時代は、地域が自らの創意と工夫と努力で魅力ある地域をつくり、他の地域と競い合う地域間競争の時代でもあります。一方、グローバル化の進展とも相まって、広域的な連携・協調により地域の競争力を高める必要もあります。

1-6. 市民ニーズの多様化

市民の価値観は、物的豊かさから心的豊かさを重視する傾向が強まっています。日常生活においても、これらの価値観の変化を背景に、住宅様式、余暇、コミュニティ活動など様々な面で多様化が進んでおり、それに伴い市民のニーズも多様化してきています。このような社会経済動向の中で、都市をゆとりと豊かさが実感できる人間居住の場として見直し、快適で魅力あるまちづくりを進めることが求められています。

また、情報発信、情報交流など市民参加によるまちづくりが進んでいる中、市民ニーズの多様化に対応した高度な都市活動の確保と良好な都市環境の形成を図っていく必要があります。都市計画においては、限られた財源の中で、量的拡大への画一的な対応から質的な変化による多様なニーズへの対応が、成長期よりも高度な政策と手法で求められています。

1-7. 市民参加と情報化社会

地方分権一括法の施行に伴い、地域の自主的なまちづくりの時代が本格化しています。地域の個性を発揮し、具体的できめ細かいまちづくりを進めるためには、市民の参加が重要になってきます。また、情報化の進展により、市民のみならず地域外からのまちづくりの参加が容易となり、様々な人がまちづくりに係わるできるようになりました。

様々な情報が氾濫する時代にあって、必要な情報を的確に伝達する必要があります。まちづくりにおいては、市民、NPO、企業、行政等さまざまな主体が連携して行っていくためにも、情報網を活用したネットワーク化を図る必要があります。

2. 市民の意向から見られる課題

2-1. 土地利用に関する課題

- ・各地域を均等に整備し、地域格差を生じないようなまちづくりが必要
- ・優良な大規模農地や整備した農地は保全、小規模農地や耕作放棄地は、市民農園や農業体験学習の場等としての活用を望む
- ・山林・森林は自然環境や生態系を守るために保全するとともに、災害防止や水源池としての利用も必要
- ・市街地の周辺及び市街地から離れた自然環境の豊かな地域への新たな住宅地を望む

2-2. 都市施設に関する課題

- ・西条市全体としては、都市防災の避難地となる大きな公園が必要
- ・住んでいる地区には、日常の憩いのための身近な広場や公園、道路わきなどにベンチや樹木だけがある小さな公園又は休憩所が必要
- ・道路は、歩行者や自転車の安全な通行のための道路整備（歩道の整備・拡張、段差解消）や狭い道路の拡幅や舗装道路（生活道路）の整備を望む
- ・道路・公園以外の都市施設等では、西条市全体として、診療所・病院や福祉施設（保健センター、老人ホームなど）の充実が必要
- ・住んでいる地区には、診療所・病院、福祉施設（保健センター、老人ホームなど）や下水道・排水路の充実が必要
- ・災害に対する備えは、狭い道路の整備・解消や避難地・避難路の整備が必要

2-3. 都市景観に関する課題

- ・石鎚山等の森林や丘陵地、加茂川等の水辺、田園風景などの自然景観を残す取り組みが重要
- ・うちぬき、うちぬき広場など水に関する資源は、西条市の特徴的な景観であるとともに、他都市に誇れるものであり、保全が必要
- ・陣屋跡のお堀や歴史ある社寺など歴史的景観は、西条市の特徴的な景観であるとともに、他都市に誇れるものであり、保全が必要
- ・西条まつりなど文化的景観も西条市の特徴的な景観であるとともに、他都市に誇れるものであり、保全が必要

2-4. 生活環境に関する課題

- ・住みたい要望が強いが、医療施設や救急医療体制の整備状況、バスや鉄道など公共交通の便などに不満が強いため、これら生活環境整備を重視した整備が必要
- ・住んでいる地区には、地下水の保全を望む

2-5. 産業に関する課題

- ・旧市町庁舎や駅周辺の既存市街地の商業活性化を望む
- ・中心市街地（旧西条市中心部）の商業活性化を望む
- ・大規模商業施設は、商店街、小規模スーパー、個人商店などへの影響を解決した上で、出店エリアの適切な誘導による誘致を望む
- ・海岸部への埋め立てを含めた新しい工業用地の整備及び海岸部への企業の誘致を望む

2-6. まちづくりへの市民参加に関する課題

- ・まちづくりに関する広報活動の充実が必要
- ・地区住民の要望・意見の整理、まちづくりの関心を高める仕組み作り、まちづくりに関する計画の提案が重要

3. 西条市の都市づくりの課題

3-1. 土地利用に関する課題

- ・ 中心市街地における都市機能が集積された魅力ある都市づくりの整備
- ・ 用途地域内における利便性の高い幹線道路沿いなどでの適正な土地利用の促進
- ・ 用途地域外（特定用途制限地域内）における日常利便施設の立地規制と誘導
- ・ 各総合支所周辺における居住環境に配慮した土地利用の推進
- ・ 臨海部の工業地域においては、未利用地の利活用
- ・ 農村集落における地域コミュニティの維持・形成

3-2. 都市施設に関する課題

- ・ 国道 11 号バイパス、国道 196 号や主要地方道壬生川新居浜野田線等の主要な幹線道路の整備
- ・ 鉄道やバスなどの公共交通における利便性の向上
- ・ 少子・高齢化社会に対応した歩行空間の整備や公共施設、道路などのバリアフリー化の推進
- ・ 市街地や農村集落における生活道路や公共下水道などの居住環境関連施設の整備
- ・ 既成市街地内の身近な公園や広場の整備

3-3. 都市環境・自然環境に関する課題

- ・ 低地部を中心に広がる農用地域などの優良農地の保全
- ・ 南部の石鎚山を中心とする石鎚連峰、加茂川、中山川等の主要な河川等の豊かな自然環境の保全と有効活用
- ・ 西条市に点在する文化財や低地部に形成されている田園風景など西条らしさを感じる歴史景観・自然景観の保全と有効活用

3-4. 産業振興に関する課題

- ・ 市街地内の未利用地の活用や店舗・施設等の集積による商業の活性化
- ・ 臨海部の工業地域においては、企業誘致における工業の活性化
- ・ 麦、あたご柿などの農業、海苔などの水産業など西条市の特徴ある農水産業をはじめとした生産環境の保全
- ・ 地域経済の活性化及びそれに伴う雇用の場の創出
- ・ 点在する観光・レクリエーション施設の有効利用の促進

3-5. 都市の安全性に関する課題

- ・高齢者や障害者などすべての人が暮らしやすい生活環境の整備
- ・地震、崖崩れ、洪水などの災害に対する整備
- ・防災拠点となる公共施設の整備充実

3-6. 市民協働のまちづくりに関する課題

- ・まちづくりに関する広報活動の充実が必要
- ・市民、事業者、行政等による協働のまちづくりが必要

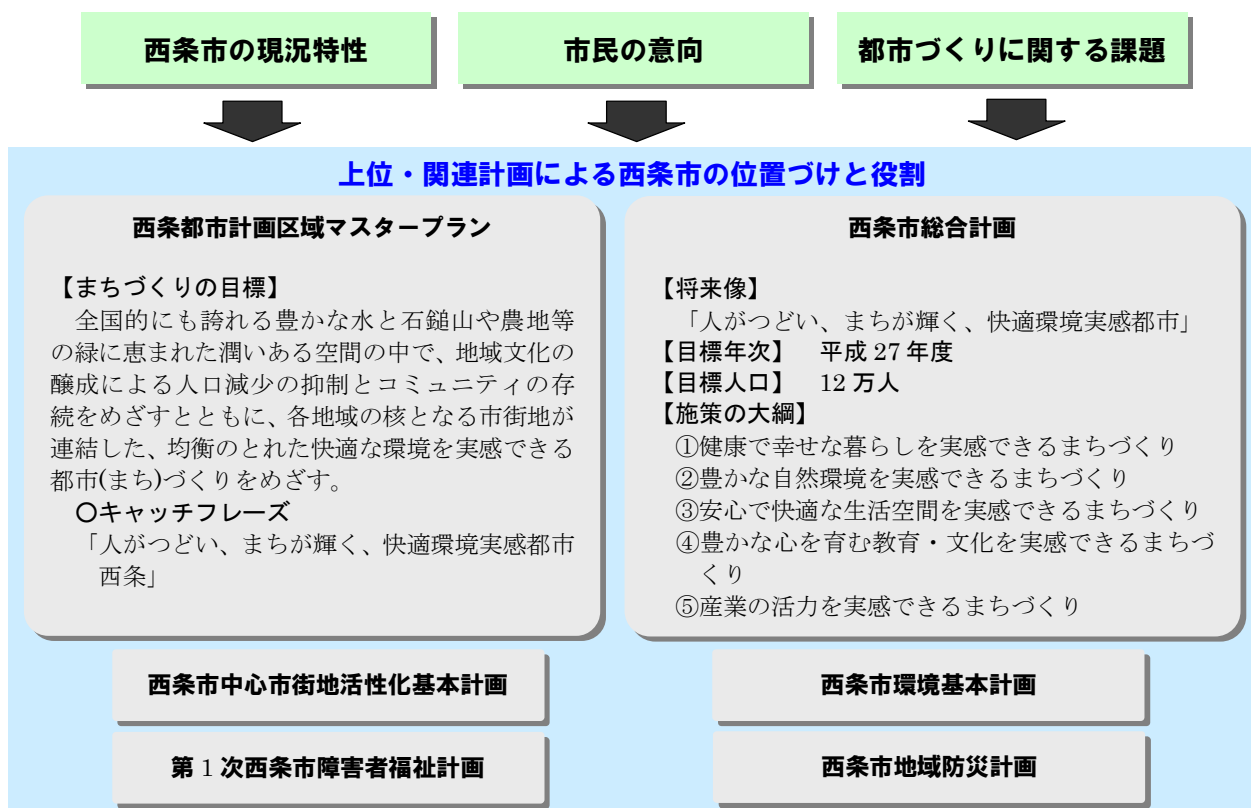
第3章 都市の将来像

1. 都市づくりの基本理念と基本目標

1-1. 基本理念

西条市都市計画マスタープランは、愛媛県が策定する西条都市計画区域マスタープランや西条市総合計画の目指すべき将来像を実現するために、その一翼を担うものです。

そのため、上位・関連計画による理念や目標を踏まえた上で、近年の西条市を取り巻く社会・経済動向、西条市の現況特性、市民意向から抽出した都市づくりの課題を整理し、個性を活かした魅力ある都市づくりを進めるための都市づくりの基本理念を以下のように設定します。



都市づくりの基本理念

人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市

- 産業文化と地域文化が独自の輝きを放つ“水のステージづくり” -

西日本最高峰の石鎚山を主峰とする、石鎚山系や高縄山系を背景とし、市域の平坦部では、河川の表流水が地下に伏流して、全国的にもまれな被圧地下水の自噴地帯が広範にわたり形成されています。その自噴水や自噴井は「うちぬき」と呼ばれ、生活用水をはじめ農業用水、工業用水等に幅広く活用されています。この豊かな水資源こそが、愛媛県を代表する産業文化都市としての発展を支え、「西条まつり」に代表される地域文化を醸成してきた根源ともいえます。

我が国が拡大型、成長型の社会から成熟型、安定化社会へ向かう中、都市の個性、自立性の確立が都市間競争の観点からも重要な課題であり、その意味で西条市の豊かな水資源は戦略的要素でもあります。

したがって、市民、事業者、行政等との協働のもと、水資源の保全を図りつつ、産業、都市施設整備等に有効活用することにより、西条市特有の都市基盤（ステージ）を創出し、その個性的基盤の上に、従来から醸成されてきた産業文化をさらに発展させ、それと地域文化が独自性をもって輝きを放つことができるまちづくりを目指します。

1-2. 基本目標

少子・高齢化の進展、環境問題への対応、地域の個性と自立を尊重した創造的なまちづくりへの転換などが求められている都市計画においては、市民、事業者、行政等の協働によるまちづくりが特に重要です。

そのためには、地域と行政の共通認識として、都市全体が進むべき大きな方向性を明確にする必要があります。

そのため、ここでは都市づくりを進めるにあたっての進むべき方向性として、基本目標を以下のように設定します。

(1) 水と文化都市にふさわしい秩序ある土地利用の形成

西条市の貴重な財産である水資源をはじめとする豊かな自然環境を保全し、環境への負荷を軽減する都市づくりを進めるため、秩序ある土地利用の形成を目指します。

都市の顔として人・もの・情報が集い、魅力とにぎわいのある中心市街地を形成する中で、西条市の水文化を体験できる交流空間の創造を目指します。

また、少子・高齢化社会を迎える中で、子どもから高齢者まですべての市民が健やかに生まれ育ち、安心して生活できる地域環境づくりを目指します。

(2) 快適で潤いのある都市生活を実現する都市施設の整備

西条市の持つ、交通の要衝としての地政学的ポテンシャルを活用し、周辺都市との人・もの・情報等の交流を促進するため、広域交通ネットワーク網の強化を図ります。

また、高齢化社会や環境負荷への対応として、鉄道や路線バスなど既存の公共交通網を維持・強化し、市内を安全・快適に移動できる交通機能の充実を促進します。

さらに、交通渋滞等、良好な生活環境の形成に影響する諸問題の解消とともに、豊富な水資源を有効活用した公園・広場づくり等により、快適で潤いのある都市生活を実現する都市施設整備を進めます。

(3) 先端技術産業、知識産業及び新規産業等の集積エリアの形成

愛媛県を代表する先端技術産業、知識産業及び新規産業等の集積エリアの形成を目指し、情報基盤の整備を進めるとともに、西条市産業情報支援センターを産業振興の支援拠点と位置づけ、水資源等地域特性を活かしたベンチャー企業の創出、育成等を進め、それらの臨海工業用地等への立地を促進します。

(4) 豊かな水や歴史遺産等、地域資源を活かした都市空間の形成

うちぬきに代表される水資源や西条まつり等、西条市の持つ豊かな自然環境や歴史遺産、産業文化等の地域資源を保全し、それらを都市空間形成に活かすことで、個性があり住民が愛着の持てるまちづくりを目指します。

(5) 市民、事業者、行政等、多様な主体の協働によるまちづくり

地域文化や産業文化が独自性を持って輝きを放つためには、コミュニティや産業の担い手である市民、事業者、行政等との連携が不可欠です。このためマスタープランの策定や、目標実現に向けた施策の段階等において、多様な主体が参加するまちづくりを目指します。

(6) 人にやさしいまちづくり

少子・高齢化社会に対応して、ユニバーサルデザインに配慮した、高齢者や障害者などすべての人にやさしいバリアフリーのまちづくりを目指します。

(7) 地球にやさしいまちづくり

水資源を含めた資源の有効活用により資源循環型社会の実現を進め、地球環境への負荷の軽減に努めます。

また、ごみの発生抑制・減量化等の対策を行うことにより、焼却処理等による温室効果ガス排出量の削減を目指します。

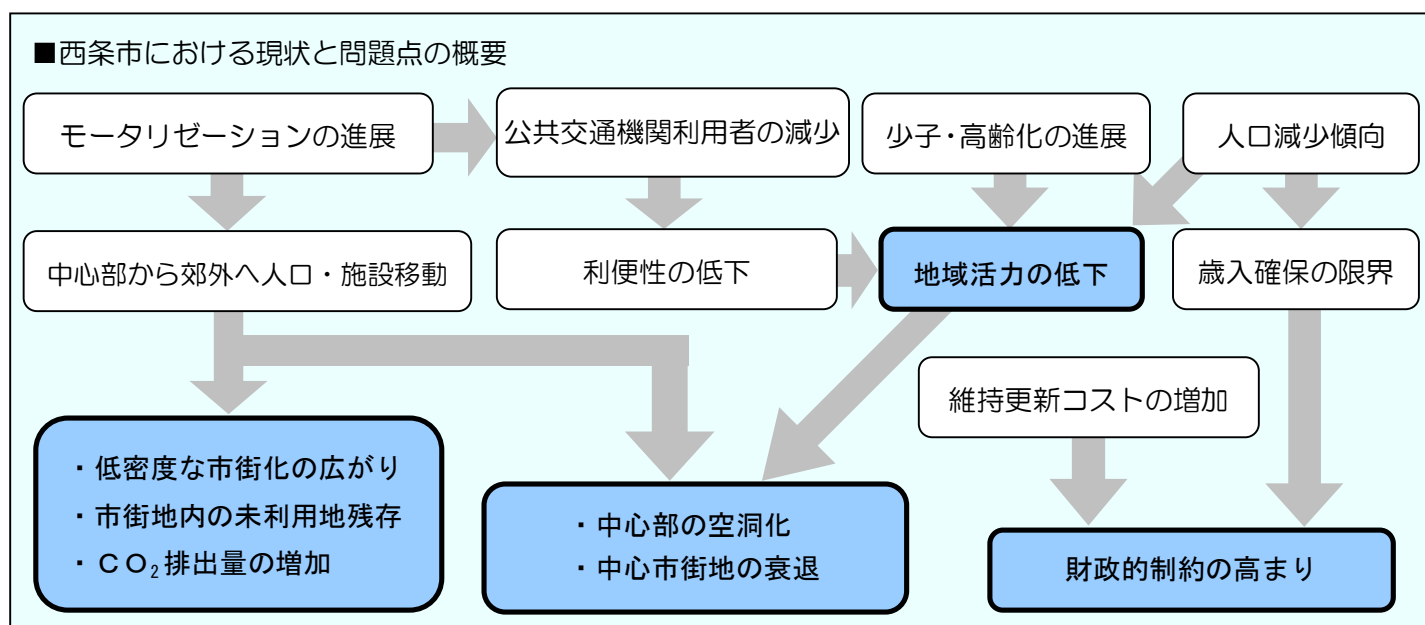
2. 将来都市構造

2-1. 将来都市構造の方向性

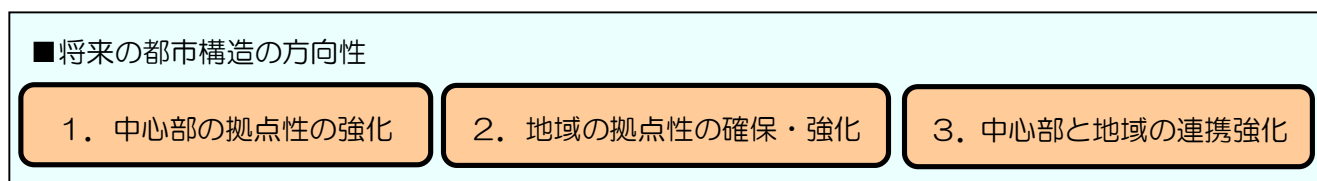
将来都市構造とは、都市づくりの基本理念や基本目標を達成するため、現在の土地利用や自然などの地域資源を踏まえ、将来の望ましい都市の構成（土地利用と地域間連携の大きな方向性）を示したものであり、都市の「骨格」を空間的、概念的に示すものです。

ここでは、都市づくりの基本目標を達成するために、下記に将来都市構造の基本方針を位置づけ、都市整備を進めていきます。

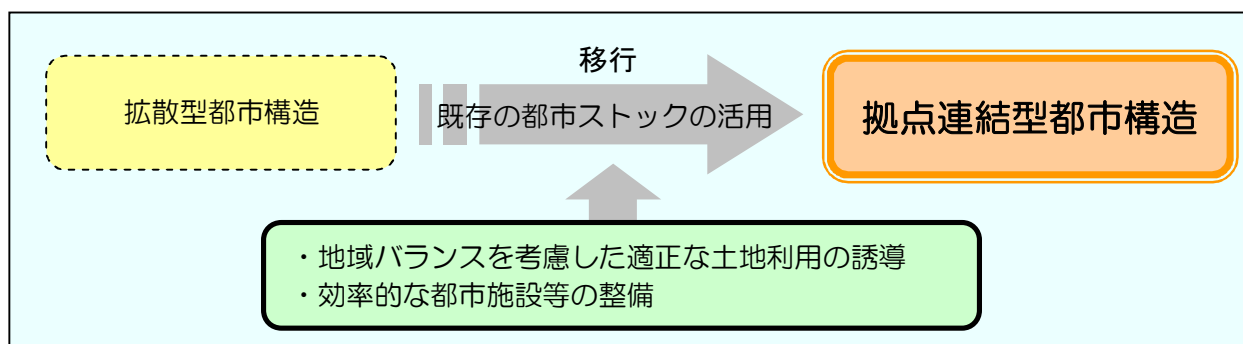
●目指すべき都市構造



問題点に対応した、持続可能なまちづくりを進めるためには...



まちづくりの方向性に沿った都市構造を形成するためには...



2-2. 拠点、軸、ゾーンの考え方

現在の土地利用や道路交通網、公園やレクリエーション施設の配置などをもとに、西条都市計画区域マスタープランなどの上位・関連計画を踏まえて、将来の都市構造を次のように設定します。

なお、西条市の都市構造は、「拠点」、「連携軸」、「ゾーン」の3つの要素で構成します。

(1) 拠点の考え方

都市拠点	・ 駅周辺や商店街周辺の商業機能、都市福利機能、生活文化機能の拠点となる西条市の中心地区
地域拠点	・ 都市的土地利用を推進する用途地域内において、公共公益施設（総合支所、警察署、医療機関など）が集中し、地域の日常生活機能の中心となる地区
産業拠点	・ 臨海部の工業地域、インターチェンジ周辺
流通業務拠点	・ 瀬戸内海の物流拠点港、インターチェンジ・フェリー乗り場周辺
自然・文化・歴史拠点	【活用系】 ・ 里山や河川、海、温泉などの自然資源を活かした拠点づくりを進めていく地区 【保全系】 ・ 日本の重要湿地（環境省）に選定されるなど豊かな自然環境が形成されている地区
スポーツ・レクリエーション拠点	・ スポーツ・レクリエーション機能の充実を進める大規模な公園

(2) 連携軸の考え方

都市形成軸	・ 西条市の都市の骨格を形成する軸であるとともに、周辺都市との交流を促進する軸
広域連携軸	・ 四国南部の各都市と連携する国道 194 号
地域交流軸	・ 合併により広域化した市域を有機的に結び、市内の各地域間の連携・交流を促進し、都市形成軸を補完する軸
広域環境軸	・ 周辺都市と一体的に形成される広域的な自然環境
都市内環境軸	・ 西条市を流れる河川等の水辺空間

(3) ゾーンの考え方

住居系市街地ゾーン	・ 住宅地や商業・業務地等の良好な都市環境の形成を目指すゾーン
工業系市街地ゾーン	・ 臨海部の工業用地や既存の大規模工場等の良好な生産環境を維持、形成していくゾーン
農住調和ゾーン	・ 良好な営農環境を備えた農地及び農村集落を中心としたゾーン
山林・丘陵地ゾーン	・ 地域の自然環境を形成するゾーン

2-3. 将来都市構造による都市づくり

(1) 拠点

拠点は、都市及び生活機能の集積を目指し、人やもの、情報などを集積し、中心性を高めます。

都市拠点	・JR伊予西条駅北側は、古くから中心的商業地を形成し、官公署をはじめ、医療・福祉施設や教育施設など、多くの公共公益施設が集積しており、将来も人・もの・情報が集い、魅力とにぎわいのある都市の顔としての都市拠点と位置づけます。 ・都市拠点は、市内の中心であり、また、広域的な拠点性も併せ持っています。そのため、商業・都市福利機能などの拡充、にぎわい空間の創出及び交通機能の強化などにより、都市機能の集積・更新を図ります。 ・集約型の都市構造を目指すにあたり、最大の集積度と多様性を有し、都市の中心としての役割を担います。
地域拠点	・総合支所や主要な駅周辺などを中心に人口の集中する東予総合支所周辺、丹原総合支所周辺、小松総合支所周辺をそれぞれ地域拠点と位置づけます。 ・地域拠点は、持続的な居住・経済活動などを支えるため、地域の生活拠点としての環境づくりを効果的に行うなど、地域の特性にふさわしい商業・医療・産業環境や行政サービス機能の確保・向上を図ります。 ・集約型の都市構造を目指すにあたり、地域における都市機能の集積維持とその向上を目指します。
産業拠点	・臨海部のまとまった工業地を産業拠点と位置づけ、積極的な企業誘致を進めるとともに、産業都市にふさわしい工業の集積を図ります。
流通拠点	【海上】 ・東予港（壬生川地区、西条地区）は、陸海交通の重要な結節点であり、海上の流通拠点として位置づけます。 ・東予港（壬生川地区）は、フェリー発着場を有していることから、海の玄関口にふさわしい機能の充実や利用促進に努めます。 ・東予港（西条地区）は、瀬戸内海の物流拠点港にふさわしい大規模港湾としての整備を促進します。 【陸上】 ・いよ西条インターチェンジ周辺及び東予丹原インターチェンジ周辺は、陸上の流通拠点として位置づけ、陸の玄関口にふさわしい景観等の整備に努めます。

自然・文化・歴史 拠点	【活用系】 ・市民の森から円山森林公園にかけての一带、休暇村瀬戸内東予・河原津海岸、本谷温泉周辺、興隆寺、法安寺跡などは、自然・文化・歴史拠点と位置づけます。 ・自然・文化・歴史拠点は、地域資源の保全及び活用を図り、地域ごとの特色を活用した拠点づくりを推進します。 【保全系】 ・加茂川と中山川の河口に形成された干潟部（日本の重要湿地（環境省）に選定）を自然・文化・歴史拠点と位置づけます。 ・干潟部は、貴重種であるコシャクシギ、セイタカシギなどのシギ・チドリ類やズグロカモメなどの渡来地となっていることから、現在の自然環境の維持保全を図ります。
スポーツ・レクリ エーション拠点	・西条運動公園、東予運動公園、丹原中央公園、小松中央公園など大規模な公園施設をスポーツ・レクリエーション拠点と位置づけ、市民の余暇活動の拠点として機能充実を目指します。 ・高い防災機能を持つ公園として、防災機能の充実を図ります。

（２） 連携軸

市内や他都市との連携を強化するとともに、公共交通及び道路を中心として各拠点を結び、人やもの、情報など都市活動に必要な機能を誘導します。

都市形成軸	・周辺都市との交流を促進する軸線として、国道 11 号、国道 196 号、主要地方道壬生川新居浜野田線などを都市形成軸と位置づけ、様々な拠点、地域を結び活発な都市活動や交流を支えます。
広域連携軸	・松山自動車道及び今治小松自動車道を広域連携軸と位置付け、各都市との連携機能を維持します。 ・四国南部の各都市と連携する国道 194 号を広域連携軸と位置づけ、国道 194 号より北伸して、主要地方道壬生川新居浜野田線とを結ぶ路線を整備することにより、臨海部の工業地帯と高知県の各都市とのスムーズな連携を促進します。
地域交流軸	・国道 196 号、主要地方道壬生川丹原線などを地域交流軸と位置づけ、地域の生活利便施設や交流施設等の立地を促進します。
広域環境軸	【瀬戸内海】 ・東西に広がる瀬戸内海を広域環境軸と位置づけ、工業地は活力のある都市景観の形成を図り、河口部は、干潟の保全を図ります。 【石鎚山系】 ・市街地の背景に東西に広がる石鎚山系を広域環境軸と位置づけ、重要な郷土景観として維持保全を図ります。
都市内環境軸	・2 本の広域環境軸を南北方向につなぎ、都市内に“水”をはじめとする、豊かな自然の恵みを供給する主要河川（加茂川、中山川、室川、渦井川、大明神川）を都市内環境軸と位置づけ、市民が自然と親しめる空間を確保します。

(3) ゾーン

「拠点」、「連携軸」を中心に構成される面的な広がりをもつ地域として区分し、土地利用の方向性を示します。

住居系市街地ゾーン	・住居系市街地ゾーンは、現在の工業系用途地域を除く用途地域内の他、現在の市街地の周辺部と位置づけ、計画的な市街地形成を図ります。
工業系市街地ゾーン	・工業系市街地ゾーンは、現在の工業系用途地域を基本に、今後とも臨海部の主要地方道壬生川新居浜野田線以北への集積を促進します。
農住調和ゾーン	・農村集落や農地については、農住調和ゾーンと位置づけ、地域の特性に応じた適正な土地利用の規制・誘導を図ります。 ・加茂川や中山川等の主要河川流域に広がる農地は、肥沃な土壌と良質な水に恵まれた地域であり、西条市を代表する優良農地として位置づけ、良好な営農環境を維持します。
山林・丘陵地ゾーン	・市街地の背景となっている石鎚山の山林や丘陵地は、山林・丘陵地ゾーンと位置づけ、自然環境の保全に努めるとともに、自然・文化・歴史拠点やスポーツ・レクリエーション拠点を中心に森林の多面的機能を有効に利活用します。

3. 将来フレーム

3-1. 人口・世帯数の推計

ここでは、本マスタープランの目標年次の平成 41 年及び中間の年次にあたる平成 30 年の将来フレームを現状趨勢に基づいて推計します。

(1) 推計方法

■市全域

【人口推計】

- ① 平成 12 年、平成 17 年の国勢調査データを用いて、コーホート変化率法により、5 年ごとの市全域の人口を推計（H22 年～H42 年）
- ② 5 年ごとの推計人口より、各年人口を補完し、目標年（H41 年）及び中間年（H30 年）の将来人口を算出

【世帯数推計】

- ① 昭和 60～平成 17 年までの国勢調査の世帯人員をトレンド推計し目標年（H41 年）及び中間年（H30 年）の世帯人員を推計
- ② ①の世帯人員を市全域の将来人口に乗じて算出

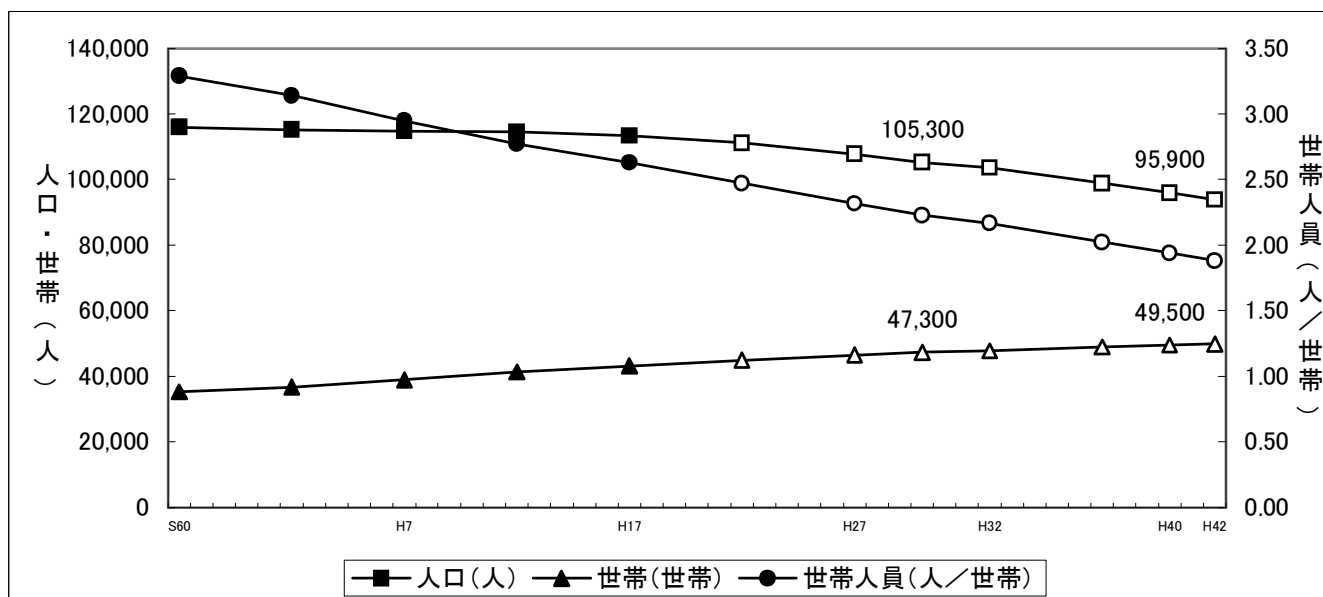
■都市計画区域、用途地域

【人口推計】

- ① 近年（H17 年、H18 年、H19 年）の都市計画区域内及び用途地域内の人口割合をトレンド推計し、目標年（H41 年）及び中間年（H30 年）の都市計画区域内、用途地域内の将来人口割合を推計
- ② ①の将来人口割合を市全域の将来人口に乗じて算出

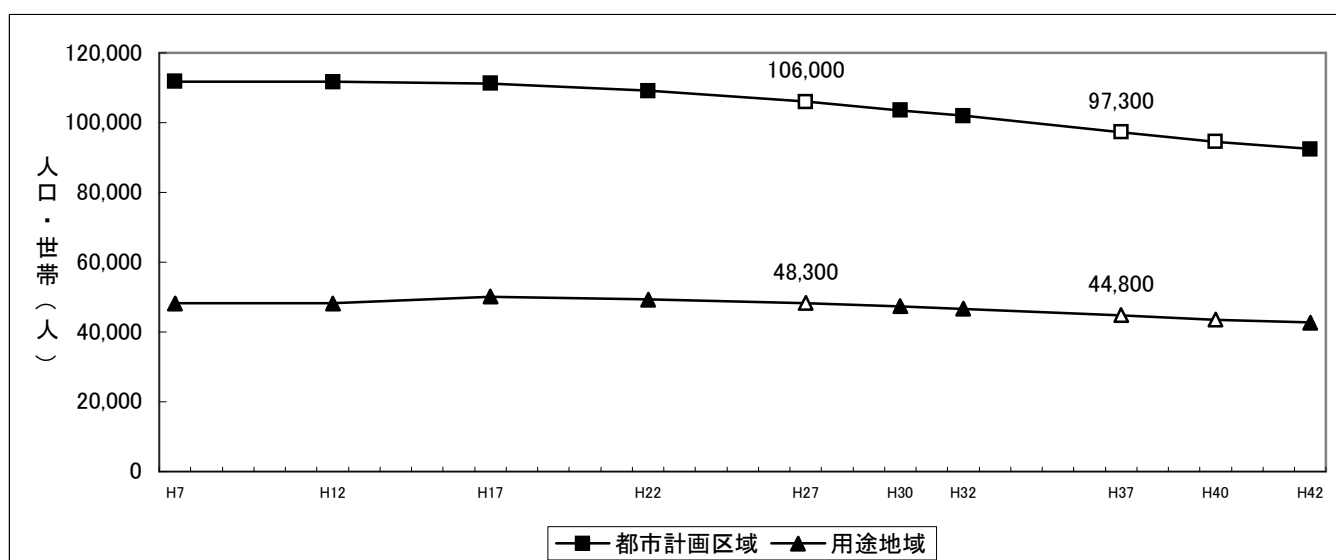
(2) 推計結果

■市全域の将来人口・世帯数



資料：国勢調査（実績値）

■都市計画区域及び用途地域内の将来人口

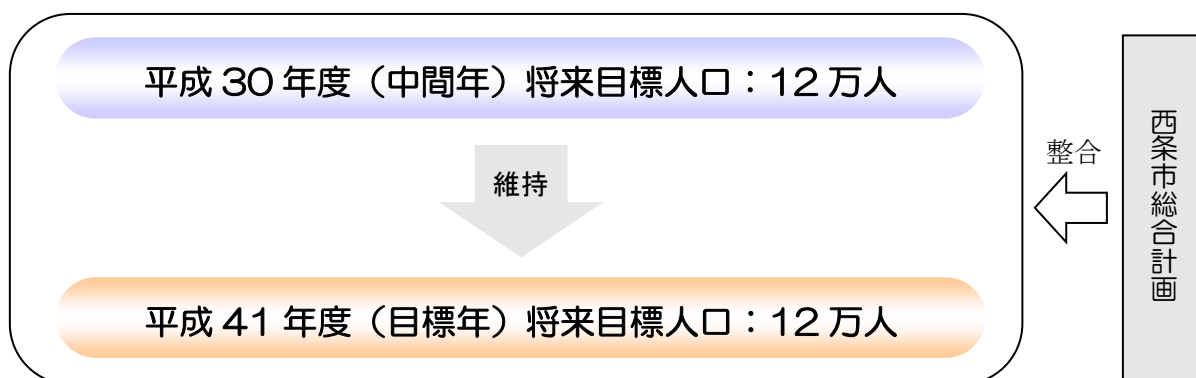


資料：庁内資料（実績値）

3-2. 将来フレーム（将来目標人口）の設定

西条市都市計画マスタープランでは、平成 21 年度から概ね 10 年後の平成 30 年度を中間年、20 年後の平成 41 年度を目標年として将来目標人口を設定します。

平成 30 年度（中間年）における将来目標人口は、西条市総合計画との整合を図り 12 万人とします。また、平成 41 年度（目標年）における将来目標人口は、平成 30 年度の人口 12 万人を維持していくこととします。



第4章 都市づくりの方針

1. 土地利用の方針

1-1. 土地利用に関する基本的な考え方

西条市の土地利用は、これまでの区域区分制度により、市街化区域において集中的かつ効果的に都市基盤整備が進められ、周囲を農地や樹林地等の良好な自然環境に囲まれた、コンパクトな市街地が形成されています。

しかし、一方で、市街化調整区域におけるコミュニティの衰退等の弊害も顕在化し、市街地の拡大力も減少する中で、区域区分が廃止されました。

現在では、区域区分の廃止に伴い、特定用途制限地域などの指定による新たな土地利用の規制・誘導を行っています。

土地利用に関する基本的な考え方として、地域のバランスを念頭におきながら、良質かつ水量豊かな水の供給源となる水源地域を保全しつつ、これまで培ってきた都市基盤を活かし、今後とも市街地の環境の維持・改善を図ります。

市街地周辺部においては、自然環境と調和したゆとりある田園居住空間としての活用に配慮した土地利用を図ることにより、計画的な土地利用の規制・誘導を推進します。

また、農地や山間部など市街地の郊外部には、自然環境や農林業生産環境の保全に努めます。

■土地利用の配置体系

土地利用区分	
都市的土地利用	・ 中心商業地
	・ 地域商業地
	・ 中心商業地周辺既成住宅地
	・ 専用住宅地
	・ 一般住宅地
	・ 複合地
	・ 工業地
	・ 市街化誘導地
	・ 産業居住地
	・ 沿道サービス地
自然的土地利用	・ 自然共生地
	・ 田園環境保全地
	・ 山麓景観保全地
	・ 自然環境保全地

1-2. 土地利用方針と配置方針

(1) 都市的土地利用

市街地では、都市機能の充実と良好な都市環境の形成を図るため、用途地域の範囲を基本として、適切な土地利用の規制・誘導を図ります。

住工混在地区や現状の土地利用と用途地域の指定が一致していない地区では、居住環境の保全に努めながら、必要に応じて用途地域の見直しや特別用途地区の指定、地区計画の導入などを検討します。

中心商業地	・JR伊予西条駅から市役所にかけての一帯は、西条市の中心部に位置し、JR伊予西条駅を交通の結節点として、官公署などの公共公益施設をはじめ、商店街や飲食店街が集積しています。しかしながら、郊外部への商業施設の分散に伴い、商店街においては空き店舗の増加等による空洞化が進み、また、各種施設間のつながり、施設の案内、防災面などにおいて、都市機能が十分果たされていない状況です。 ・したがって、これらの不足した都市機能を総合的に連携整備することにより、施設間の回遊性や憩いの環境を創出し、中心市街地への吸引力の向上を図るとともに、良質な都市居住空間を創出することにより、定住人口の増加に努めます。
地域商業地	・東予総合支所周辺、丹原総合支所周辺、小松総合支所周辺では、公共公益施設や店舗や事務所などと住宅地との調和を図りながら、地域の中心地としての利便性向上と居住環境の保全に努めます。
中心商業地周辺 既成住宅地	・陣屋跡周辺等は、古くから城下町として形成されてきた市街地であり、狭隘な区画道路、木造住宅の密集等防災上多くの問題を抱えている地区です。しかし、一部には歴史を感じるまちなみやコミュニティ等、西条市の特性を印象づける地区もあり、この個性を尊重しながら防災機能の向上を図る地域として、魅力ある市街地を誘導します。
専用住宅地	・戸建て住宅を中心とした低層な住宅地を形成している地区においては、専用住宅地として位置づけ、良好な居住環境の維持を図ります。
一般住宅地	・中心商業地や地域商業地周辺の市街地においては、環境保全に配慮した居住空間の改善を図るとともに、利便性の高い住宅地の整備を図ります。

複合地	・用途地域内の幹線道路沿道など、住・商・工の土地利用の複合化が進んでいる地域においては、それらの良好な共生を目指した複合地区と位置づけ、施設内緑地の推進や地域の実情に応じた環境整備により、それぞれの用途に相互に配慮した土地利用を誘導します。
工業地	・工業地については、主に主要地方道壬生川新居浜野田線より北側の臨海部を位置づけます。 ・工業地は、未利用地への企業誘致を促進するとともに、新たな工業用地の確保に努め、未操業企業の早期操業化を促進し、豊富な水資源、高速道路等の交通網や高速通信網など優れた立地条件を活かした、四国屈指の産業都市にふさわしい工業の集積を図ります。
市街化誘導地	【住宅地】 ・既成市街地の隣接部においては、市街化を誘導する地域と位置づけ、用途地域の指定の必要性を検討します。 〔市街化の誘導を検討する地区〕 【朔日市・新田地区】 ・工業立地や新たに増加する人口の受け皿として、用途地域の指定及び基盤整備手法の活用を検討します。 土地利用方針図 No① 【JR 壬生川駅西地区】 ・生活拠点の一翼を担うよう、地区計画等による駅東地区の既存の商業・業務機能と一体となった高次都市機能の集積について検討します。 土地利用方針図 No②
産業居住地	・いよ西条インターチェンジ周辺は、テクノポリス構想の東予テクノパークから、国道 11 号沿道にかけてのゾーンであり、東予丹原インターチェンジ周辺とともに、インターチェンジ周辺という立地条件を活かした土地利用形成を図る地域と位置づけ、周辺の居住環境や営農環境の保全を考慮しながら、広域流通拠点施設等の立地を誘導します。 ・幹線道路沿道などの工場等が立地する地域を産業居住地と位置づけ、周辺の居住環境や営農環境の保全を考慮しながら、一定の工業施設や流通施設などの立地を誘導します。
沿道サービス地	・沿道サービス施設や工業施設が見られる道路沿道は、周辺の良好な居住環境と調和した沿道サービス地として位置づけ、工業やサービス業、飲食店を誘導し、道路利用者の利便性を向上させるとともに周辺地域の生活利便性の向上を図ります。

(2) 自然的土地利用

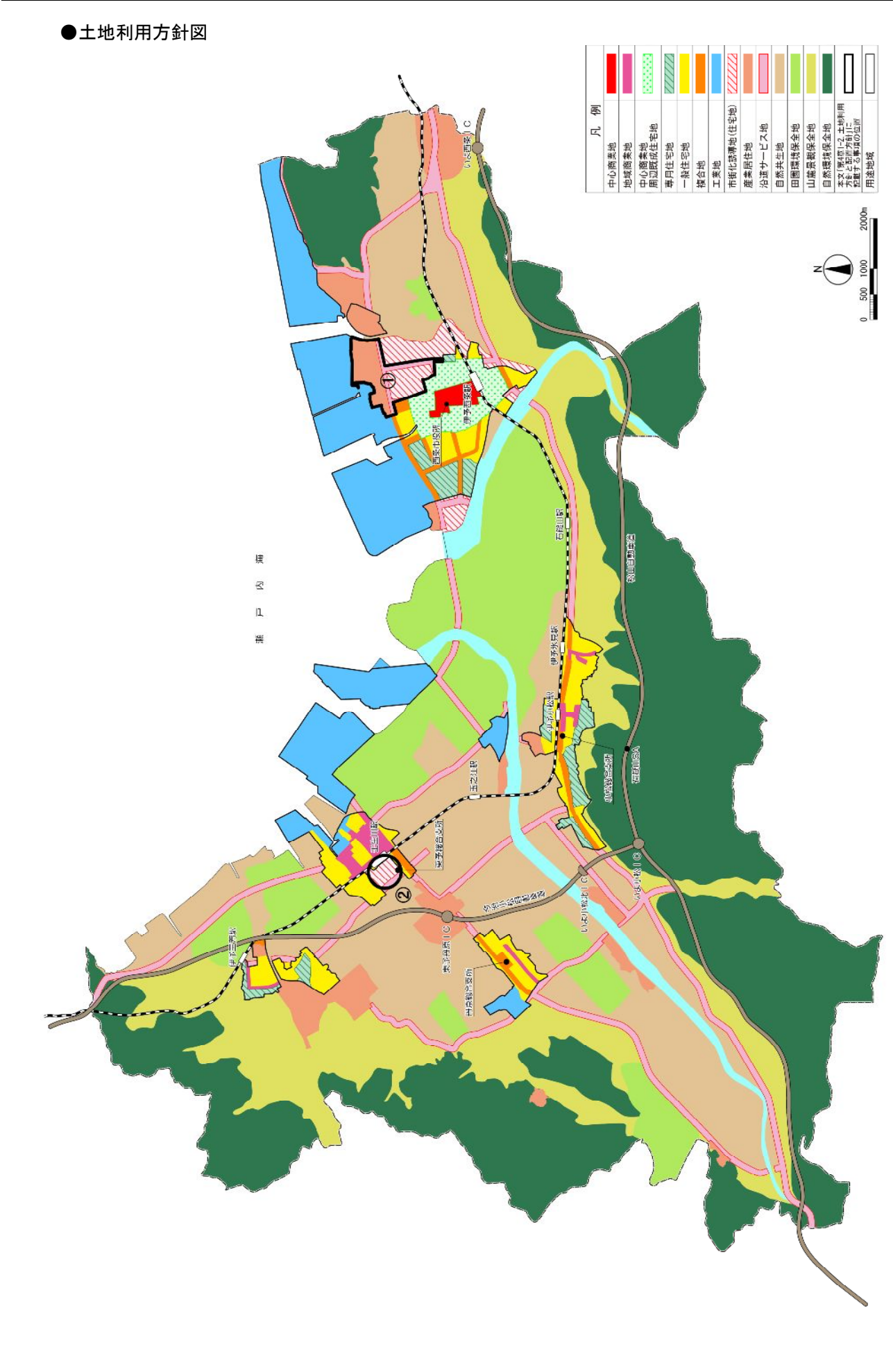
まとまった優良農地やほ場整備などの基盤整備を実施した農地では、農業生産環境の維持のために、農地の保全を図ります。

用途地域に隣接する地域では、無秩序な市街化を抑制するために、開発許可の適切な運用に努め、土地利用の規制誘導を図ります。

また、地域の特性や居住環境に配慮しながらも、農村集落ではコミュニティの維持や地域の活性化に、また、幹線道路沿道やインターチェンジ周辺では土地の有効利用に向けて、必要に応じて計画的に各種手法を検討します。

市街地の背景となる山林・丘陵地は林業の基盤としての機能に加え、国土の保全、水資源のかん養、保健休養、自然的環境の保全、動植物の保護等の公益的機能が発揮できるように保全に努めます。

自然共生地	・農業集落と住宅地が複合する地域であり、今後も快適性、防災性に優れた良好な居住環境の形成を図るため、計画的に住宅の配置を図り、農地等の自然と共生するゾーンと位置づけます。
田園環境保全地	・加茂川や中山川等の主要河川沿いに広がる大規模な優良農地を、地域資源と一体的に保全する地域と位置づけます。
山麓景観保全地	・山麓に立地した社寺やお遍路道等、西条市からの街道風景が残されているゾーンであり、これからの歴史遺産を周辺の風景とともに保全するゾーンと位置づけます。 ・このゾーンには「四国のみち」も整備されており、市民との協働により景観ガイドライン等の景観誘導策の施行を目指します。
自然環境保全地	・保安林など良好な自然環境の保全を図るとともに、南部に見られる石鎚山などにおいては、水源かん養機能の維持及び土砂流出などの防災機能の維持を図るとともに、自然環境や自然景観の保全、森林の育成を促進します。



2. 市街地整備の方針

2-1. 市街地整備の基本的な考え方

市街地整備の方針は、用途地域内の非住居系の地域と土地利用の方針で位置づけた市街化誘導ゾーンについて、計画的な市街地の形成を図りつつ、市街地周辺部の面的整備を含め、都市拠点の形成など、景観に配慮しながら、人にやさしい、コンパクトな都市づくりを推進していくための方針を定めます。

また、都市計画法の改正によって規制が強化された大規模集客施設の立地調整についても方針を定めます。

2-2. 市街地整備の方針

(1) 市街地

① JR 伊予西条駅周辺（都市再生整備計画・中心市街地活性化基本計画）

西条市の中心市街地である JR 伊予西条駅周辺は、空き地・空き店舗等の増加や来訪者の減少がみられ、その活力が失われつつあることから、都市再生整備計画等に基づき整備を行った地域交流情報センター（新図書館）や鉄道歴史パーク in SAIJO 等の利用促進を図り、西条市の顔にふさわしい都市空間づくりを進めています。今後とも、地域住民の利便性や来街者に対する快適性の向上を図るため、回遊性のある道路、歩行空間の整備やユニバーサルデザインに配慮した施設整備等を推進し、人・もの・情報が集うまちの拠点としての賑わいを創出します。

② JR 壬生川駅周辺（都市再生整備計画）

J R 壬生川駅の東側では、道路の整備、市街地の基盤施設や商店街の環境を整備し、商業・業務機能等の既存中心市街地の整備を図ります。

J R 壬生川駅の西側では、駅東地区の活性化を支援する地区計画等を検討し、西条市の魅力ある都心交流軸の一翼を担う新たな顔づくりとして、高齢化・少子化社会に対応する福祉・介護・保育機能と地域活力を誘発する情報交流機能や生活子育て支援機能等を誘導します。

③ 地域生活拠点

a. 丹原市街地

丹原地域の市街地は、主要地方道壬生川丹原線の東に平行して通る讃岐街道沿いに約 150 軒の商店・事務所が連なる日常買回り品を中心とした商店街があり、そのまわりに住宅地が広がっています。

本地域の北東約 2km にある今治小松自動車道東予丹原インターチェンジ周辺に大規模な商業施設が立地したため、小規模な店舗が多い本地域では、今後、さらに厳しい経営環境となることが予想されます。しかし、移動手段を持たない高齢者等にとっては欠かせない店舗も多いことから、本地域の商業機能の維持を図ります。

また、周辺の住宅地については、生活道路の整備等により住環境の向上を図ります。

b. 小松市街地

小松地域の市街地は、国道 11 号沿道と J R 伊予小松駅から南に延びる商店街を中心に、まわりに住宅地が広がっています。商店街は、日常買回り品が中心となっていますが、近年は、徐々に空店舗が増加しています。しかし、本地域は、西条や壬生川等の商業集積地とは離れており、地域住民の日常買回り品購入の場として商業機能の維持を図ります。

また、周辺の住宅地については、生活道路の整備等により住環境の向上を図ります。

(2) 交通結節点及び幹線道路沿道

① インターチェンジ周辺

a. いよ西条インターチェンジ

松山自動車道いよ西条インターチェンジは、国道 11 号沿道に位置し利便性が高く、また、西条地域の住宅市街地から 5km 程度離れており、流通業務施設等の非住居系施設立地の好適地となっています。このため、周辺環境との調和に配慮しつつ、流通施設や商業施設等の集積を促進し産業拠点の形成を図ります。

b. 東予丹原インターチェンジ

今治小松自動車道東予丹原インターチェンジ周辺では、土地利用規制の緩和に伴い大規模な商業施設が立地するなど開発が進んでおり、交通結節点の利便性を活かした流通業務地の形成とあわせて、新たな交流核としての拠点形成を図ります。

② 国道 11 号沿道

国道 11 号沿道は四国有数の交通量があり、東側の平地部では大規模集客施設等の立地もみられることから、後背部の営農環境との調和を図りながら、適正な土地利用への誘導を図ります。

また、西側の小松地域等では山麓部を通るため商業施設の集積は少ないものの、地域の生活に密着した店舗等が立地しており、後背部の住宅地とあわせて、居住環境の改善を進めます。

③ 国道 196 号沿道

壬生川の市街地内では、沿道に建物が密集しており交通量も多いことから、近隣商業施設等の地域サービス機能と住宅機能とが調和した沿道環境の創出を推進します。

その他の沿道では、商業施設等が点在しており、後背部の営農環境等と調和した適正な土地利用の誘導を図ります。

④ 主要地方道壬生川丹原線沿線

主要地方道壬生川丹原線沿いは、商業施設の集積する J R 壬生川駅東地区、新しい都市づくりを目指して地区計画等を検討している J R 壬生川駅西地区、流通や商業施設等の産業拠点づくりを行っているインターチェンジ周辺地区に接続しており、それぞれの拠点の連携を図る交流軸としての沿道形成を図ります。

(3) 産業集積地

① 西条臨海工業用地周辺工業地

港新地や主要地方道壬生川新居浜野田線と臨海工業地に挟まれた地域等の臨海工業地周辺は、隣接する道路網、用排水路、その他公共施設等の改良整備を図り、臨海部の工業地と一体となった産業拠点の形成に努めます。

② 東予インダストリアルパーク周辺工業地

東予インダストリアルパークは、今治小松自動車道の開通を契機に企業立地が進みましたが、未分譲地についても積極的に企業を誘致し、西条市における産業拠点として就業の場の創出を図ります。

③ 港周辺（流通業務地）

東予港は、西条市・新居浜市を背後地とした産業活動や地域の物流を支える拠点港として、また、愛媛県と阪神地域を結ぶフェリーによる人・物の中継点として重要な役割を果たしています。

今後とも、経済・社会活動のグローバル化やボーダレス化に対応するため、港湾計画等との整合を図りつつ、港湾機能の強化を図ります。

(4) 市街化誘導ゾーン

市街化誘導ゾーンについては、短・中・長期といった、段階的な用途地域の指定を検討し、計画的な市街化誘導を図るとともに、地区計画等の誘導手法による基盤整備に努めます。

その具体的な取り組みとして、当面、現行の用途地域に隣接する朔日市・新田地区、JR 壬生川駅西地区を対象に、用途地域の指定及び基盤整備手法の活用を検討します。

(5) 大規模集客施設の立地調整

都市計画法の改正により、商業地域、近隣商業地域及び準工業地域以外の都市計画区域内には 10,000 ㎡超の大規模集客施設は建築することができなくなり、さらに、西条市では準工業地域での立地規制も行っています。

一方で、都市計画提案制度の拡充により都市計画提案権者が開発事業者にも拡大され、開発整備促進区を定める地区計画などを提案することで、地域等との調整が整った場合には開発が可能となっています。

事業者等により大規模集客施設の立地を目的とした都市計画提案が出された場合には、地域によっては周辺の道路や住環境等へ大きな影響を与えることや近隣都市の中心市街地などへの影響も考えられるため、現在の土地利用状況や将来の土地利用転換の方向性、道路の整備状況、地域住民との合意形成状況などの視点を踏まえて、大規模集客施設の立地のあり方を判断していきます。

3. 都市施設整備の方針

3-1. 交通施設整備の基本的な考え方

西条市内における交通渋滞の解消や広域連携軸の強化等のため、国道（バイパス）・県道等の幹線道路やそれらを補完する道路の整備を計画的に進めます。

また、誰でも安全・快適に移動できる交通網の確立を目標として、幹線道路網の整備とともに、生活道路や歩行者・自転車道の整備や公共交通機関の充実など、ひとにやさしい交通体系の確立を目指します。

3-2. 交通施設整備の方針

（１） 道路に関する整備方針

① 広域幹線道路（高速道路・国道・主要な都市計画道路）

a. 松山自動車道、今治小松自動車道

松山自動車道が松山市まで全線 4 車線化されたことで環瀬戸内圏諸都市等との連絡が一層スムーズになったことから、今後も産業、観光等の広域的な連携の主軸として機能の維持を図ります。

今治小松自動車道は、西条市内では整備されていますが、広域連携軸としての機能強化のため、今治湯ノ浦インターチェンジから今治インターチェンジまでの整備による全線開通を促進します。

b. 国道 11 号西条バイパス、小松バイパス、主要地方道壬生川新居浜野田線

国道 11 号バイパス及び主要地方道壬生川新居浜野田線は、国道 11 号の交通緩和や産業活動の支援、広域的な交流促進のため、全線計画決定幅員での整備を促進します。また、平成 18 年に東予有料道路が無料化され、西条バイパス等の交通量が増加しているため、安全性の確保に努めます。

c. 国道 11 号

都市間を連携する主要な幹線である国道 11 号（都市計画道路加茂川大橋福武線、都市計画道路妙口氷見線等）は、国道 11 号バイパスが整備されることにより期待される役割は低くなるものの、地域拠点等を相互に結ぶ東西の幹線であり、歩行者の安全や景観等にも配慮した整備を進めます。なお、国道 11 号バイパスが整備されるまでは、広域幹線道路に位置づけます。

d. 国道 196 号

海岸部を通る国道 196 号は、山麓部を通る国道 11 号とともに古くから広域幹線道路となっており交通量が多く、今後も東予有料道路が無料になったことなどから、さらに交通量が増大することが予想されます。このため、国道 196 号の交通容量の拡充が求められますが、壬生川等の市街地内では沿道に店舗や住宅地等が連担し現道の抜本的な改良は困難な状況にあります。このため、都市計画道路壬生川氷見線の整備を促進することにより、通過交通の分散化を図ります。

c. 国道 194 号

国道 194 号は西条市と高知市を結ぶ広域の連携軸で、平成 14 年の大樽トンネルの供用開始により全線改良が完了しました。今後は、臨海部に続く路線等との連携を強化することなどにより、臨海部の工業地帯との連結をはじめ、四国南部の各都市との連携向上を図ります。

② 都市間幹線道路（広域幹線道路を補完して、近隣の都市間を連絡する道路）

a. 壬生川丹原線

主要地方道壬生川丹原線は、国道 11 号と国道 196 号を結ぶなど南北の幹線軸となっており、また、沿道部での民間開発が進み交通量の増大が予想されることから、歩行者や自転車等の安全確保など快適で安心な沿道環境の創出等に努めます。

③ 都市内道路（市街地内を循環する道路）

都市内道路は、広域幹線道路や都市間幹線道路から流入する交通を効率的に処理するための補助的な幹線道路であり、災害発生時の避難路、延焼防止線としての役割も担う道路であり、西条市の総合的な交通体系の確立に向けて計画的に整備を進めます。

都市計画道路北条新田高松線は、主要地方道壬生川丹原線の交通量を緩和し、東予インダストリアルパークから東予丹原インターチェンジへの連絡道路ともなることから、整備を促進します。

都市計画道路楠浜北条線は、主要地方道壬生川丹原線から国道 196 号に至る路線で、まとまりのある住宅地を形成している三芳や国安の市街地を通るなど地域交流の軸となる重要な路線であることから、未整備区間の整備に努めます。

その他、地域間を連携する都市計画道路についても、道路整備計画等に基づき計画的に整備を進めます。

④ 生活道路（日常的に利用する道路）

合併による旧市町間の生活圏域の連携強化や地域内の生活道路の整備も重要な課題となっています。このため、道路整備計画等に基づき計画的に整備や維持・改修を進めます。

⑤ 歩行者系ネットワーク道路

変化に富む自然環境や「四国のみち※」、「新四国のみち※」の“水の郷・さいじょうアクリート”を活用して、歩行者系ネットワーク網の構築を図ります。

中心市街地には、アーケードや御舟川緑道、アクアトピア水系など歩行者が中心となる路線が整備されており、これら路線の充実や延伸等による機能の拡充を図ります。

※「四国のみち」とは、四国の良さを再発見するために国が整備した四国一周の遊歩道のことである。

※「新四国のみち」とは、地域の資産となり、地域外の人たちにとっても魅力となる、安全快適な歩行者空間等整備事業をいう。

(2) 公共交通に関する整備方針

市内の公共交通機関として、ＪＲ予讃線の７駅を有する鉄道、瀬戸内運輸(株)、せとうち周桑バス(株)、伊予鉄道(株)のバス路線、四国開発フェリー(株)の大阪南港を結ぶ１日２便のフェリーがあります。これらの交通機関は大量・高速輸送手段として、また交通弱者である高齢者等の移動手段として重要であり、路線網の充実促進等とあわせて利用の促進を図ります。

ＪＲ予讃線は、市民や観光客等の来訪者にとって重要な公共交通手段であることから、その利用を促進するため、軌道可変電車（フリーゲージトレイン）の導入及び鉄道の複線化を視野に入れた輸送力の増強や、パーク・アンド・ライド機能の強化等、サービス水準と利便性の向上に努めます。

路線バスは、市民生活における移動手段の確保と利便性の向上を図るため、現行路線の維持に努めます。また、福祉施策とも連携を図りつつ、市内を循環するコミュニティバス等の運行の可能性についても検討します。

(3) その他の交通施設の整備方針

① 駅前広場等

鉄道歴史パーク in SAIJO 等の整備を行ったＪＲ伊予西条駅周辺は、交通結節点に相応しい交通機能はもとより、西条市の玄関として、水を活かした憩いの空間整備、観光・産業の情報案内拠点としての機能充実を図ります。

駅構内については、施設の近代化、バリアフリー化の促進とともに、駅南側住宅地への連絡通路の整備を行い、中心市街地への交通の円滑化及び利便性の向上を図ります。

② 駐車場

中心市街地においては、総合福祉センター、総合文化会館等の各施設や商店街、飲食店などが利用できる共同駐車場の整備を進め、車による来訪者に対する便宜を図るとともに、中心市街地の回遊性の向上に資する環境づくりに努めます。

③ 港湾

企業立地の進展やそれに伴う物流の増大に対応して、港湾計画との整合や環境との調和を図りつつ、公共岸壁、防波堤、航路、臨海道路等の港湾機能の強化を促進するとともに、良好な港湾環境の形成を図ります。

[illegible]

3-3. 公園・緑地整備の方針

(1) 公園・緑地整備に関する基本的な考え方

西条市は、石鎚連峰に代表される山岳や峡谷、河川などの優れた自然環境を有しており、生活環境の保全や市民のレクリエーション、観光面等に重要な役割を担っています。

これら貴重な自然資源や既存の公園緑地を活かしながら、都市基幹公園・住区基幹公園等の整備を推進します。公園緑地の整備にあたっては、整備の指針となる「緑の基本計画」を策定し、西条市の特性にあわせた公園緑地の整備を進めます。

(2) 公園・緑地の配置方針

① 都市基幹公園

都市基幹公園として、総合公園 2 箇所、運動公園 2 箇所が都市計画決定され、現在、小松中央公園の一部に未整備区域を残すほかは、供用されています。

今後とも、未整備区域の計画的な整備を進めるとともに、都市公園が不足している西条市の東部においては、住民に親しまれ、レクリエーション・防災機能の拠点となる東部公園の整備を進めます。

② 住区基幹公園

住区基幹公園は、街区公園が 21 箇所、近隣公園が 3 箇所、地区公園が 1 箇所都市計画決定され、平成 20 年度に丹原中央公園（近隣公園）の一部が供用されています。

しかし、地域別にみると格差もみられることから、自然緑地や地域のバランスに配慮しながら、市民が身近に利用できる都市公園の適正な配置に努めます。

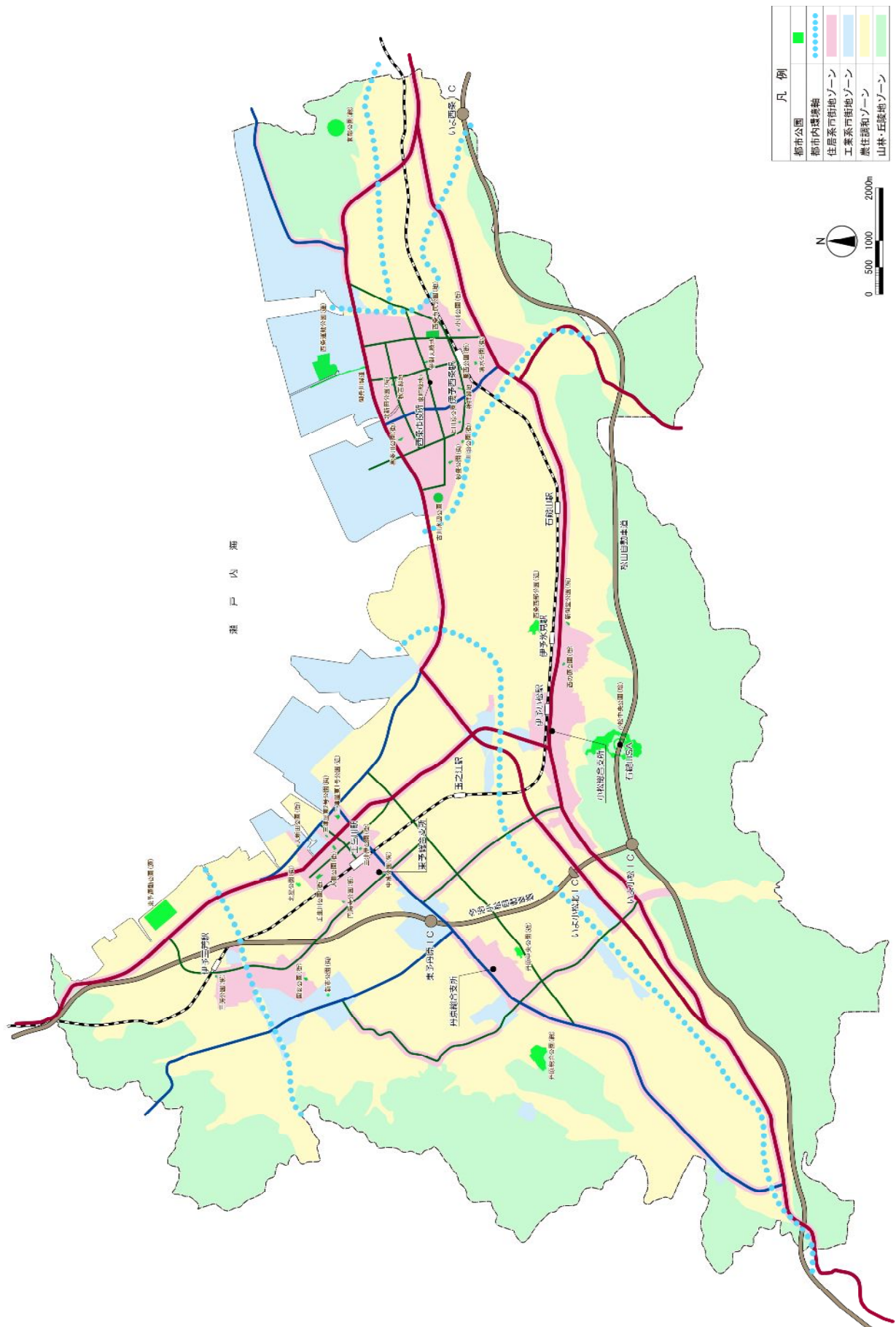
③ その他の公園緑地

自然環境に優れた古川地区の遊水池を利用した古川水辺公園の整備を推進します。

石鎚山を代表とする地域の自然的・歴史的・文化的遺産を活用した公園整備を推進し、特に円山森林公園については、恵まれた自然環境を活かした多様な交流施設や学習施設の整備を推進します。

永納山遺跡の保存・活用と一体となった自然海岸公園等レクリエーション拠点の整備を推進します。

●公園・緑地整備の方針図



3-4. 河川・上下水道整備の方針

(1) 河川・下水道・水道整備の基本的な考え方

加茂川をはじめとする河川は、西条市の重要な都市構造構成要素であり、洪水等の災害から人命や財産を守る役割とともに、環境・景観・水資源の保全等多様な機能を有しています。このため、洪水防御や水資源の確保など河川機能の強化を図りつつ、生態系の保全や親水の視点をもった快適な河川環境の創出に努めます。

西条市の公共下水道普及率は、平成 19 年度末で 47.9%（全国平均 71.7%）、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽を含む污水处理人口普及率は 64.0%（全国平均 83.7%）と、全国平均に比べ低い水準にあり、さらなる整備を図る必要があります。このため、経済性や対象地域の特性を十分に配慮しつつ、より効率的で効果的な手法を検討し、整備を進めます。

安定した水道事業を推進するためには、経営基盤の強化、安心で快適な給水の確保や災害対策の充実等が課題になっています。このため、平成 21 年度策定予定としている地域水道ビジョンにおいて「安心」「安定」「持続」「環境」を施策目標とし、具体的施策を示すとともに平成 18 年度に策定した西条市水道事業中期経営計画に基づき、計画的かつ効率的な事業運営に努めます。

(2) 河川整備の方針

市管理河川において、河川の重要度、近年発生した洪水などを勘案して必要な河川改修を推進し、洪水等の水害の防止、被害の低減に努めます。

加茂川では「ふるさとの川モデル事業」などにより市民が水辺と親しめる空間を確保してきました。今後も河川管理堤等を遊歩道・親水空間等に活用するなど、生活に潤いをもたらす環境の整備を進めます。

(3) 下水道整備の方針

衛生環境の改善、地下水の保全、市街地の浸水防除など、市民の安全で快適な生活環境を確保していくため、下水道計画区域内の污水施設と雨水施設の整備を図っていきます。

污水整備に関しては、未普及地区の管渠整備を進めるとともに、汚水流入量の増加に対応して、終末処理場（浄化センター）の処理施設を増設します。また、老朽化する施設に対しても更新などの対応により適正な機能維持に努めます。

雨水整備に関しては、各排水ポンプ場、雨水排水路の整備、改修を進めることにより、浸水地区の解消に努めるとともに、水の文化都市にふさわしい、美しい水辺の景観の維持向上を図ります。

(4) 水道整備の方針

上水道施設は、東部地区、西部地区、東予地域、丹原地域及び小松地域において、老朽化した施設の更新や施設の耐震強化など災害に強いライフラインの確立に努めます。

簡易水道施設は、上水道施設との統合を図ることで、施設の基盤整備を行います。

一方、塩水化が懸念されるひうち地区や隣接する内陸部の地域では、新たな給水区域を検討します。

4. 環境形成の方針

4-1. 環境形成の基本的な考え方

西条市は山々、田園、海及びこれらをつなぐ河川など、多様な自然環境に恵まれ、市民に親しまれています。特に、水資源は西条市をイメージづける重要な要素となっています。

一方、資源の少ない市街地では、市民は魅力的な都市環境の創出を求めており、市街地と調和した都市環境づくりが課題となっています。また、環境意識の高まりとともに、産業廃棄物も含めたごみ問題の解消のための（持続可能な）資源循環型社会の実現も課題となっています。

このような状況を踏まえ、恵まれた水資源、石鎚山をはじめ山岳、瀬戸内海などの自然環境の保全を図るとともに、適切な開発規制を通じた無秩序な開発の防止や魅力的な都市環境の形成を推進し、質の高いまちづくりを目指します。

4-2. 環境形成の方針

（１） 自然環境の保全・活用の方針

① 水資源の保全・活用に関する方針

西条市の水資源は、生活用水をはじめ農業用水、工業用水等に幅広く利用されており、その水量の確保、水質の保全は非常に重要な課題です。

西条市の特徴でもある地下水は、現在のところ十分な地下水量が貯留されていると推定されますが、都市化の進展等により地下水位の低下が懸念されています。

現在の良質かつ豊富な水資源を将来に引き継ぐために、河川の河床浸透力の確保に努めるなど有限な地下水の保全を図るとともに、水質の保全、浄化を図ります。

また、河川は多数の野鳥や魚などが棲息する自然環境豊かな空間であり、これらの活用を図り親水空間の形成に努めるとともに、河川改修にあたっては多自然型川づくりを進めるなど自然環境の再生を図ります。

さらに、西条市の海岸線は南東部が臨海工業地となっていますが、北西部の高須海岸や河原津海岸では自然海浜が存在し、市民や観光客の憩いの場となっています。今後もこれらの自然海浜は保全し、市民の憩いの場や観光レクリエーションの場としての活用を図ります。

② 山林の保全・活用の方針

市街地の背後に広がる山林は、国土の保全、清らかな水資源のかん養、酸素供給、大気浄化、動植物の保護等の公益的機能が発揮できるように保全します。また、市民が利用しやすい位置にある永納山一帯や市民の森、円山森林公園などは、環境学習や保健休養機能等が充実できるように保全を図ります。

また、山林を切り開く開発については、適正な土地利用規制等により無秩序な開発を抑制し、開発時においても動植物等との共生に配慮した開発を促進・誘導します。

③ 優良農地の保全・活用の方針

西条市では加茂川や中山川等の主要河川流域をはじめとして、市街地を取り巻くように水田を主体とする農地が広がっています。これらは農作物の生産のみならず、環境保全、防災機能や景観など都市を構成する上で重要な役割を担っていることから、今後も安定した農業経営を支援するとともに、集団的な優良農地の保全や多面的な機能の活用を図り、豊かな田園環境を保全します。

また、最近増加している遊休農地などは、集落営農組織の育成や担い手への利用集積を推進するとともに、市民農園等への活用を検討し、農地の有効活用を図ります。

(2) 都市環境の保全・活用の方針

① 市街地内での快適な水辺や緑地空間の形成

西条市の個性と魅力の向上を目指し、これまで取り組んできた「ふるさとの川モデル事業」、「アクアトピア事業」等を継承し、市街地内の河川や水路などの水辺空間をできる限り親水空間等として整備・活用を図ります。

市内には多くの社寺があり、大樹や老樹などがある境内は地域のシンボルとして親しまれています。これらの社寺境内地の緑地空間を都市内の貴重な環境緑地として保全・活用します。

都市計画道路等の幹線道路においては、街路樹を設置し、都市内の緑のネットワークの形成に努めます。

② 資源循環型社会の実現のための方針

資源循環型の社会を形成していくためには、市民一人ひとりが問題意識を持ち、河川や森林等の自然環境を保全するとともに、環境への負荷の少ない循環型のまちづくりを進めていくことが必要です。

このため、ごみの“発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）”に努めるとともに、自然エネルギーの活用や省エネルギー施策などを推進することによって、環境への負荷の少ない循環型のまちづくりを目指していきます。

(3) 人にやさしいまちづくりの方針

① 建築物等の改善・整備による“だれもが気軽に外出できる仕組みづくり”

各地区に形成されている市街地を拠点に安全で快適に生活できるまちづくりを目指します。

公共施設や駅前など特に多くの人が集まる空間においては、ユニバーサルデザインの積極的な導入を図り、だれもが利用しやすい施設環境づくりに努めます。

電車、バス、タクシーなどの乗り場や、車両などの公共交通機関について、その整備・改善を関係機関等に要請します。

② 道路の整備・改善による“安全でゆとりのある空間づくり”

都市計画道路の整備に際しては、より高齢者や障害者にやさしい道路形成を推進します。

既設の歩道については、段差の解消をはじめバリアフリー化のための改善を推進します。

より安全で安心な横断ができるように、障害者用の信号機設置や、横断歩道部の段差の改善、歩道部と連続した点字ブロックの敷設など、安全な移動を確保する構造を取り入れます。

5. 都市景観形成の方針

5-1. 都市景観形成の基本的な考え方

西条市には、西側と南側に広がる山地や海・河川の水辺などの自然景観と城下町の風情を残す歴史的な景観、地域住民がつくりあげてきた地域固有の景観、都市化に伴って新たにつくられた市街地景観や道路沿道景観などがあります。

これらの景観は、それぞれが西条市のアイデンティティーとなる要素であり、地域の特性にあわせて大切に保全したり、改善したりしていく必要があります。

このため、都市景観を構成する景観特性ごとに景観形成の方針を定め、自然景観等と調和した良好な都市景観の形成を推進します。

5-2. 都市景観形成の方針

(1) 景観に関する総合的な計画策定

西条市は、平成 17 年 10 月に景観法に基づく景観行政団体となり、地域の景観行政を担う主体となったことから、景観計画の策定や景観条例の制定、屋外広告物の適切な規制・誘導策などを検討し、住民、事業者、行政が一体となって良好な景観づくりを進めます。

(2) 魅力的な市街地景観の形成

① 住宅地景観

低層の戸建て住宅が広がる地域は、敷地周りの生垣化を促進するなど、ゆとりと潤いのある景観の誘導に努めます。

住宅と工場が共存する地区は、工場の緑化や周辺に調和した外観形成等により、周辺の住宅と調和した景観形成を誘導します。

② 商業・業務地景観

市街地の商業・業務地は、地域特性を活かした統一感のある景観形成や歩行者空間の創出を図り、快適で賑わいのある都市空間の創出に努めます。

特に、ＪＲ伊予西条駅周辺は西条市を印象づける空間として、陣屋跡周辺の歴史的まちなみの保全や「水の都」を演出するデザイン要素を取り入れた空間形成を図ります。

また、電線類の地中化や放置自転車の排除など景観阻害要因の排除に努めるとともに、回遊性を持った歩行者ネットワークの形成に努めます。

③ 幹線道路沿道景観

沿道型の商業地が形成されている国道等の幹線道路沿道では、屋外広告物の大きさや色彩等を地域特性にあったものに統一するように誘導など、西条市のイメージが感じられる魅力的な沿道景観への改善を誘導します。

④ 工業地景観

臨海部の工業団地については、事業者との協力のもとに接道部分等における統一感のある緑化を促進し、緑豊かな工業地景観の形成を図ります。また、市街地内等の中小規模の工場についても、工場敷地内や接道部分の緑化を促進します。

(3) 豊かな自然景観の保全と活用

① 田園・集落地景観

田園地域内に点在する既存集落は、住宅周囲や敷地内の緑化等により、周辺の農地との調和を図り、潤いと広がりのある田園・集落地景観の形成を図ります。

農地は、地域の生活と密着した人々の原風景となる景観であり、地域の景観資源として優良農地等の保全と活用を図ります。また、耕作放棄地等についても、レンゲ、コスモスなどの景観作物の作付けを推進するなど田園・集落地景観の改善に努めます。

② 山林景観

南の四国山地（石鎚山）と西の高縄山系などの緑豊かな山並みは、西条市の市街地の背後の景観を形づくる最も重要な要素となっています。このため、道前平野から望む眺望景観を保全するとともに、自然を活用した交流空間づくりに努めます。

③ 山麓景観

西条市の山麓部には国道 11 号が通り、周辺には四国霊場の札所も多く立地するなど古くから集落地が形成され、多くの道標や常夜灯などが残されています。また、東温市との境界部には桜の名所となっている桜三里や中山川溪谷などがあり、市民に安らぎを与える場となっています。これらの自然や歴史資源は地域住民とともに大切に保全していくとともに、観光等への活用を図ります。

④ 水辺景観

旧西条市内には、「うちぬき」と呼ばれる自噴井があり、古くから水の都として発展し、水をテーマとした施設が市街地内に点在しています。これらの施設は西条市を特徴づける重要な景観要素であり、今後とも整備、充実を図ります。

加茂川や中山川をはじめとする河川は、西条市の骨格を形成する景観軸であり、隣接する田園集落地や市街地との調和のとれた景観形成を推進します。

臨海部の大部分は海岸の埋め立て等により臨海工業地が形成されていますが、北西部の高須海岸や河原津海岸では美しい自然が残っており、後背部の丘陵地等とあわせて海と陸地部の景観が調和したウォーターフロント景観の創出に努めます。

6. 都市防災の方針

6-1. 都市防災の基本的な考え方

まちづくりの原点は安全の確保であるとの基本認識に立ち、誰もが安全で安心して生活できる、災害に強いまちづくりを推進します。

6-2. 都市防災の方針

(1) 災害に強い都市づくり

① 災害危険箇所の整備

土砂災害、危険箇所等については、地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及び崖崩れ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等を調査し、関係機関と協議の上、災害危険箇所に対する防災対策や土砂災害警戒区域の指定を行います。

高潮、浸水、洪水などの水害対策としては、高潮対策事業、河川改修事業などを進めます。

また、警戒・避難・救護等の緊急対策に関する体制を整備します。

② 防災拠点の整備

西条運動公園、西条西部公園、東予運動公園、丹原総合公園及び小松中央公園を防災拠点として位置づけ、災害時の広域避難地としての機能強化を図ります。

また、地震災害時の物資輸送拠点として、東予港壬生川地区の耐震強化岸壁等を位置づけ、防災機能の充実を図ります。

③ 避難地・避難路等の確保

災害時における避難者の安全確保と火災の延焼防止等を図るため、市街地内の公園や幹線道路等におけるオープンスペースの確保を図ります。

市民の生命及び財産の安全を確保するため、一定の指定基準のもと、避難所（一時避難場所・収容施設）及び避難路を選定・整備し、確保します。また、高齢者や障害者等、避難所での生活に特別な配慮を要する市民を収容できる、福祉避難所の指定についても検討します。

④ 密集市街地の整備

中心市街地や東予地域の国安地区等は、生活道路が狭隘なところに木造家屋が密集する地区となっており、震災等に備えて建物の不燃化や都市計画道路の整備を積極的に推進します。

⑤ 臨海部の緩衝緑地の整備

臨海部工業地帯では一部緩衝緑地が整備されていますが、将来的にも良好な都市環境を形成していくとともに、防災の観点から、より一層の緩衝緑地の整備を推進します。

7. 住宅整備の方針

7-1. 住宅整備の基本的な考え方

住宅に困窮する低所得者や高齢者、障害者世帯などに対するセーフティーネットの構築を図るため、需要に応じた公営住宅の供給に努めます。

また、少子・高齢化の進行や地震等の災害、環境問題などさまざまな課題や多様な住宅ニーズに対応するため、質の高い住宅づくりや住宅地の基盤整備を進め、地域住民と協力して良好な住環境の形成に努めます。

7-2. 住宅整備の方針

(1) 公営住宅の整備・充実

住宅用火災報知器の設置や旧耐震基準で建設された団地の耐震診断・耐震改修に努めます。

また、建替え、維持及び修繕は、「公営住宅ストック総合活用計画」に基づき計画的に事業を推進し、ユニバーサルデザイン化、子育て支援及び居住水準の向上など良好な住宅環境の形成に努めます。

(2) 質の高い住宅づくりの促進

① 住宅の耐震化の促進

木造住宅耐震診断の普及に努め、老朽化する持家の建替えや旧耐震住宅の耐震化を促進します。また、耐震改修費の助成についても検討します。

② 快適な住宅づくり

住宅のバリアフリー化といった安全で安心な住宅づくりを促進するとともに自然エネルギーの活用や省エネルギー、敷地内の緑化など環境に配慮した住宅づくりを促進します。

(3) 良好な住環境づくり

① 住環境基盤の整備

安全で良好な環境の住宅供給ができるよう、先行的な道路網の整備等、生活関連施設の整備を推進するとともに、民間宅地開発については適切な指導に努めます。

② 多様なニーズに対応した良好な住環境づくり

安心して子どもを生み育てられる住環境や高齢者にやさしい住環境をはじめ、多様な居住形態やニーズに対応できる住環境づくりに努めます。

特に、木製都市構想実現に向けた取り組みや支援の方策についての検討を行います。

③ 密集市街地の改善

老朽木造住宅が密集する地域では、住宅の不燃化や耐震化を促進するとともに、地区内の道路の改善など住環境の改善に努めます。

第5章 地域別構想

1. 地域区分

1-1. 地域区分の考え方

地域別構想は、全体構想で示した方針を受け、地域ごとの特性に応じた将来像を明らかにしていくもので、各地域の住民参加によるまちづくりの目標・指針と言えます。

地域区分の設定は、西条市を構成する様々な要素の中で地域特性や生活圏など、いくつかのまとまりをもって地域を捉え区分します。

具体的には以下の観点において地域のまとまりを検討し、望ましい地域区分を設定しました。

■ 地域区分の考え方

区分けの観点	区分け事項	考慮する内容
①都市計画の規制 (土地利用の規制)	都市計画区域と都市計画区域外	都市計画区域及び都市計画区域外の規制状況を踏まえる
②生活面でのつながり	小学校区、中学校区、旧市町等	地域コミュニティの観点を踏まえる
③歴史的なつながり	大字	大字など歴史的なつながりに留意する

地域区分の考え方を踏まえ、各地域の将来像を描き施策を位置づける上で適切なまとまりのある空間の範囲として、下表のとおり地域区分を5地域とします。また、西条地域と東予地域においては、より地域の特性を踏まえるべく地区別の整備方針を設定します。

なお、都市計画区域外については、都市計画の事業・手法が適応できませんが、地域の進むべき方向性として設定します。

■ 地域・地区区分

地域区分	地区区分
1. 西条地域	・ 中央部地区
	・ 東部地区
	・ 西部地区
2. 東予地域	・ 東予東地区
	・ 東予西地区
	・ 河北地区
3. 小松地域	—
4. 丹原地域	—
5. 都市計画区域外	—

2. 西条地域

2-1. 西条地域の概況

(1) 地域の位置等

- ・西条地域は、市域の東半分を占め、北は瀬戸内海に面し、臨海部は工業地が形成されています。地域の南では市街地の背景となる石鎚山系が連なり、その麓の千町では棚田が広がっており、美しい農業景観を形成しています。
- ・地域内には加茂川や中山川が流れ、加茂川と中山川に挟まれた地域では優良な農地が広がっています。

(2) 人口

- ・西条地域には、10 小学校、4 中学校があります。
- ・地区別（概ね小学校区別）の過去 25 年間の人口推移は下表のとおりで、平成 17 年と昭和 55 年の人口を比較すると、中央部地域や東部地域で人口が増加し、西部地域はやや減少、南部地域は大幅に人口が減少しています。
- ・南部の中山間地では、高齢化とともに若者の流出が続き、高齢者単独世帯の割合が高くなっています。

■地区別人口の推移

	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 17 / 昭和 55 比率 (%)
西条地区	7,356	7,175	7,315	7,199	7,364	7,815	106.2
神拝地区	10,340	11,442	11,778	12,225	13,451	14,425	139.5
大町地区	10,855	10,986	10,862	10,812	10,724	10,744	99.0
中央部地域 計	28,551	29,603	29,955	30,236	31,539	32,984	115.5
玉津地区	5,541	6,473	6,715	7,439	7,549	7,928	143.1
飯岡地区	5,842	6,556	6,611	6,521	6,436	6,267	107.3
東部地域 計	11,383	13,029	13,326	13,960	13,985	14,195	124.7
神戸地区	4,255	4,322	4,210	4,034	3,963	3,986	93.7
禎瑞地区	1,683	1,676	1,682	1,593	1,517	1,525	90.6
橘地区	2,242	2,250	2,249	2,180	2,058	2,145	95.7
氷見地区	4,780	4,721	4,636	4,518	4,593	4,480	93.7
西部地域 計	12,960	12,969	12,777	12,325	12,131	12,136	93.6
市之川地区	88	72	62	53	43	39	44.3
加茂地区	537	440	374	282	209	191	35.6
大保木地区	563	393	327	254	203	165	29.3
南部地域 計	1,188	905	763	589	455	395	33.2
西条地域 合計	54,082	56,506	56,821	57,110	58,110	59,710	110.4

資料：市統計書

(3) 土地利用

- ・用途地域は、加茂川の東の市街地と山裾の氷見の市街地に指定されています。
- ・用途地域指定地の内、主要地方道壬生川新居浜野田線より北側の臨海部で工業系用途が、J R伊予西条駅より市役所に至る中心部で商業系用途が指定され、それ以外の地域では住居系用途地域が指定されています。
- ・産業道路や国道等の幹線道路沿道等で 1,000 m²以上の商業系や住居系用途の開発が行なわれています。
- ・昔から形成されてきた既存市街地における商店街は、郊外での大規模商業施設の立地等の影響で、集客力の低下を招いており、空き店舗率が増加しています。
- ・臨海部については、豊富な水資源や交通利便性などの好条件を備えた生産型工業地として発展しています。
- ・用途地域外では、南側と東側が山地・丘陵地になっており、その他の平地部は田園集落地が形成されています。平成 16 年に線引き廃止を行なったことから、既存集落に張り付く形で住居系の新築建物件数が増加しています。また、一部の地域では工場の立地や幹線道路沿道での商業施設の立地がみられます。
- ・田園集落地のうち、加茂川と中山川に挟まれた地域を中心に優良な農地が広がっており、西条市の食料自給率の向上に貢献しています。
- ・東部地域には昭和 40 年代から 50 年代にかけて大規模な住宅団地が開発されています。

(4) 地域資源

- ・古くから西条市の中心として発展してきた中心市街地では、地域固有の特徴的資源も多く、弘法水、堀端（西条藩陣屋跡）、アクアトピア水系、近年に完成した鉄道歴史パーク in SAIJO など多様な施設があります。
- ・歴史的な地域固有の特徴的施設としては、西条まつりの飯積神社、伊曾乃神社、石岡神社等のほか、四国八十八ヶ所札所の吉祥寺、前神社、乙女川の川狩、氷見地区の古いまちなみ、市之川鉾山跡などがあります。
- ・すぐれた地域固有の自然環境資源としては、日本一の大きさと言われる国指定天然記念物である王至森寺の「キンモクセイ」、秋都庵の萩、飯岡半田の「ひめぼたる」、県下有数の野鳥の楽園である加茂川河口部の干潟、難波の水郷風景、西日本最高峰の石鎚山などがあります。
- ・その他先人の苦労によりつくりあげられた千町の棚田や市之川鉾山跡等、地域の現在までの足跡を示すものなどもあります。

2-2. 西条地域のまちづくりの課題

【中心市街地】

- ・ J R 伊予西条駅より市役所に至る商業地は、販売額の減少や空き店舗の増加、来街者の減少など近年空洞化が著しく、商業地域の活性化が求められます。
- ・ 中心市街地周辺の住宅地では、ミニ開発が連担して形成された経緯から、骨格となる都市基盤が不十分で、幅員の狭い道路も多く、交通に不便な地域構造となっています。

【その他の市街地】

- ・ 氷見地区の市街地は、江戸時代より木材等山の物産の集散地として栄えたところで、現在も当時のまちなみやコミュニティ等が残されており、今後もそのような地区文化を守り、風土や景観に配慮したまちづくりが求められます。一方、建築物の密度も高く、道路が狭あいでの防災上の対応が求められます。
- ・ 臨海工業地は四国随一の生産を誇りますが、近年の厳しい地域間競争を勝ち抜いていくためには、一層の生産・操業環境の充実が求められます。また、港新地地区は工場の立地が少なく、農地の中に住宅が立地してきており、適切な土地利用の誘導が求められます。
- ・ 漁村集落など古くから形成された集落では、道路が狭あいでの防災上の対応が求められます。

【集落地】

- ・ 優良な農地が広がる地域では、農地の集約化や担い手の育成を図り、生産環境・経営基盤の強化が求められます。また、地域の農業の振興と理解を深めるため、地産地消を推進していく必要があります。
- ・ 国道 11 号と国道 11 号バイパスの分岐点付近で 1 万㎡を超える大規模な商業施設が建設されるなど土地利用に変化がみられることから、周辺地域と調和した土地利用の誘導が求められます。
- ・ 郊外の大規模住宅団地では高齢化が進んでおり、地域の活性化が求められます。
- ・ 海・川沿いの集落は、漁業、農業との調和を図りながら、自然保全系の拠点としての優れた自然環境を活かした地域活性化が求められます。
- ・ 優良農地と緑豊かな山林に囲まれた国道 11 号沿いに連担する山裾の集落には、温泉や観光地も多く、それらを活用した集落づくりが求められます。

【中山間地】

- ・ 農業生産条件が不利な中山間地域では、著しい高齢化や後継者不足等により、棚田等において耕作放棄地が増加するなど農村環境が変化しており、国土の保全、水源のかん養等の観点から良好な農村景観の保全が求められます。
- ・ 高知県との連携軸となっている国道 194 号沿いの地区では、軸上の高知県の町等との連携による地区づくりや市之川鉦山の歴史を活用した地区づくりが求められます。

2-3. 西条地域のまちづくり方針

(1) 地域づくりのテーマ

本地域の特性を踏まえて、地域づくりのテーマを、「活力ある産業振興を目指したまちづくり」「地域資源の活用による地域活性化」「自然と共生する優良な田園居住地づくり」「歴史と文化の薫るまちづくり」「災害に強いまちづくり」と設定します。

(2) 地域づくりの基本方針

地域づくりのテーマの実現に向けた地域づくりの方針を、以下のとおり設定しました。

① 土地利用

【魅力ある中心市街地の形成】

- ・うちぬきや陣屋跡等の自然資源や歴史遺産、集積する公共公益施設等の地域資源を活かしながら、人・もの・情報が集う空間づくりを進めます。
- ・商店街の核となる拠点的エリアの形成や、道路、駐車場等モータリゼーションに対応する施設整備などにより、商店街の魅力向上を図ります。
- ・安全で快適な居住環境を創出するため、防災機能の強化にも配慮しつつ、生活道路や公園等、居住空間としての基盤整備を進めます。
- ・高齢者等も安心してまち歩きが楽しめるよう、バリアフリー化を推進するとともに、初めて訪れる人々にも分かりやすい情報案内施設の設置等を進めます。

【市街地環境の改善】

- ・地域内の各地区から中心市街地へのアクセス、及び他の地域より中心市街地へ車や徒歩・自転車等で気軽に来訪できる軸づくりを進めます。
- ・交通渋滞の解消や防災機能の向上とともに、生活拠点や地区ネットワークの確立により、地区間の連携強化と定住人口の増加を図ります。

【臨海工業用地】

- ・都市基盤の充実やアクセス性の向上等により、生産環境の向上を図るとともに、境界部の緑地帯の保全を図ります。

【田園集落地】

- ・農業集落地の生活環境の整備・充実を図り、地域の活性化に努めるとともに、農地と集落地で構成される田園景観の保全を図ります。
- ・農地は食料供給地としての生産機能のほか、国土の保全や水源かん養、生態系の維持、良好な景観の形成などの多面的機能を有しており、優良農地の積極的な保全に努めるとともに、耕作放棄地の解消に努めます。

【中山間地域の活性化】

- ・「災害に強いまちづくり」を推進するため、生活空間をコンパクトにして集中的な防災対策を行うとともに、定住人口の増加のための施策により、地域コミュニティの維持に努めます。

【農の資源を活用した地域づくり】

- ・県下有数の経営耕地を有する西条地域の特性を活かして、水素吸蔵合金を使った省エネ型冷凍・冷蔵システムによる農水産品を集荷・加工・貯蔵し、消費地に供給するシステムを構築するとともに、食に関する研究所の設置などによって、農水産業・食品製造業などの食料産業の雇用増加、西条ブランドの確立などを目指す食品加工流通コンビナート構想の取り組みを進めます。

さらに、食品製造業、農林水産業、大学・試験研究機関、流通業(卸・小売業)、外食産業、観光産業、行政等の異業種が集まる「食料産業クラスター協議会」による、食品産業を中核とした農林水産業、その他関連産業等が連携した「食料産業クラスター」の形成の促進や、国産農林水産物を活用した新商品開発、販路拡大等に取り組む食料産業クラスター事業を推進します。

あわせて、輸出対象国バイヤーと域内の輸出窓口企業とのネットワークを構築・強化し、輸出窓口を一元化することにより、食品輸出メーカーが容易に海外とのネットワークを活用することができ、青果物全般、水産物全般、加工品全般をワンステップで海外市場へ送り込む仕組みづくりなど地場産品輸出販路開拓事業を推進します。

【自然環境体系】

- ・本地域は、北と南を瀬戸内海、石鎚山系の広域環境軸、平地部は加茂川、中山川等の都市内環境軸に囲まれ、両河川に挟まれた地域では優良農地が広がるなど、非常に優れた自然環境を有しています。これら自然環境・田園景観の保全を図りつつ、自然体験・農業体験など自然を活用した交流、地域の活性化を図ります。

② 拠点

【産業拠点】

- ・東予港（西条地区）周辺は、隣接する臨海工業地等の機能強化とあわせて、取扱貨物量の増大や今後の新たな工業活動に対応できる港湾機能の確保を図り、広域流通拠点の形成を目指します。また、地域住民が海や港に親しむことができる賑わいと潤いのある空間の形成や港内に残る自然環境への配慮に努めます。
- ・内陸部の産業拠点は、インターチェンジや工業集積地の特性を活かした産業拠点の形成を図ります。

【スポーツ・レクリエーション拠点】

- ・西条運動公園・西条西部公園は、スポーツ・レクリエーション拠点として位置づけるとともに、自然環境や体育施設など地域資源を活用して、トップアスリートが合宿するまちづくりを推進し、市民の競技力向上と健康増進、交流人口増による産業振興などを旨とする『合宿都市構想』の実現のため、調査研究に取り組みます。
- ・円山森林公園は、植物園やイベント広場等の整備による観光拠点としての魅力向上とともに、自然を活かした体験・学習の場として活用を図ります。
- ・市民の森は、市民の憩いの場や観光レクリエーションの場としての充実を図っていきます。
- ・水辺の拠点としての古川水辺公園や東部公園の整備を推進していきます。

【交流拠点】

- ・西条市の恵まれた自然環境と地域特有の資源を活用して、海・川・山・田園、各々における多様な交流拠点の形成を図り、地域の活性化を進めます。
- ・大学等の研究者や学生を招き、様々な分野での教育・研究交流を展開する「フィールド大学構想」に取り組み、地域課題を解決し、あるいは地域の活性化に必要とされる人材の育成等を図ります。

③ 軸

a. 道路

- ・国道 11 号バイパス、主要地方道壬生川新居浜野田線等は、交通渋滞緩和のため、全線を計画決定の幅員で、整備を促進します。
- ・広域幹線道路と位置づけた国道 11 号及び国道 194 号や南北軸となる都市計画道路国道西条港線等についても、安全で快適な道路空間づくりに努めます。

b. 歩行者ネットワーク

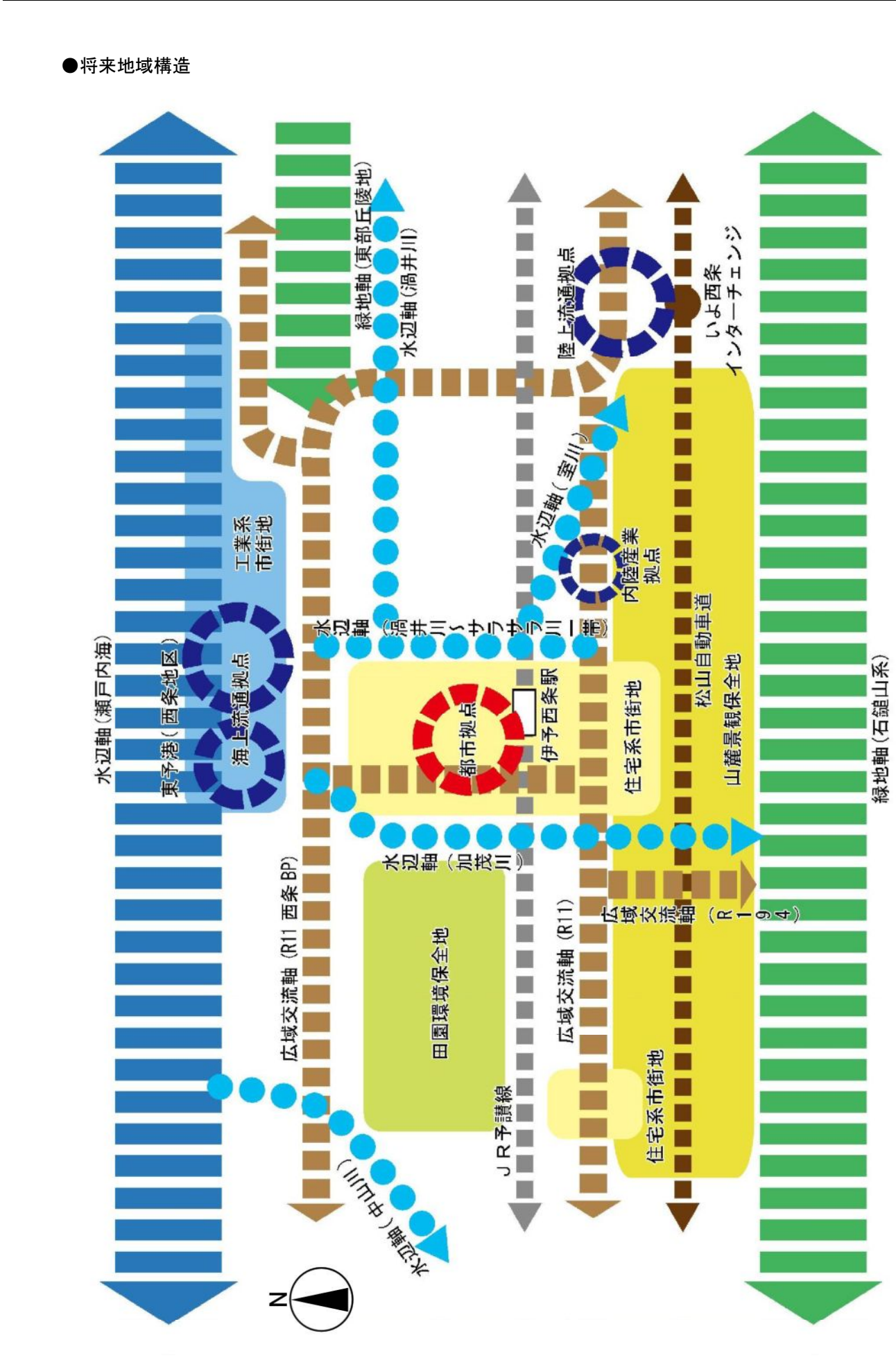
- ・地域拠点と地区拠点、地区拠点相互の連携、各集落と地域・地区拠点の連携を図るため、中心市街地では水路、河川、「新四国のみち」、西条まつり祭礼運行コース等を活用し、中心市街地と周辺のレクリエーション拠点を結びつけるように配置します。
- ・その他の地域では、渦井川や室川の河川沿いや西条まつり祭礼運行コース、「四国のみち」を活用して、歩いて楽しい道づくりを進めます。

【緑地軸】

- ・臨海工業用地の境界部の緩衝緑地から北部丘陵地に至る緑地帯、及び石鎚山系を構成する南部の緑地は、地域を構成する重要な緑の軸と位置づけ保全します。

【水辺軸】

- ・石鎚山系と並び、東西に広がる瀬戸内海は地域を構成する重要な水辺空間であることから水辺軸と位置づけ、工業地は活力ある都市景観の形成、河口部は干潟の保全を図ります。
- ・加茂川、中山川、渦井川、室川を水辺軸と位置づけ水質保全の推進と併せて、人が自然とふれあえる場として改善を進めます。
- ・「水の都西条」をアピールするためにも、「四国のみち」、「新四国のみち」の活用とともに、農地内を縦横に流れる河川、水路を活用した交流連携軸の形成を図ります。



3-1. 中央部地区

『活力ある産業振興を目指したまちづくり』

- ・ 中心市街地から東予港（西条地区）に至る既成市街地は、駅周辺における拠点整備を図るとともに、地域資源を活かしたまちなみ景観の保全・創出に努めます。また、都市計画道路の整備や地区計画制度の活用により、防災機能の向上を図ります。
- ・ 流通拠点と位置づけた東予港（西条地区）は、広域流通拠点の形成を目指します。
- ・ 港新地の工業地域は、隣接する道路網、用排水路、その他公共公益施設等の改良整備を図り、企業立地を促進するとともに、既存の住宅もあることから、適切な土地利用の誘導に努めます。
- ・ 住居系用途地域に隣接している朔日市・新田地区については、新たに増加する人口の受け皿として、用途地域の指定及び基盤整備手法の活用を検討します。
- ・ 住宅、工場、農地等が混在する用途地域外の地区は、農地の保全を基本に、引き続き特定用途制限地域の指定等による適切な土地利用のコントロールを行います。

凡 例	
中心商業地	[Red solid]
地域商業地	[Pink solid]
中心商業地 周辺既存住宅地	[Green dotted]
専用住宅地	[Green diagonal lines]
一般住宅地	[Yellow solid]
複合地	[Orange solid]
工業地	[Blue solid]
市街化誘導地(住宅地)	[Pink diagonal lines]
産業居住地	[Orange solid]
沿道サービス地	[Pink solid]
自然共生地	[Light brown solid]
田園環境保全地	[Light green solid]
山麓景観保全地	[Yellow solid]
自然環境保全地	[Dark green solid]
整備予定路線	[Dashed line]
用途地域	[Black outline]

(3) 都市施設

① 道路

a. 骨格軸

- ・地域の連携軸となる都市計画道路喜多川朔日市線、都市計画道路西条駅前下島山線の未整備区間の整備を推進し、地域内及び中心市街地との交通の円滑化を図ります。
- ・長期にわたり事業が行われていない都市計画道路等については、現在の社会経済情勢の変化を踏まえた上で、見直しの検討を行うとともに、必要な路線については、整備を推進していきます。

b. 歩行者ネットワーク軸

- ・地域拠点と地区拠点、地区拠点相互の連携、各集落と地域・地区拠点の連携を図るため、歩行者系ネットワークの軸を位置づけます。
- ・歩行者系ネットワークとして、水路、河川、「新四国のみち」、西条まつり祭礼運行コース等を活用し、中心市街地と周辺のレクリエーション拠点を結びつけるように配置し、周辺住宅地から中心市街地へのアクセス向上を図ります。また、中心市街地居住者のレクリエーション利用の向上により、中心市街地居住の魅力を増進させます。
- ・周辺市街地の地域構造を明確にするため、骨格となる都市基盤を整備します。骨格となる都市基盤としては、全体構想で位置づけた幹線道路、歩行者系ネットワーク道路のほかに、地区内ネットワークの形成を図ります。また、歩行者系ネットワーク道路の西端には、レクリエーション拠点づくりを進めます。

② 公園・緑地等

- ・御舟川緑道など市街地内河川を利用した、水と親しめる公園の整備とともに、中心市街地から海浜公園へ至る緑のネットワークの整備を推進します。
- ・水辺の拠点となる古川水辺公園の整備を推進し、自然とのふれあいの場の充実を図ります。
- ・商店街等を散歩コースとする市民も多いことから、中心市街地内において、うちぬき広場等とのネットワークを図りながら、商店街周辺に、休憩のできる小広場を整備します。
- ・市民の森の梅林園をはじめ、つばき、さくら、つつじなどの自然豊かな八堂山の緑地を保全するとともに、考古歴史館や冒険広場を活用した文化・レクリエーション拠点の形成を図ります。
- ・賑わいの拠点として、緑陰広場の整備やアクアトピア水系を活用した親水空間、小規模なイベント（朝市など）の開催も可能な芝生広場、親水広場等の整備を行います。

③ 下水道

- ・公共下水道事業認可区域内で未整備となっている地域については、污水管渠の整備を進めていきます。
- ・下水道施設の機能を維持していくため、老朽化した西条浄化センターの改築・更新を行うとともに、流入汚水量の増加に応じた処理施設の増設を進めていきます。
- ・雨水施設としては、本陣川ポンプ場の老朽施設の改築・更新を行うとともに、他のポンプ場（干拓・唐樋）における増改築等及び雨水幹線水路においても整備の検討を進めていきます。

④ その他都市施設

- ・ひうち地区及び都市計画道路安井飯岡線以北の朔日市地区等では塩水化の進行が懸念されるため、新たな給水区域を検討します。
- ・主に水産業を中心とした地域産業の振興を図るため、重要港湾である東予港（西条地区）における小型船だまりやその背後のふ頭用地、漁業施設用地などの整備を促進します。
- ・老朽化が進んでいる古川住宅の建て替えを推進するなど、計画的なまちづくりを検討します。
- ・まちづくりの根幹を担う、市民主体のコミュニティ活動を促進するため、その拠点となる公民館等の充実を図ります。

（４） 都市環境・景観形成の方針

① 都市環境の形成方針

- ・優良な住宅地の形成を誘導していくため、緑豊かな居住環境の整備を目指し、壁面後退や生垣の設置等、各種ルールを定めることを支援、促進します。
- ・「水の都西条」をアピールするためにも、「新四国のみち」の活用とともに、農地内を縦横に流れる河川、水路を活用した交流連携軸の形成を図ります。

② 景観の形成方針

- ・地域資源を活かしたまちなみ景観の保全・創出に努めます。

（５） 安全・安心のまちづくりの方針

- ・地域の防災性の向上を目的として、防災街区整備地区計画制度等の活用を検討します。
- ・コミュニティを単位とする市民自らが主体となった地域づくり活動を支援するとともに、自主防災組織の拡充や、地域のさらなる融和と一体感の醸成を推進していきます。
- ・地震や水害などの災害から市民の生命・財産を守るため、災害防止対策の実施に努めます。

(6) 中心市街地の土地利用・整備方針

① 基本方針

- ・中心市街地は、骨格となる拠点や軸づくりにより、拠点相互の連携を高め、その相乗効果でまちの魅力を向上させ、人・もの・情報が集う交流空間に再生します。
- ・周辺住宅地は、骨格となる都市計画道路の整備を推進するとともに、地区計画制度等により河川、水路を活用した歩行者系ネットワークの形成及び主要区画道路の整備を進め、地区の骨格となる都市基盤の形成に努めます。
- ・事業の実施にあたっては、高齢者や障害者も含めたすべての人にやさしいユニバーサルデザインの考え方や、木材の活用など環境にも優しい循環型社会（「木製都市構想」）の構築を念頭に置いた、事業の推進に努めます。
- ・各拠点間を移動する人の動きを活発にして、中心市街地の賑わいを演出するため、アクアトピア水系を中心として、各施設間の連携による交流と水辺に向けて開かれた施設・広場づくりを進めることで、人々が訪れたくなる魅力的な空間づくりを進めます。
- ・総合文化会館の前庭をイベントやパフォーマンス空間として活用し、川沿いのにぎわいを演出します。また、産業情報支援センターの周辺部についても積極的に水辺に開いた空間づくりを図ります。

② 整備方針

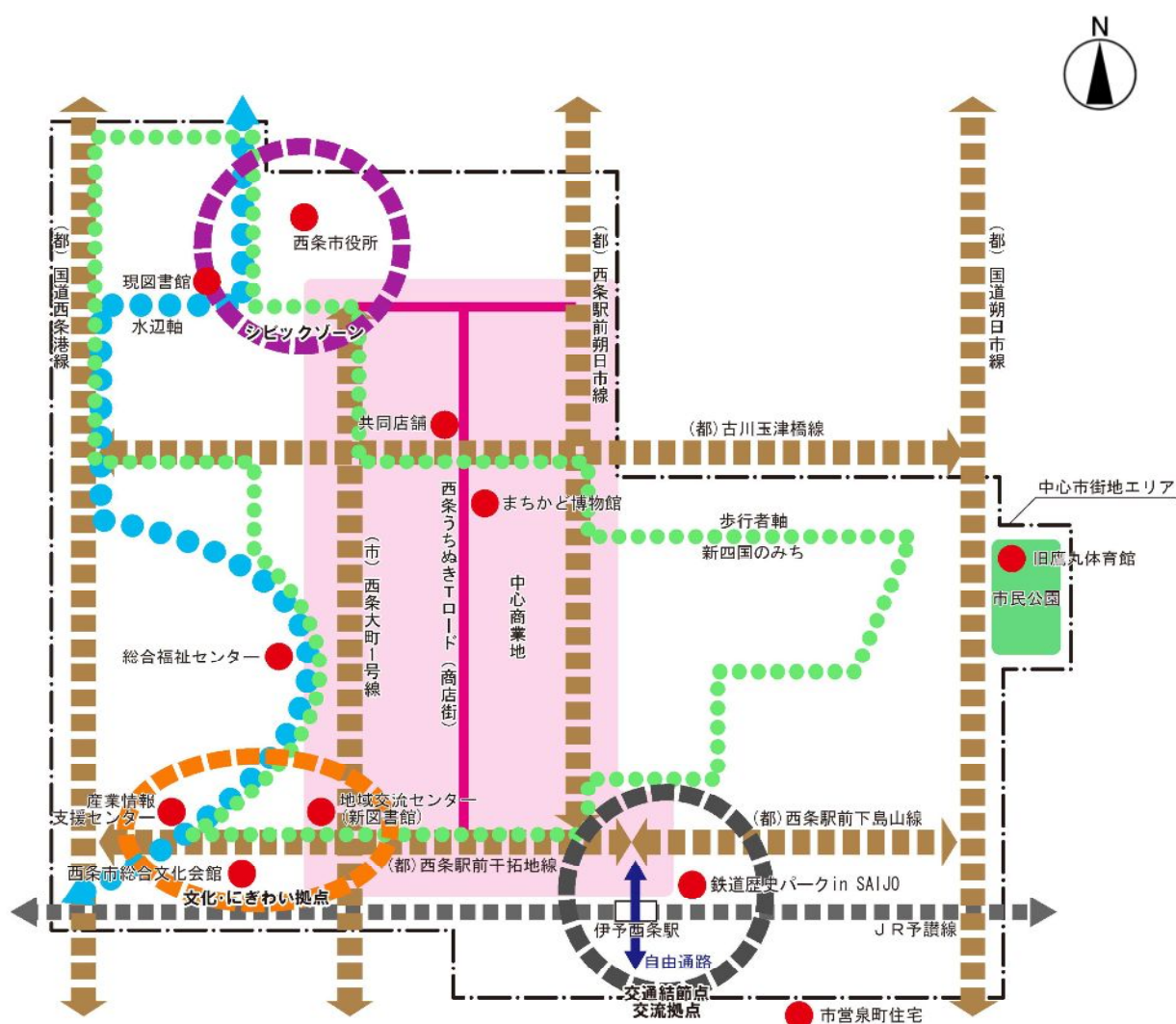
- ・地域の特性を活かした商業地の形成を目指し、商店街の北側に位置する紺屋町商店街では、都市再開発事業等の手法による民間主体の共同店舗整備事業を行い、商業拠点の形成を図ります。また、まちかど博物館整備事業への空き店舗の活用を図るなど空き店舗対策を推進します。
- ・中心市街地の活性化に寄与する定住人口の増加を図るため、共同店舗整備にあわせた住宅供給や市営泉町住宅の建て替えを推進するなど、計画的なまちづくりを検討します。また、マンション建設などによる若者世帯の居住増加に対し、空き店舗などを活用した子育て支援施設の整備を推進します。
- ・新図書館の建設に伴い、今後は空き施設となってしまう現在の図書館を改修し、地域交流施設（中心市街地の核となる施設）としての整備を検討します。
- ・現在使用されていない旧鷹丸体育館の再活用を検討します。

③ 中心市街地内の軸

- ・地域交流情報センター（新図書館）や鉄道歴史パーク in SAIJO とあわせて、駅前広場や駅の自由通路の整備による交通結節機能の強化を図るなど、新たな賑わい・交流を創生します。
- ・J R 予讃線によって南北に分断されている市街地において、J R 伊予西条駅に南北自由通路を整備します。また、駅南側にはロータリー機能を有した南口広場の整備を行います。
- ・J R 予讃線を主要な公共交通施設と位置付け、複線化やフリーゲージトレインの早期導入を要望していきます。

- ・ J R伊予西条駅南口周辺整備に合わせて、道路整備などの道路改良を行います。
- ・ 商店街に平行して西条市役所から総合福祉センター及び総合文化会館などの集積する地区を結ぶ「市道西条大町1号線」をはじめ拠点間を結ぶ道路等の路面のカラー舗装や歩きやすい歩道の整備を行います。
- ・ 中心市街地内において整備可能な道路から自転車専用レーンの整備を図っていきます。

●中心市街地の将来地域構造図



3-2. 東部地区

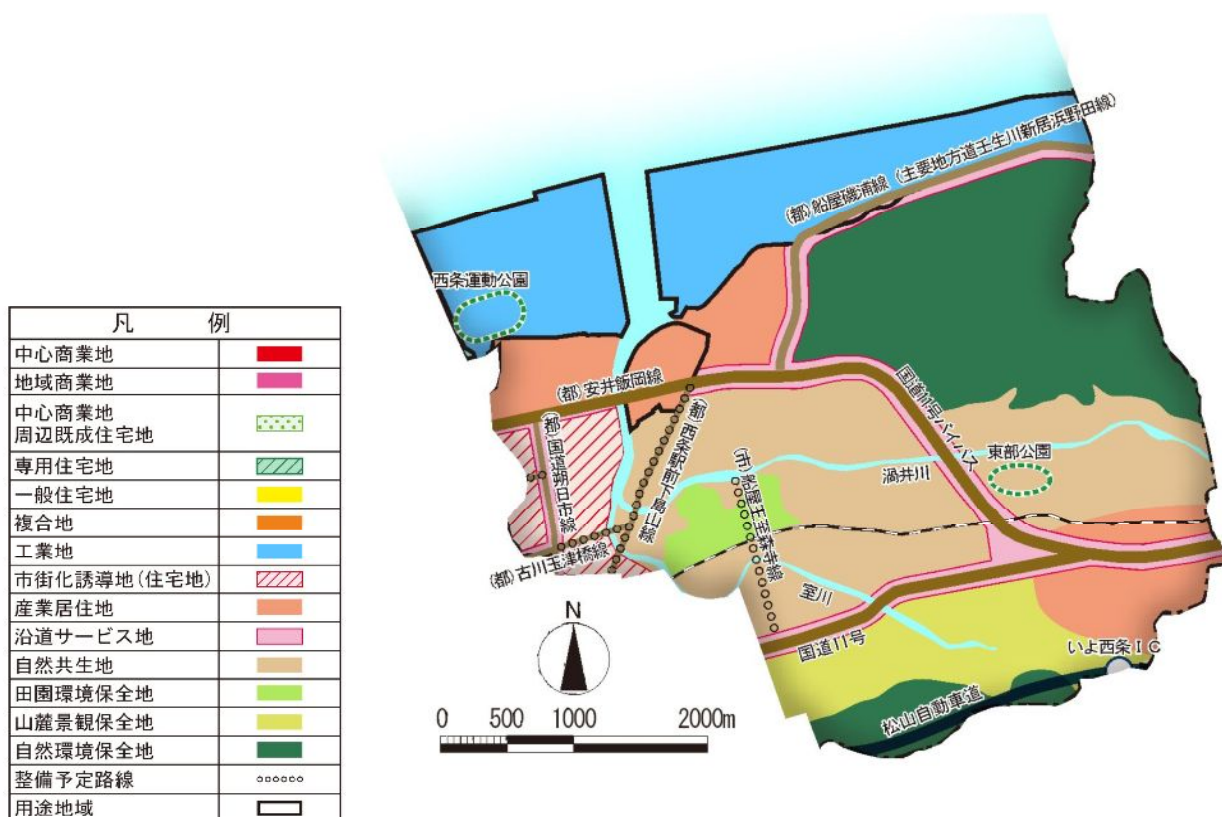
(1) 地区づくりのテーマ

『地域資源の活用による地域活性化と生活環境の改善』

(2) 土地利用

- ・ 優良な住宅地の形成を誘導していくため、緑豊かな居住環境の整備を目指し、壁面後退や生垣の設置等、各種ルールを定めることを支援、促進します。
- ・ 臨海工業地は、西条市の工業を支える工業地帯であることから、企業立地の促進と操業環境の向上に努めます。
- ・ 準工業地域では、住宅の立地が進んでいることから、用途地域の見直しも含め土地利用の整序に努めます。
- ・ 国道 11 号と国道 11 号バイパスの分岐点付近では大規模な商業施設が立地しており、周辺環境と調和した土地利用の誘導を図ります。
- ・ 住宅、工場、農地等が混在する用途地域外の地区は、農地の保全を基本に、引き続き特定用途制限地域の指定等による適切な土地利用のコントロールを行います。
- ・ 北部丘陵地及び渦井川、室川流域界部の緑の保全・活用を図り、都市内環境軸と位置づけた渦井川、室川は、水と親しみ、自然とふれあえる空間形成を図ります。

●土地利用方針図



(3) 都市施設

① 道路

- ・主要地方道壬生川新居浜野田線は、交通渋滞緩和のため、全線を計画決定の幅員で、整備を促進します。
- ・地域連携軸となる市道船屋王至森寺線、渦井川左岸道路、都市計画道路古川玉津橋線及び都市計画道路西条駅前下島山線等の未整備区間の整備を推進し、地域内及び中心市街地との交通の円滑化を図ります。
- ・長期にわたり事業が行われていない都市計画道路等については、現在の社会経済情勢の変化を踏まえた上で、見直しの検討を行うとともに、必要な路線については、整備を推進していきます。
- ・地域拠点と地区拠点、地区拠点相互の連携、各集落と地域・地区拠点の連携を図るため、歩行者系ネットワークの軸を位置づけます。
- ・その他の歩行者系ネットワークの軸として、渦井川や室川沿いのほかに西条まつり祭礼運行コース、「四国のみち」を位置づけます。これらのネットワーク軸は、既存の観光資源との連携等を図ることにより、歩いて楽しい道づくりを進めます。

② 公園・緑地等

- ・レクリエーション拠点と位置づけた東部公園の整備を進めます。
- ・臨海工業用地の境界部の緩衝緑地から北部丘陵地に至る緑地帯、渦井川、室川の流域界を形成する里山から優良農地につながる緑、南部丘陵地の緑は、地域を構成する重要な緑の軸と位置づけ保全します。
- ・北部丘陵地は、針葉樹から広葉樹への転換を図りながら、自然を活かしつつ体験学習等ができる体験型の森林利用を計画し、四季を通じて楽しめるレクリエーション空間づくりを進めます。

③ 下水道

- ・公共下水道事業認可区域内で未整備となっている地域については、污水管渠の整備を進めるとともに、事業認可区域の拡大を検討していきます。
- ・雨水排水整備として、船屋ポンプ場の増改築等及び雨水幹線水路における整備の検討を進めていきます。
- ・公共下水道事業認可区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及を推進し、生活環境の改善を図っていきます。

④ その他都市施設

- ・重要港湾である東予港（西条地区）は、素材工業活動を支える広域的な流通の港として、貨物需要の増大、船舶の大型化、コンテナ化等に対応するため、港湾施設の整備を促進し、物流機能の充実強化を図ります。
- ・上水道施設については、未普及地域における水道整備、老朽化した施設の更新や今後起こるであろうとされている大規模地震に対する施設の耐震化を進めていきます。
- ・まちづくりの根幹を担う、市民主体のコミュニティ活動を促進するため、その拠点となる公民館や地域交流センター等の充実を図ります。

(4) 都市環境・景観形成の方針

① 都市環境の形成方針

- ・優良な住宅地の形成を誘導していくため、緑豊かな居住環境の整備を目指し、壁面後退や生垣の設置等、各種ルールを定めることを支援、促進します。
- ・里山の管理や農地の利用に、市民が積極的に参加できるシステムづくりを進めるとともに、その保全を図ります。
- ・渦井川、室川は、自然との共生のための都市内環境軸と位置づけ、水質保全の推進とあわせて、人が自然とふれあえる場として改善を進めます。
- ・「水の都西条」をアピールするためにも、「四国のみち」の活用とともに、農地内を縦横に流れる河川、水路を活用した交流連携軸の形成を図ります。

② 景観の形成方針

- ・「四国のみち」は、王至森寺の「キンモクセイ」や秋都庵の「萩」等の地域資源を活用して、歩いて楽しい花と香りの街道づくりを検討します。

(5) 安全・安心のまちづくりの方針

- ・西条運動公園を防災拠点として位置付け、災害時の広域避難場所としての機能強化を図ります。
- ・自治会を単位とする市民自らが主体となった地域づくり活動を支援するとともに、自主防災組織の拡充や、地域のさらなる融和と一体感の醸成を推進していきます。
- ・地震や水害などの災害から市民の生命・財産を守るため、災害防止対策の実施に努めます。

3-3. 西部地区

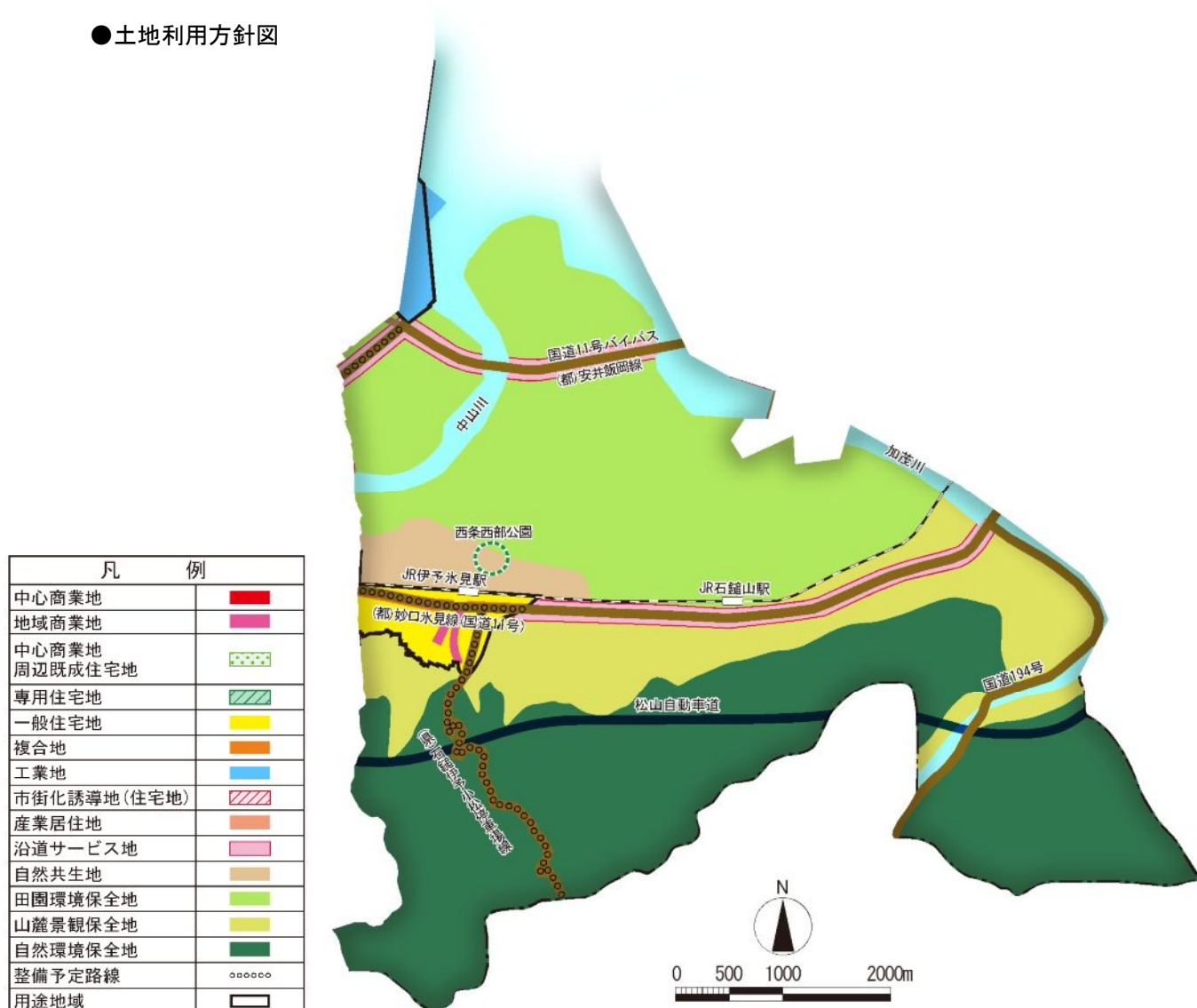
(1) 地区づくりのテーマ

『自然と共生する優良な田園居住地づくり』

(2) 土地利用

- ・江戸時代より木材等山の物などの集散地として栄え、現在も当時のまちなみやコミュニティ等が残されている氷見地区の市街地と観光拠点である石鎚山は、街なみ環境整備事業によるまちなみ整備や地区交流拠点の整備等を検討します。
- ・住宅、工場、農地等が混在する用途地域外の地区は、農地の保全を基本に、引き続き特定用途制限地域の指定等による適切な土地利用のコントロールを行います。
- ・加茂川と中山川に挟まれ優良な農地が広がる地域などでは、農用地利用増進事業等の推進を図りつつ農地の有効利用を進めるとともに、農産物の高付加価値化や特産品の生産拡大による経営基盤の強化を促進します。また、認定農業者を中心とした地域の担い手への農地の利用集積を促進し、農業の6次産業化、地産地消を推進します。

●土地利用方針図



(3) 都市施設

① 道路

- ・主要地方道壬生川新居浜野田線は、交通渋滞緩和のため、全線を計画決定の幅員で、整備を促進します。
- ・長期にわたり事業が行われていない都市計画道路等については、現在の社会経済情勢の変化を踏まえた上で、見直しの検討を行うとともに、必要な路線については、整備を推進していきます。
- ・地域連携軸となる一般県道石鎚伊予小松停車場線など未整備区間の整備を促進し、地域内及び中心市街地との交通の円滑化を図ります。
- ・氷見の市街地など道路幅員が狭く緊急車両が通行しにくい住宅密集地では、生活道路の拡幅や避難路のネットワーク形成による安全性の確保を図ります。
- ・西条まつり祭礼運行コース、「四国のみち」を歩行者系ネットワークの軸として位置づけます。これらのネットワーク軸は、既存の観光資源との連携等を図ることにより、歩いて楽しい道づくりを進めます。

② 公園・緑地等

- ・日本の重要湿地（環境省）に選定されている加茂川河口部の干潟を中心に、干潟観察施設の整備や総合的な水の研究、伝承施設の整備を検討します。
- ・南部丘陵地の緑は、地域を構成する重要な緑の軸と位置づけ保全します。

③ 下水道

- ・公共下水道事業認可区域内で未整備となっている地域については、污水管渠の整備を進めるとともに、事業認可区域の拡大を検討していきます。
- ・公共下水道事業認可区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及を推進し、生活環境の改善を図っていきます。

④ その他都市施設

- ・上水道施設については、老朽化した施設の更新や今後起こるであろうとされている大規模地震に対する施設の耐震化を進めていきます。
- ・簡易水道施設については、上水道施設との統合を図ることで、施設の効率化を目指すとともに区域拡大の検討を行います。
- ・まちづくりの根幹を担う、市民主体のコミュニティ活動を促進するため、その拠点となる公民館や地域交流センター等の充実を図ります。

(4) 都市環境・景観形成の方針

- ・優良な住宅地の形成を誘導していくため、緑豊かな居住環境の整備を目指し、壁面後退や生垣の設置等、各種ルールを定めることを支援、促進します。
- ・「水の都西条」をアピールするためにも、「四国のみち」の活用とともに、農地内を縦横に流れる河川、水路を活用した交流連携軸の形成を図ります。
- ・難波の水郷風景や乙女川の川狩り等の地域資源を活用した地域環境整備により、地域の個性を共用できる定住人口の増加を目指します。

(5) 安全・安心のまちづくりの方針

- ・災害に強く安全な地域づくりを進めるため、加茂川や中山川などの未改修部分について河川改修を促進します。
- ・西条西部公園を防災拠点として位置付け、災害時の広域避難場所としての機能強化を図ります。
- ・自治会を単位とする市民自らが主体となった地域づくり活動を支援するとともに、自主防災組織の拡充や、地域のさらなる融和と一体感の醸成を推進していきます。
- ・地震や水害などの災害から市民の生命・財産を守るため、災害防止対策の実施に努めます。

4. 東予地域

4-1. 東予地域の概況

(1) 地域の位置等

- ・東予地域は、市西部に位置し、ＪＲ壬生川駅や主要地方道壬生川丹原線を中心とする市街地と、臨海部の工業地帯及び平野部に広がる農業地帯、永納山から本谷温泉、最高標高約 1,100mの尾根に連なる山地から構成されています。

(2) 人口

- ・地域内には、９小学校、３中学校があります。
- ・地区別（概ね小学校区別）の過去 25 年間の人口推移は下表のとおりで、平成 17 年と昭和 55 年の人口を比較すると、全体では横ばい傾向にありますが、庄内地区で人口の増加率が高く、楠河地区で減少率が高くなっています。

■地区別人口の推移

	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 17 / 昭和 55 比率 (%)
周布地区	3,824	3,954	3,977	3,800	3,652	3,743	97.9
吉井地区	2,999	3,022	2,962	2,909	2,860	2,671	89.1
多賀地区	4,661	4,965	4,881	5,330	5,575	5,540	118.9
壬生川地区	5,674	5,551	5,785	5,769	5,341	5,035	88.7
東予東地域 計	17,158	17,492	17,605	17,808	17,428	16,989	99.0
国安地区	5,023	5,065	4,723	4,561	4,609	4,399	87.6
吉岡地区	2,518	2,566	2,437	2,365	2,448	2,326	92.4
東予西地域 計	7,541	7,631	7,160	6,926	7,057	6,725	89.2
三芳地区	2,487	2,652	2,661	2,588	2,637	2,613	105.1
庄内地区	2,549	2,464	2,305	2,262	3,537	3,333	130.8
楠河地区	4,102	4,112	4,018	3,884	2,334	2,286	55.7
河北地域 計	9,138	9,228	8,984	8,734	8,508	8,232	90.1
東予地域 合計	33,837	34,351	33,749	33,468	32,993	31,946	94.4

資料：市統計書

(3) 土地利用

- ・用途地域は、ＪＲ壬生川駅や国道 196 号及び主要地方道壬生川丹原線沿道を中心に多賀、壬生川地区に指定されています。
- ・主要地方道壬生川丹原線沿道等で、大規模な商業施設の立地がみられます。
- ・その他の地域では、幹線道路の一部に商業系用途地域が、臨海部で工業系の用途地域が指定されている他は、ほとんどが住居系の用途地域が指定されています。
- ・用途地域外では、山林以外では農地の中に集落が点在する田園集落地が形成されており、一部の地域では工場の立地や幹線道路沿道での商業施設の立地がみられます。

(4) 地域資源

- ・ J R 壬生川駅周辺に、東予総合支所、総合福祉センター、体育館、図書館・郷土館、保健・医療施設など多数の中核的施設が集積しています。
- ・ 北西部の河原津海岸は自然海浜が残っており、1950 年代まではたくさんのカブトガニが生息するなど、今もなお良好な水辺環境を有しています。また、春の潮干狩りや初夏の立て干し網など、自然を活かしたレクリエーション活動も行われています。
- ・ 古代山城の遺跡が確認された永納山は国史跡に指定されており、貴重な歴史資源となっています。
- ・ 本谷温泉は、松山の「道後温泉」、今治の「鈍川温泉」と並び「伊予三湯」と称され、古くからの名湯として知られています。
- ・ 野球場など広域的なレクリエーション機能をもつ東予運動公園を有しています。

4-2. 東予地域のまちづくりの課題

【市街地】

- ・ J R 壬生川駅周辺の商業地は、販売額の減少や空き店舗の増加、来街者の減少など近年空洞化が著しく、商業地域の活性化が求められます。

【その他の市街地】

- ・ インターチェンジをはじめ主要地方道壬生川丹原線沿道周辺には、近年、大規模商業施設等が立地しており、周辺地域と調和した土地利用の誘導が求められます。
- ・ 臨海部に位置する東予インダストリアルパークは、今治小松自動車道の開通を契機に平成 13 年頃から企業数が大幅に増加しています。今後も企業誘致を推進し、雇用環境の向上を図る必要があります。

【集落地】

- ・ 優良な農地が広がる地域では、農地の集約化や担い手の育成を図り、生産環境・経営基盤の強化が求められます。また、地域の農業の振興と理解を深めるため、地産地消を推進していく必要があります。
- ・ 海・川沿いの集落は、漁業、農業との調和を図りながら、自然保全系の拠点としての優れた自然環境を活かした地域活性化が求められます。

【中山間地】

- ・ 農業生産条件が不利な中山間地域では、著しい高齢化や後継者不足等により、耕作放棄地が増加するなど農村環境が変化しており、国土の保全、水源のかん養等の観点から良好な農村景観の保全が求められます。

4-3. 東予地域のまちづくり方針

(1) 地域づくりのテーマ

本地域の特性を踏まえて、地域づくりのテーマを、「活力ある産業振興を目指したまちづくり」「地域資源の活用による地域活性化」「自然と共生する優良な田園居住地づくり」「歴史と文化の薫るまちづくり」「災害に強いまちづくり」と設定します。

(2) 地域づくりの基本方針

地域づくりのテーマの実現に向けた地域づくりの方針を、以下のとおり設定しました。

① 土地利用

【魅力ある中心市街地の形成】

- ・ J R 壬生川駅周辺は、既存ストックの活用とあわせて、新たな都市機能の集積、定住環境の創出を図り、地域の活性化を図ります。
- ・ 商店街の核となる拠点的エリアの形成など商店街の魅力向上を図ります。
- ・ 高齢者等も安心してまち歩きが楽しめるよう、バリアフリー化を推進するとともに、初めて訪れる人々にも分かりやすい情報案内施設の設置等を進めます。
- ・ 安全で快適な居住環境を創出するため、防災機能の強化にも配慮しつつ、生活道路や公園等、居住空間としての基盤整備を進めます。
- ・ 東予丹原インターチェンジ周辺は周辺環境と調和した土地利用誘導を図ります。

【市街地環境の改善】

- ・ 交通渋滞の解消や防災機能の向上とともに、生活拠点や地区ネットワークの確立により、地区間の連携強化と定住人口の増加を図ります。

【臨海工業用地】

- ・ 今治小松自動車道へのアクセス性の向上等により、生産環境の向上を図るとともに、境界部の緑地帯の保全を図ります。

【田園集落地】

- ・ 農業集落地の生活環境の整備・充実を図り、地域の活性化に努めるとともに、農地と集落地で構成される田園景観の保全を図ります。
- ・ 農地は食料供給地としての生産機能のほか、国土の保全や水源かん養、生態系の維持、良好な景観の形成などの多面的機能を有しており、優良農地の積極的な保全に努めるとともに、耕作放棄地の解消に努めます。

【自然環境体系】

- ・本地域は、北の海浜部にある河原津海岸や西の山間部にある本谷温泉、田園集落地など、豊かな自然環境やそれらを活用した施設が点在しています。今後ともこれら自然環境の保全を図りつつ、自然体験・農業体験など自然を活用した交流、地域の活性化を図ります。
- ・河原津干拓地などの未利用地は、農業育成の場としての活用を検討するなど、土地利用の転換を進めます。

② 拠点

【産業拠点】

- ・東予インダストリアルパークは、産業機能の強化を図るとともに、地域住民が海に親しむことができる潤いのある空間の形成や自然環境の保全・創出に努めます。
- ・内陸部には周桑手すき和紙の工場等が点在しており、地域に根ざした地場産業の振興を図ります。

【スポーツ・レクリエーション拠点】

- ・東予運動公園は、スポーツ・レクリエーション拠点として位置づけるとともに、トップアスリートが合宿するまちづくりを目指し、市民の競技力向上と健康増進、交流人口増による産業振興などを目指す「合宿都市構想」の実現のため、調査研究に取り組めます。
- ・北部は瀬戸内海国立公園の区域となっており、隣接する河原津海岸の保全を図るとともに、近隣の永納山城跡や世田山城跡の保全、活用を図ります。

【交流拠点】

- ・本地域の資源である瀬戸内海国立公園、本谷温泉、永納山等を活用した交流拠点の創造に努め、地域の活性化を進めます。

③ 軸

a. 道路

- ・国道 196 号の交通渋滞緩和のため、都市計画道路壬生川氷見線の整備を促進します。
- ・その他の都市計画道路等についても、計画的な整備を推進し、地域内の交通体系の確立に努めます。

b. 歩行者ネットワーク

- ・ＪＲ壬生川駅から国道 196 号にかけて歩道の整備を進め、安全・安心な歩行者空間の形成に努めます。
- ・その他の地域では、主要な河川沿い等を活用して、歩いて楽しい道づくりを進めます。

c. 自転車ネットワーク

- ・壬生川地区において自転車環境モデル地区の指定を受けたことにより、ＪＲ壬生川駅正面線の自転車道の整備を行い、歩行者と自転車を分離することにより、歩行者・自転車の安全で快適な通行を目指します。

【緑地軸】

- ・高縄山系を構成する西部の緑地は、地域を構成する重要な緑の軸と位置づけ保全します。

【水辺軸】

- ・石鎚山系と並び、東西に広がる瀬戸内海は地域を構成する重要な水辺空間であることから水辺軸と位置づけ、工業地は活力ある都市景観の形成、河口部は干潟の保全を図ります。
- ・新川、大曲川、中山川、北川、大明神川、広江川を水辺軸と位置づけ水質保全の推進と併せて、人が自然とふれあえる場として改善を進めます。

5. 東予地域内地区（東予東・東予西・河北）

5-1. 東予東地区

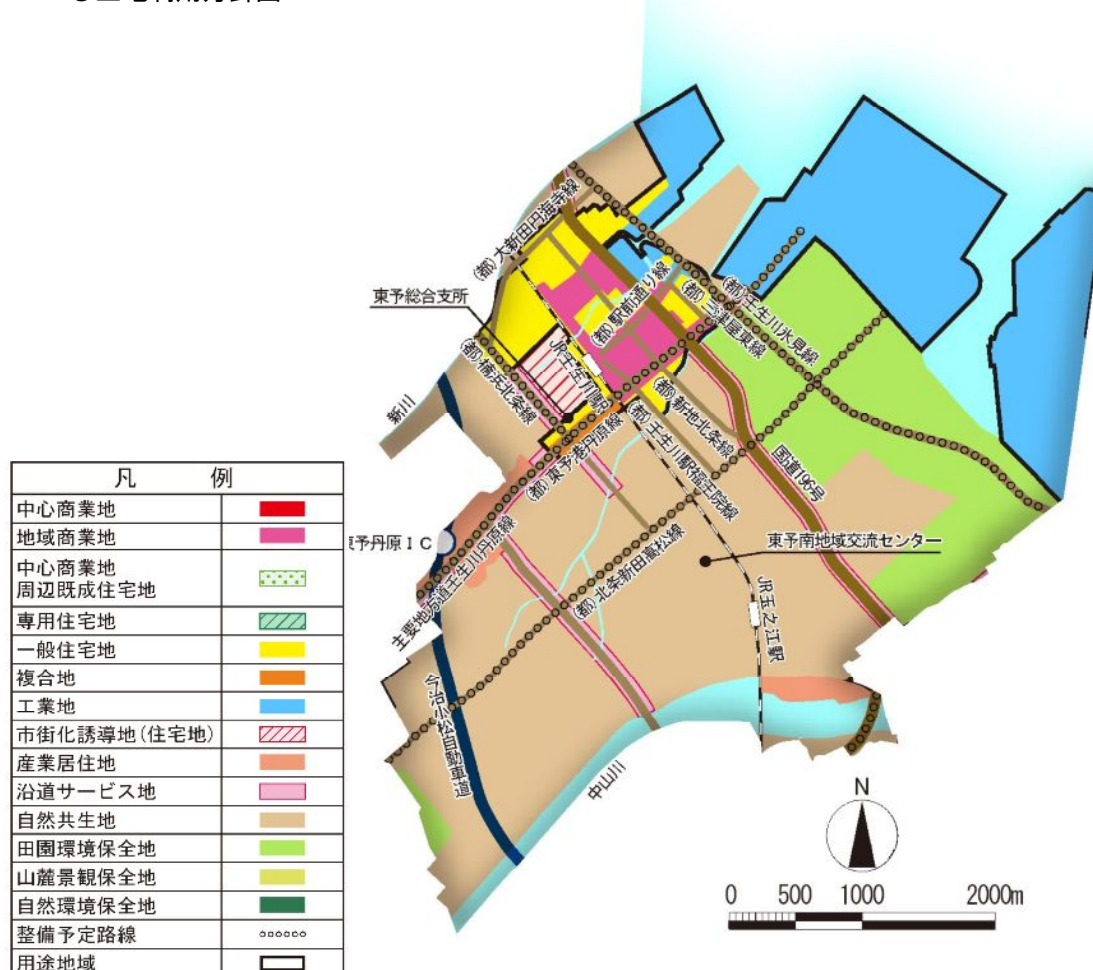
（１） 地区づくりのテーマ

『活力ある産業振興を目指したまちづくり』

（２） 土地利用

- ・ J R 壬生川駅周辺は、駅東地区の拠点商業・業務機能の活性化と駅西地区の新規都市機能の集積による駅東西一体となった生活拠点商業地の形成を図ります。特に、駅西地区は、駅前広場の整備や新たな道路の整備を進め、若者ファミリーから高齢者までの定住環境づくりに努めます。
- ・ 主要地方道壬生川丹原線沿道は、インターチェンジ周辺での拠点形成や沿道商業施設の適正な立地誘導を図り、交流軸としての魅力ある環境形成を図ります。
- ・ 東予インダストリアルパークは、生産型工業地として立地環境を整えつつ、産業の立地が進んでいない未利用地においては企業誘致を推進します。
- ・ 玉之江地区など大規模な集落地が広がっている地域では、良質な田園居住区づくりに向けた取り組みを進めます。

●土地利用方針図



(3) 都市施設

① 道路

- ・国道 196 号の交通渋滞の解消を図るとともに、都市間ネットワークの確立を図るため、都市計画道路壬生川氷見線の整備を促進します。
- ・都市計画道路北条新田高松線は、広域交流軸を補完し地域内の東西交通を円滑に処理する重要な路線であるため、その整備を促進します。
- ・長期にわたり事業が行われていない都市計画道路等については、現在の社会経済情勢の変化を踏まえた上で、見直しの検討を行うとともに、必要な路線については、整備を推進していきます。
- ・ＪＲ壬生川駅周辺の新たな拠点整備を行い、駅東地区と駅西地区を結ぶ回遊性の創出を図るために、周辺道路の整備を進めるとともに、東西駅前広場を結ぶ自由通路（自歩道）の整備を推進します。

② 公園・緑地等

- ・市街地内の身近な公園は、公園機能の充実とともに、地域住民との協力のもとで軽微な管理作業や花壇づくりを行うなど、愛着のある公園への再生を図ります。

③ 下水道

- ・公共下水道事業認可区域内で未整備となっている地域については、污水管渠の整備を進めるとともに、事業認可区域の拡大を検討していきます。
- ・流入汚水量の増加に対応するため、東予丹原浄化センターにおいて、処理施設の増設を行います。
- ・市街地の浸水防除のため、三津屋雨水ポンプ場の新設を主とする雨水施設整備を推進していきます。
- ・公共下水道事業認可区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及を推進し、生活環境の改善を図っていきます。

④ その他都市施設

- ・上水道施設については、老朽化した施設の更新や今後起こるであろうとされている大規模地震に対する施設の耐震化を進めていきます。
- ・まちづくりの根幹を担う、市民主体のコミュニティ活動を促進するため、その拠点となる公民館や地域交流センター等の充実を図ります。

(4) 都市環境・景観形成の方針

- ・優良な住宅地の形成を誘導していくため、緑豊かな居住環境の整備を目指し、壁面後退や生垣の設置等、各種ルールを定めることを支援、促進します。
- ・市街地を流れる新川、大曲川等の河川は、自然との共生を図る都市内環境軸として、水質保全の推進と併せて、人が自然とふれあえる場として改善を進めます。

(5) 安全・安心のまちづくりの方針

- ・多くの人が行き交う駅周辺等の市街地は、歩道の段差解消や公共公益施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- ・耐震岸壁の計画がある東予港（壬生川地区）については、地震災害時の物資輸送拠点として防災機能の充実を図ります。
- ・道路幅員が狭く緊急車両が通行不可能な住宅密集地は、生活道路の拡幅や避難路の確保など安全性の確保を図ります。
- ・自治会を単位とする市民自らが主体となった地域づくり活動を支援するとともに、自主防災組織の拡充や、地域のさらなる融和と一体感の醸成を推進していきます。
- ・地震や水害などの災害から市民の生命・財産を守るため、災害防止対策の実施に努めます。

5-2. 東予西地区

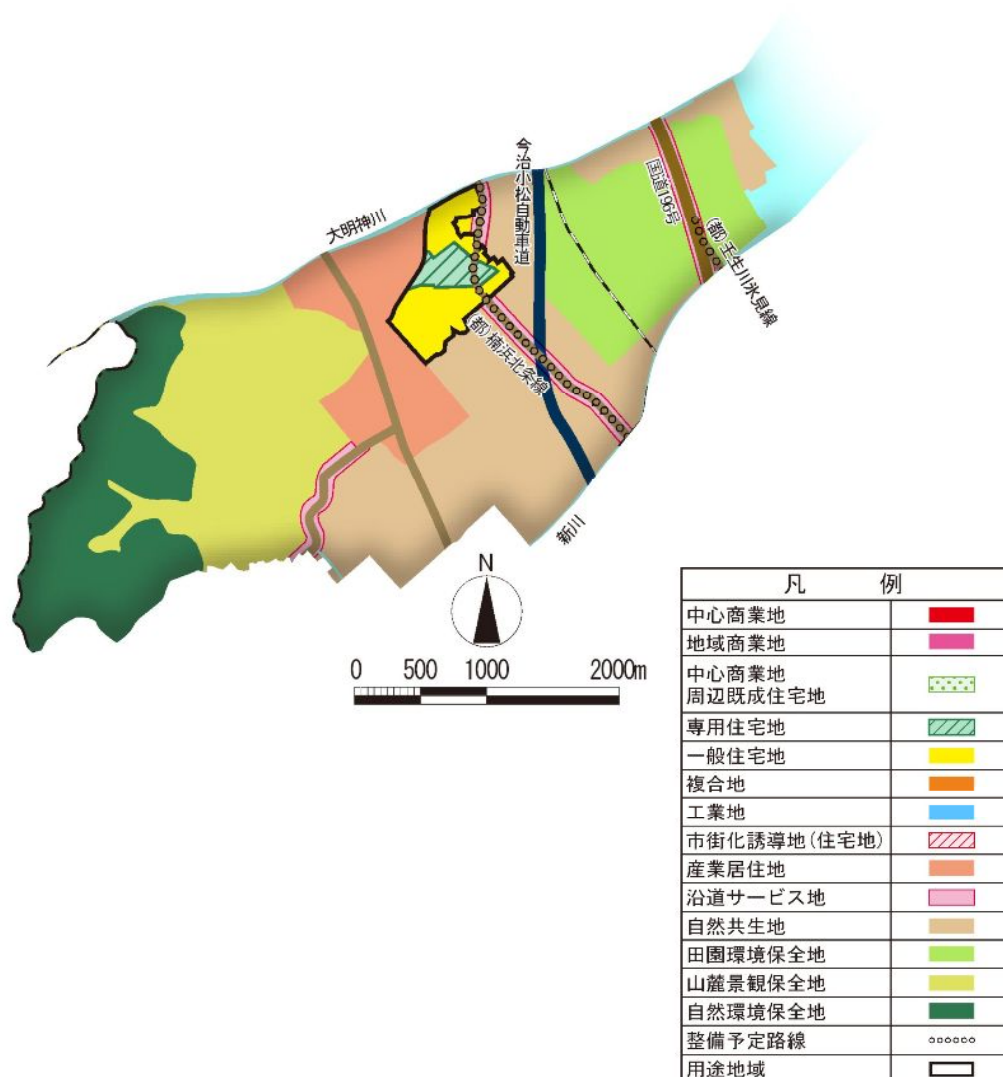
(1) 地区づくりのテーマ

『地域資源の活用による地域活性化』

(2) 土地利用

- ・ 国安地区等の木造密集住宅地は、公共施設整備や老朽建築物の建て替え、耐震化・不燃化を長期的な展望のもとで促進し、既成市街地の住環境の改善に努めます。
- ・ 住宅地に混在する地場産業の工場周辺は、緑化等の環境整備の充実を促進します。
- ・ 市街地周辺に広がる田園集落地は、多様な機能を有する生産緑地として、背景の山林とあわせて保全していきます。

●土地利用方針図



(3) 都市施設

① 道路

- ・ 広域交流軸となる都市計画道路壬生川氷見線等の未整備区間の整備を促進していきます。
- ・ 長期にわたり事業が行われていない都市計画道路等については、現在の社会経済情勢の変化を踏まえた上で、見直しの検討を行うとともに、必要な路線については、整備を推進していきます。
- ・ 骨格となる幹線道路は整備されていますが、国安の市街地内は狭い道路が多いため、長期的な視点のもとで道路環境の改善に努めます。

② 公園・緑地等

- ・ 地域内を流れる大明神川や新川は、地域と協力して自然に触れあえる環境づくりを行い、水辺交流軸を形成します。
- ・ 高須海岸の自然環境を保全し、周辺地域と一体となった活用により、市民の憩いの場となる海浜レクリエーションの拠点を形成します。
- ・ 南西部の山林の緑は、地域を構成する重要な緑の軸と位置づけ保全します。

③ 下水道

- ・ 公共下水道事業認可区域内で未整備となっている地域については、污水管渠の整備を進めるとともに、事業認可区域の拡大を検討していきます。
- ・ 公共下水道事業認可区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及を推進し、生活環境の改善を図っていきます。

④ その他都市施設

- ・ 上水道施設については、老朽化した施設の更新や今後起こるであろうとされている大規模地震に対する施設の耐震化を進めていきます。
- ・ まちづくりの根幹を担う、市民主体のコミュニティ活動を促進するため、その拠点となる公民館等の充実を図ります。

(4) 都市環境・景観形成の方針

- ・ 優良な住宅地の形成を誘導していくため、緑豊かな居住環境の整備を目指し、壁面後退や生垣の設置等、各種ルールを定めることを支援、促進します。
- ・ 南西部の山林は、国土や生態系の保全など多様な機能を有しており、これら機能を維持するために保全を図るとともに、里山については身近な環境学習の場としての活用を図ります。
- ・ 地域を東西に流れる新川、大明神川等の河川は、自然との共生を図る都市内環境軸として、水質保全の推進と併せて、人が自然とふれあえる場として改善を進めます。

(5) 安全・安心のまちづくりの方針

- ・道路幅員が狭く緊急車両が通行不可能な住宅密集地は、生活道路の拡幅や避難路の確保など安全性の確保を図ります。
- ・自治会を単位とする市民自らが主体となった地域づくり活動を支援するとともに、自主防災組織の拡充や、地域のさらなる融和と一体感の醸成を推進していきます。
- ・地震や水害などの災害から市民の生命・財産を守るため、災害防止対策の実施に努めます。

5-3. 河北地区

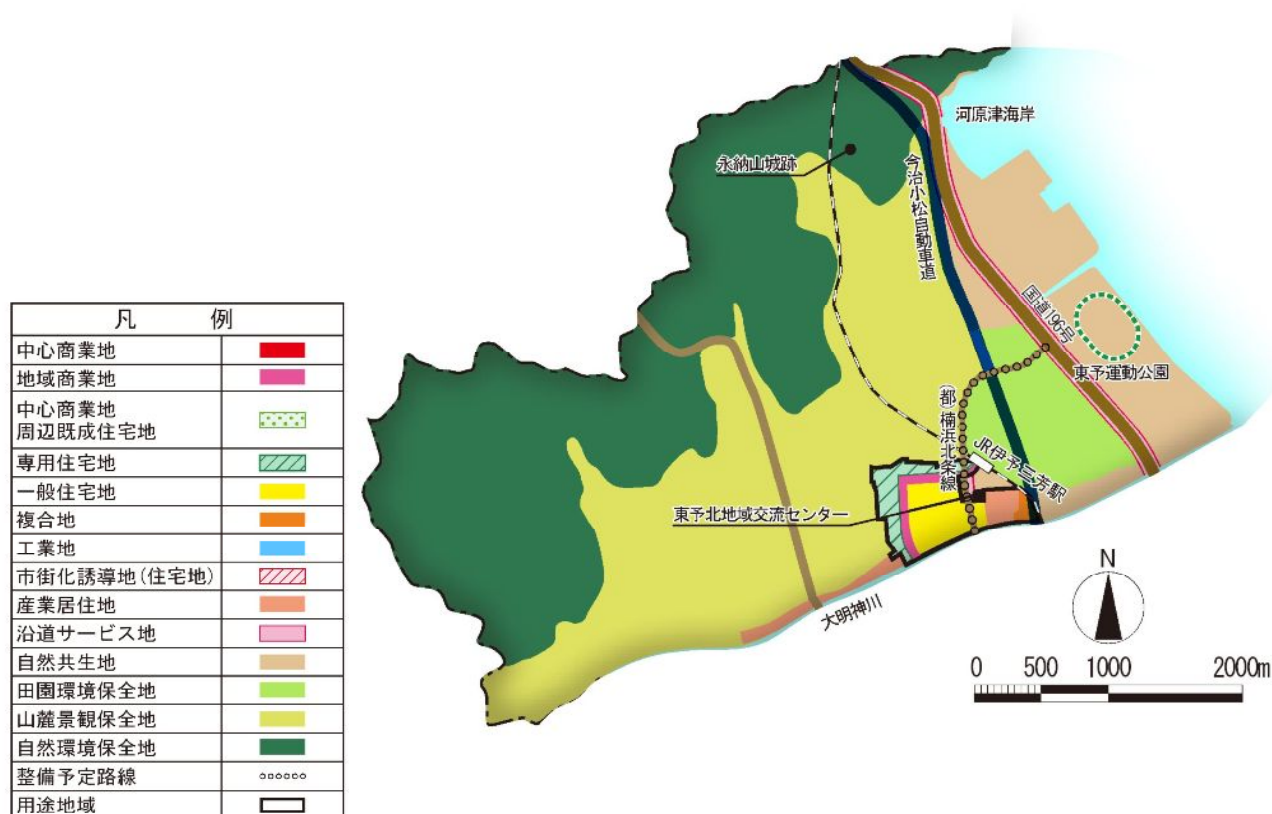
(1) 地区づくりのテーマ

『歴史と文化の薫るまちづくり』

(2) 土地利用

- ・ J R伊予三芳駅周辺は、東予北地域交流センター等を地域住民の交流拠点として積極的に活用し、地域の活性化を図ります。また、駅西側の住宅地は、閑静でゆとりある低層住宅地として、住環境の保全・改善に努めます。
- ・ 河原津の集落地は、密集した集落地となっており、居住環境の改善に努めます。また、風波による塩害等のため農業利用が進んでいない河原津干拓地は、農業等の有効利用に努めます。
- ・ 河原津海岸等の水辺空間は、市民の憩いの場としての環境整備を進めるとともに、自然体験、環境学習の場としての活用を検討します。
- ・ 観光資源である本谷温泉は、既存の温泉・宿泊施設の活用や機能充実を進め、山間型の観光レクリエーション拠点地区としての充実を図ります。
- ・ 市街地周辺に広がる田園集落地は、多様な機能を有する生産緑地として背景の山林とあわせて保全していきます。

●土地利用方針図



(3) 都市施設

① 道路

- ・東予丹原インターチェンジから国安及び三芳の市街地を通り、国道 196 号へ接続する都市計画道路楠浜北条線等の整備を進めます。
- ・長期にわたり事業が行われていない都市計画道路等については、現在の社会経済情勢の変化を踏まえた上で、見直しの検討を行うとともに、必要な路線については、整備を推進していきます。

② 公園・緑地等

- ・東予運動公園は、スポーツ・レクリエーション拠点として位置づけるとともに、トップアスリートが合宿するまちづくりを推進し、市民の競技力向上と健康増進、交流人口増による産業振興などを目指す「合宿都市構想」の実現のため、調査研究に取り組みます。
- ・河原津海岸の自然環境を保全し、永納山など周辺地域と一体となった活用により、市民の憩いの場となる海浜レクリエーションの拠点を形成します。

③ 下水道

- ・公共下水道事業認可区域内で未整備となっている地域については、汚水管渠の整備を進めるとともに、事業認可区域の拡大を検討していきます。
- ・公共下水道事業認可区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及を推進し、生活環境の改善を図っていきます。

④ その他都市施設

- ・上水道施設については、今後、長期的に見れば河川水の取水確保が懸念されることから、地下水などの水源確保が必要であると考えます。また、老朽化した施設の更新や今後起こるであろうとされている大規模地震に対する施設の耐震化を進めていきます。
- ・まちづくりの根幹を担う、市民主体のコミュニティ活動を促進するため、その拠点となる公民館や地域交流センター等の充実を図ります。

(4) 都市環境・景観形成の方針

- ・優良な住宅地の形成を誘導していくため、緑豊かな居住環境の整備を目指し、壁面後退や生垣の設置等、各種ルールを定めることを支援、促進します。
- ・南西部の山林は、国土や生態系の保全など多様な機能を有しており、これら機能を維持するために保全を図るとともに、里山については身近な環境学習の場としての活用を図ります。
- ・地域を東西に流れる大明神川、北川等の河川は、自然との共生を図る都市内環境軸として、水質保全の推進と併せて、人が自然とふれあえる場として改善を進めます。
- ・庄内・旦之上地区には、その地形と川石を利用した石積の畦で区画された独特の田園風景が見られることから、今後も良好な農村景観の保全を図ります。

(5) 安全・安心のまちづくりの方針

- ・道路幅員が狭く緊急車両が通行不可能な住宅密集地は、生活道路の拡幅や避難路の確保など安全性の確保を図ります。
- ・東予運動公園を防災拠点として位置付け、災害時の広域避難場所としての機能強化を図ります。
- ・コミュニティを単位とする市民自らが主体となった地域づくり活動を支援するとともに、自主防災組織の拡充や、地域のさらなる融和と一体感の醸成を推進していきます。
- ・地震や水害などの災害から市民の生命・財産を守るため、災害防止対策の実施に努めます。

6. 丹原地域

6-1. 丹原地域の概況

(1) 地域の位置等

- ・丹原地域は、道前平野の南西部に位置し、地域北部の平坦部は標高 10m から 200m の比較的平坦な地形で、東西に流れる中山川に沿った平地部は、県下屈指の農業地帯となっています。
- ・丹原地域の南の国道 11 号から南側の山間区域は都市計画区域外となっており、標高 200m から標高 1,680m の堂ヶ森に続く険しい山岳となっており、志河川、鞍瀬川沿いに集落が散在しています。

(2) 人口

- ・地域内には、5 小学校、2 中学校があります。
- ・地区別（概ね小学校区別）の過去 25 年間の人口推移は下表のとおりで、平成 17 年と昭和 55 年の人口を比較すると、全体では減少傾向にありますが、丹原地区では増加となっています。

■地区別人口の推移

	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 17 / 昭和 55 比率 (%)
丹原地区	4,866	4,911	4,997	5,029	5,061	5,039	104%
徳田地区	2,172	2,163	2,041	1,944	1,828	1,737	80%
田野地区	3,841	3,816	4,065	3,941	3,820	3,635	95%
中川地区	2,952	2,935	3,042	2,966	2,823	2,773	94%
桜樹地区	1,088	944	872	734	632	536	49%
丹原地域 合計	14,919	14,769	15,017	14,614	14,164	13,720	92%

資料：市統計書

(3) 土地利用

- ・用途地域は、主要地方道壬生川丹原線沿道に第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、工業地域の 4 種類の用途地域が指定されています。
- ・都市計画区域内の用途地域外では、山林以外では農地の中に集落が点在する田園集落地が形成されており、一部の地域では工場の立地や道路沿道での商業施設の立地がみられます。

(4) 地域資源

- ・主要地方道壬生川丹原線沿道に丹原総合支所、丹原総合公園、丹原体育館、丹原文化会館などが立地し、その他に丹原B & G海洋センターなどのスポーツ施設が立地しています。
- ・本地域では農業が盛んで、米のほか、生産量日本一を誇る愛宕柿を始め、キウイフルーツや梅等の果樹、きゅうり・菊・アスパラガス・バラ等のハウス園芸など、多様な農産物が生産されています。
- ・地域内には多くの観光農園があり、四季を通じて農産物の収穫体験が可能となっています。
- ・すぐれた地域固有の自然環境資源としては、石鎚山系に連なる山岳資源があります。
- ・テニスコートや様々な遊具が設置されている広域的なレクリエーション機能を持つ丹原総合公園を有しています。

6-2. 丹原地域のまちづくりの課題

- ・地域内には丹原商店街等、古くからの商業集積がみられますが、個人経営の店舗が多く、地域内での購買率は低い状況にあります。
- ・東予丹原インターチェンジをはじめ主要地方道壬生川丹原線沿道周辺には、近年、大規模商業施設等が立地しており、周辺地域と調和した土地利用への誘導が求められます。
- ・地域の道路網は、平野部の中央を北東から南西に通る主要地方道壬生川丹原線を基軸として、平野南部の国道11号と松山自動車道、今治小松自動車道（東予丹原インターチェンジ）などで構成されています。これら幹線道路のうち県道の多くは、拡幅・改良が望まれています。また、都市計画道路は、5路線が計画決定されていますが、整備率は低いいため、未整備路線・区間の整備を推進する必要があります。さらに、市道は、幅員4m未満のものが多く、拡幅等により円滑な自動車交通を確保するなど、生活道路の整備も求められています。
- ・本地域には、鉄道駅がないことから、自動車に依存する交通体系になっており、公共交通機関の充実が求められます。
- ・優良な農地が広がる地域では、農地の集約化や担い手の育成を図り、生産環境・経営基盤の強化が求められます。また、地域の農業の振興と理解を深めるため、地産地消を推進していく必要があります。
- ・農業生産条件が不利な中山間地域では、著しい高齢化や後継者不足等により、耕作放棄地が増加するなど農村環境が変化しており、国土の保全、水源のかん養等の観点から良好な農村景観の保全が求められます。

6-3. 丹原地域のまちづくり方針

(1) 地域づくりのテーマ

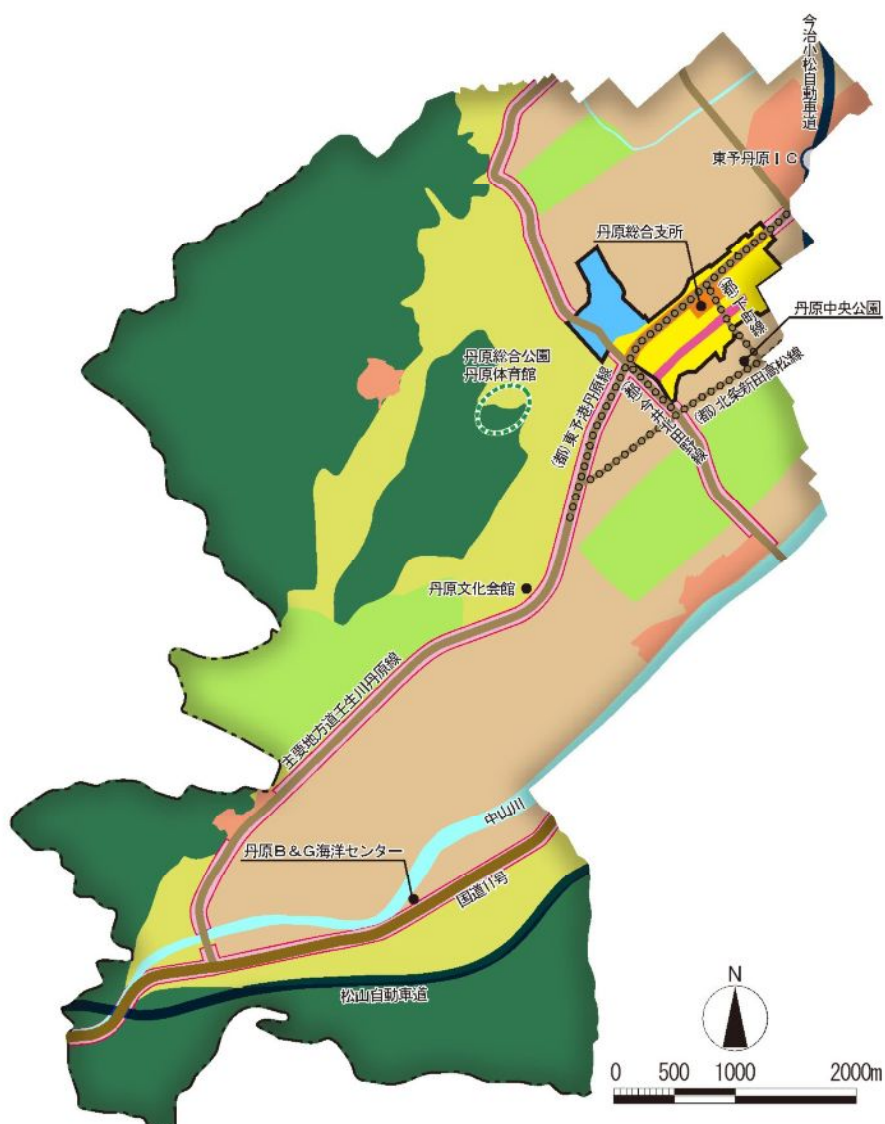
本地域の特性を踏まえて、地域づくりのテーマを、「活力ある産業振興を目指したまちづくり」「地域資源の活用による地域活性化」「自然と共生する優良な田園居住地づくり」「歴史と文化の薫るまちづくり」「災害に強いまちづくり」と設定します。

(2) 土地利用

- ・丹原総合支所周辺は、生活機能の充実など地域拠点の形成を図り、地域の活性化に努めます。
- ・主要地方道壬生川丹原線沿道は、交流軸としての魅力ある環境形成を図ります。
- ・大規模な集落地が広がっている地域では、良質な田園居住区づくりに向けた取り組みを進め、安全で安心な居住環境の形成を図ります。

●土地利用方針図

凡 例	
中心商業地	
地域商業地	
中心商業地 周辺既成住宅地	
専用住宅地	
一般住宅地	
複合地	
工業地	
市街化誘導地(住宅地)	
産業居住地	
沿道サービス地	
自然共生地	
田園環境保全地	
山麓景観保全地	
自然環境保全地	
整備予定路線	
用途地域	



(3) 都市施設

① 道路

- ・地域の連携軸である都市計画道路北条新田高松線の未整備区間の整備を促進します。
- ・長期にわたり事業が行われていない都市計画道路等については、現在の社会経済情勢の変化を踏まえた上で、見直しの検討を行うとともに、必要な路線については、整備を推進していきます。
- ・主要地方道壬生川丹原線の交通渋滞の解消を図るとともに、接続する道路の整備、他地域の骨格となる道路へのアクセスの強化を図り、都市間ネットワークの確立に努めます。
- ・生活道路は、地域住民の利便性や安全性に配慮した計画的な整備・改修、適正な維持管理に努めます。

② 公園・緑地等

- ・丹原総合公園は、スポーツ・レクリエーション拠点として位置づけ、野球場、テニスコート、遊具広場等施設の維持管理に努め、利用者の利用促進を図ります。
- ・市街地に近接した愛の山周辺は、総合公園や文化会館などの既存公共施設や農業水利施設などを活用して都市と農村の交流拠点づくりを進めます。
- ・市街地内の身近な公園は、公園機能の充実とともに、地域住民との協力のもとで軽微な管理作業や花壇づくりを行うなど、愛着のある公園への再生を図ります。
- ・丹原中央公園の利用者の便宜を図るため、バリアフリー化に配慮したトイレの改築更新を行います。

③ 下水道

- ・公共下水道事業認可区域内で未整備となっている地域については、污水管渠の整備を進めるとともに、事業認可区域の拡大を検討していきます。
- ・市街地の浸水防除については、既存雨水施設の活用を基本として検討していきます。
- ・公共下水道事業認可区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及を推進し、生活環境の改善を図っていきます。

④ その他都市施設

- ・上水道施設については、今後起こるであろうとされている大規模地震に対する施設の耐震化や配水池の整備を進めていきます。
- ・簡易水道施設については西条地域に比べて普及率が高く、整備が進んでいますが、今後は上水道施設との統合を検討します。
- ・西条市公営住宅ストック総合活用計画に基づき、老朽化が進んでいる古田新出団地の建て替えを推進するなど、計画的なまちづくりを検討します。
- ・まちづくりの根幹を担う、市民主体のコミュニティ活動を促進するため、その拠点となる公民館等の充実を図ります。

(4) 都市環境・景観形成の方針

- ・優良な住宅地の形成を誘導していくため、緑豊かな居住環境の整備を目指し、壁面後退や生垣の設置等、各種ルールを定めることを支援、促進します。
- ・優良な農地は食料の安定供給のほかにも、自然環境や生態系の保全、良好な景観の形成といった多面的機能を有しており、生産基盤や営農環境の改善等により優良農地の維持・保全に努めます。
- ・観光農園をはじめ、地域の豊かな自然や歴史・文化を活かしてグリーン・ツーリズムの推進を図り、農業と観光が連携して都市との交流、地域環境の保全を図ります。
- ・地域内の社寺、鎮守の森、史跡等の地域資源の保全、利活用に努め、地域環境の保全及び伝統文化の継承に努めます。
- ・平成23年度からの供用開始を予定している志河川ダムを活かした農業の振興と併せてダム下流に創出される水辺空間を活用した環境整備を進めます。
- ・森林は水源のかん養、自然環境の保全など公益的機能を持つ貴重な資源であり、林業経営基盤の充実や造林・育林など事業活動支援により、森林の適正な管理、保全、育成に努めます。

(5) 安全・安心のまちづくりの方針

- ・道路幅員が狭いなど防災上の懸念がある住宅密集地は、生活道路の拡幅や避難路の確保など安全性の確保を図ります。
- ・丹原総合公園を防災拠点として位置付け、災害時の広域避難場所としての機能強化を図ります。
- ・コミュニティを単位とする市民自らが主体となった地域づくり活動を支援するとともに、自主防災組織の拡充や、地域のさらなる融和と一体感の醸成を推進していきます。
- ・下水道の整備や河川改修等による浸水被害の軽減や建築物の耐震化・不燃化の促進等により災害に強いまちづくりを進めます。
- ・地震や水害などの災害から市民の生命・財産を守るため、災害防止対策の実施に努めます。
- ・本地域では、間伐を促進することによって山の健全化を図り、また土砂崩れの発生箇所となりうる斜面上部において、土砂の流出を抑制する小型の木製ダムを設置することにより、土石流被害の軽減を図ります。

7. 小松地域

7-1. 小松地域の概況

(1) 地域の位置等

- ・小松地域は、道前平野の南東部に位置し、中山川右岸沿いに開けた北端の平坦地に市街地がほぼ集中しています。
- ・地域南部に西日本最高峰である標高 1,982m の石鎚山頂が位置し、これから続く森林が広がっています。特に、小松町石鎚地区は、石鎚山より南北に向かって急峻な山岳地帯であり、民家や耕地の点在する部分は標高 600m 以下の山麓の急斜面地帯となっています。

(2) 人口

- ・地域内には、2 小学校、1 中学校があります。
- ・本地域の人口は、平成 2 年頃まで緩やかな増加傾向にありましたが、以降減少に転じ、平成 17 年では 9,960 人となっています。
- ・地区別（概ね小学校区別）の過去 25 年間の人口推移は下表のとおりで、平成 17 年と昭和 55 年の人口を比較すると、392 人の減少となっています。

■地区別人口の推移

		昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 17 / 昭和 55 比率 (%)
	小松地区	7,193	7,420	7,477	7,318	7,017	6,942	97%
	石根地区	3,118	3,141	3,149	3,246	3,166	3,010	97%
	石鎚地区	41	25	23	15	9	8	20%
小松地域 合計		10,352	10,586	10,649	10,579	10,192	9,960	96%

資料：市統計書

(3) 土地利用

- ・用途地域は、国道 11 号沿道を中心に近隣商業地域、住居系用途地域 5 種類、工業系用途地域 2 種類の計 8 種類の用途地域が指定されています。
- ・J R 伊予小松駅周辺は、小規模な店舗と住宅が混在する古くからある密集した市街地となっています。
- ・都市計画区域内の用途地域外は、全域が農業振興地域に指定され、そのうち 452ha が農用地区域となっています。
- ・テニスコートや様々な遊具が設置されている広域的なレクリエーション機能を持つ小松中央公園を有しています。

(4) 地域資源

- ・ 本地域は、国道 11 号、196 号が交わり、東西に松山自動車道、南北に今治小松自動車道が走り、さらには国道 11 号バイパスが一部供用されているなど、今治圏、松山圏、新居浜圏とを結ぶ交通の要衝に位置しています。
- ・ J R 伊予小松駅（及び国道 11 号を挟んだ南側）周辺に、小松総合支所、図書館など多数の中核的施設が集積しています。
- ・ 地域南西部にある小松中央公園は、松山自動車道（石鎚山 S A）と一体的に活用できるハイウェイオアシスで、スポーツ・レクリエーションの場、また憩いの場として、地元住民はもとより、近隣市町の住民との交流の場として広く利用されています。
- ・ 地域内には遍路道となっていた讃岐街道が通り、その道沿いには道標などが点在し、歴史的名残が感じられます。また、地域内には近藤篤山旧邸、養正館跡など藩政文化ゆかりの史跡があり、その他にも、四国八十八ヶ所札所である第 60 番札所の横峰寺と第 61 番札所の香園寺、第 62 番札所の宝寿寺があります。
- ・ すぐれた地域固有の自然環境資源としては、西日本最高峰の石鎚山などがあります。

7-2. 小松地域のまちづくりの課題

- ・ J R 伊予小松駅周辺の古くからの商業地は、販売額の減少や空き店舗の増加、来街者の減少など近年空洞化が著しく商業地域の活性化が求められます。また、地域内には大型店の立地が少なく、地域全体の集客力も低下しています。
- ・ 駅周辺の市街地では、骨格となる都市基盤が不十分で、幅員の狭い道路も多く、交通に不便な地域構造となっています。
- ・ 地域の道路網は、国道 11 号、196 号、松山自動車道（いよ小松インターチェンジ）、今治小松自動車道（いよ小松北インターチェンジ）などで構成されていますが、これらを結ぶ道路の整備や生活道路等の整備・改良を引き続き行っていく必要があります。
- ・ 都市計画道路は、5 路線が計画決定されていますが、整備率は低いため、未整備路線・区間の整備を推進する必要があります。
- ・ 優良な農地が広がる地域では、農地の集約化や担い手の育成を図り、生産環境・経営基盤の強化が求められます。また、地域の農業の振興と理解を深めるため、地産地消を推進していく必要があります。
- ・ 西瀬戸自動車道と松山自動車道を連絡する今治小松自動車道の開通、国道 11 号バイパスなどの広域幹線道路網の整備により、交通結節点である本地域内で開発が進むことも想定されるため、適切な土地利用の誘導を図る必要があります。
- ・ ハイウェイオアシスは、レクリエーションと憩い、交流の拠点であることから、機能の充実を図り、機能を高めていく必要があります。
- ・ 農業生産条件が不利な中山間地域では、著しい高齢化や後継者不足等により、耕作放棄地が増加するなど農村環境が変化しており、国土の保全、水源のかん養等の観点から良好な農村景観の保全が求められます。

7-3. 小松地域のまちづくり方針

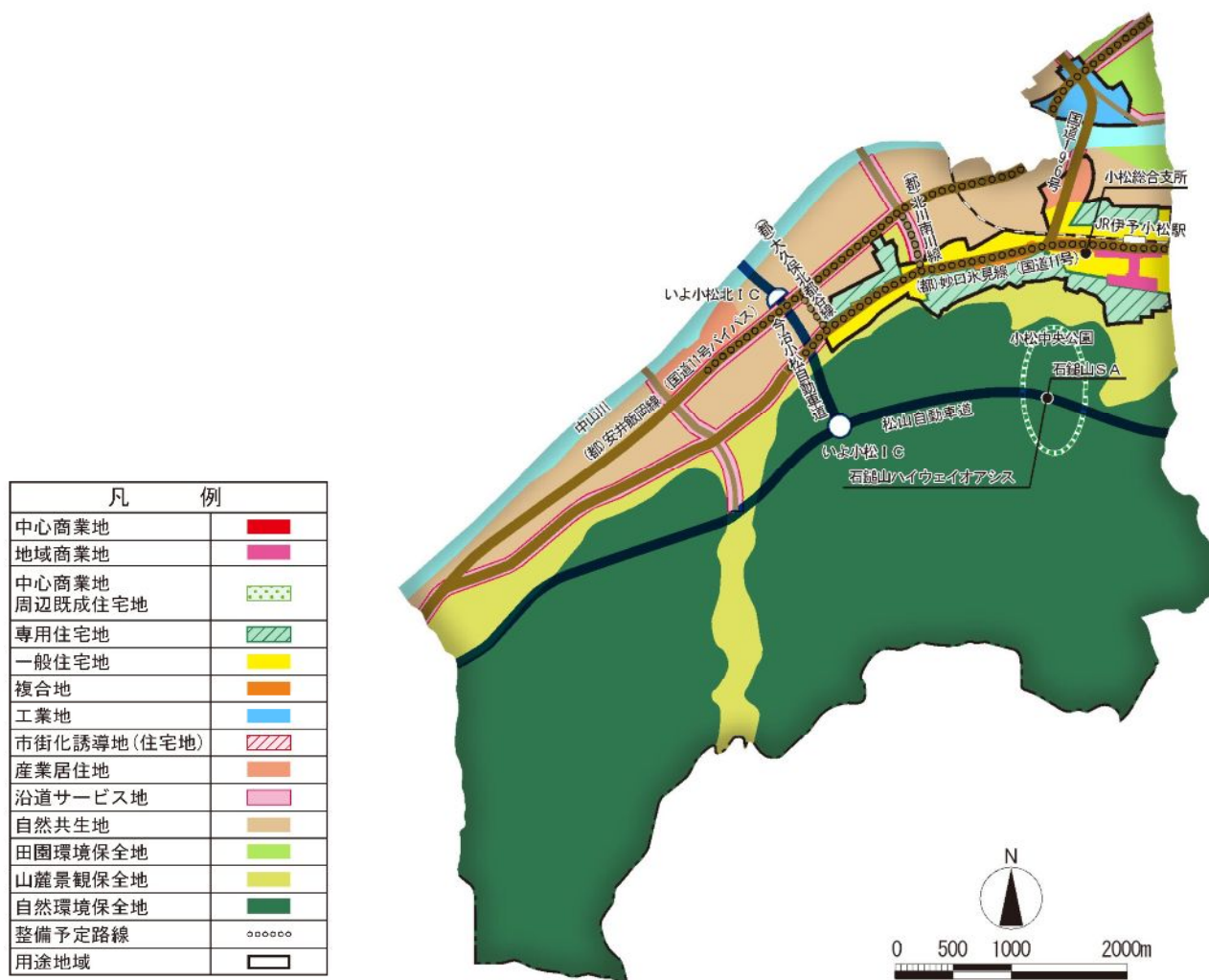
(1) 地域づくりのテーマ

本地域の特性を踏まえて、地域づくりのテーマを、「活力ある産業振興を目指したまちづくり」「地域資源の活用による地域活性化」「自然と共生する優良な田園居住地づくり」「歴史と文化の薫るまちづくり」「災害に強いまちづくり」と設定します。

(2) 土地利用

- ・ J R伊予小松駅周辺は、地域の生活拠点として地域商業の活性化と居住環境の改善を図ります。
- ・ 国道 11 号沿道やインターチェンジ周辺は、新たな商業・工業・流通拠点の形成や沿道商業施設の適正な立地誘導を図り、工業地や商業地へつながる陸の玄関口として交通結節機能の充実を図ります。
- ・ 大規模な集落地が広がっている地域では、良質な田園居住区づくりに向けた取り組みを進めます。

●土地利用方針図



(3) 都市施設

① 道路

- ・国道 11 号の交通渋滞の解消を図るとともに、都市間ネットワークの確立を図るため、未整備の都市計画道路の整備を進めます。
- ・広域交通の役割を果たす国道 11 号小松バイパス（都市計画道路安井飯岡線）の未整備区間の整備を促進します。
- ・長期にわたり事業が行われていない都市計画道路等については、現在の社会経済情勢の変化を踏まえた上で、見直しの検討を行うとともに、必要な路線については、整備を推進していきます。
- ・生活道路は、地域住民の利便性や安全性に配慮した計画的な整備・改修、適正な維持管理に努めます。

② 公園・緑地等

- ・小松中央公園は、スポーツ・レクリエーション拠点として位置づけ、石鎚山ハイウェイオアシスと隣接する立地条件や温泉施設、子供広場、市民の森、スポーツ施設など様々な機能を活かした交流の場としての施設の充実を図ります。
- ・石鎚山ハイウェイオアシス（小松中央公園）は、一般道からの乗り入れができることはもとより、松山自動車道の石鎚山サービスエリアからも直接乗り入れができる総合公園であり、従来からの公園機能に加えて、西条市の地場産品の紹介や観光案内、その他情報発信の場としてのハイウェイオアシス機能を有していることから、今後も地域間の交流拠点としての観光・交流機能の拡充を図るとともに、旧地区公園部分については、トイレや園路等のバリアフリー化を行います。
- ・市街地内の身近な公園は、公園機能の充実とともに、地域住民との協力のもとで軽微な管理作業や花壇づくりを行うなど、愛着のある公園への再生を図ります。

③ 下水道

- ・従前より合併処理浄化槽の普及が進んでいることから、公共下水道による整備については将来検討とし、当面は合併処理浄化槽の普及を推進して、生活環境の改善を図っていきます。

④ その他都市施設

- ・上水道施設については市内の他地区に比べて普及率が高く、整備が進んでいますが、水源の確保、老朽化した施設の更新や今後起こるであろうとされている大規模地震に対する施設の耐震化を進めていきます。
- ・西条市公営住宅ストック総合活用計画に基づき、老朽化が進んでいる宝来ブロック団地等の建て替えを推進するなど、計画的なまちづくりを検討します。
- ・まちづくりの根幹を担う、市民主体のコミュニティ活動を促進するため、その拠点となる公民館等の充実を図ります。

(4) 都市環境・景観形成の方針

- ・優良な住宅地の形成を誘導していくため、緑豊かな居住環境の整備を目指し、壁面後退や生垣の設置等、各種ルールを定めることを支援、促進します。
- ・優良な農地は食料の安定供給のほかにも、自然環境や生態系の保全、良好な景観の形成といった多面的機能を有しており、生産基盤や営農環境の改善等により優良農地の維持・保全に努めます。
- ・市街地に近接して流れる中山川は、自然との共生を図る都市内環境軸として、水質保全の推進と併せて、人が自然とふれあえる場として改善を進めます。
- ・近藤篤山旧邸をはじめ、地域内の社寺、鎮守の森、史跡等の地域資源の保全、利活用に努め、地域環境の保全及び伝統文化の継承に努めます。特に、市外からも多くの人を訪れる四国八十八ヶ所札所の横峰寺、香園寺、宝寿寺及び周辺の地域も含めて自然環境や景観の保全に努めます。
- ・森林は水源のかん養、自然環境の保全など公益的機能を持つ貴重な資源であり、林業経営基盤の充実や造林・育林など事業活動支援により、森林の適正な管理、保全、育成に努めます。

(5) 安全・安心のまちづくりの方針

- ・多くの人が行き交う遍路道等は、安全で安心な道（歩行者空間）づくりを推進します。
- ・道路幅員が狭いなど防災上の懸念がある駅周辺等の住宅密集地は、生活道路の拡幅や避難路の確保など安全性の確保を図ります。
- ・小松中央公園を防災拠点として位置付け、災害時の広域避難場所としての機能強化を図ります。
- ・自治会を単位とする市民自らが主体となった地域づくり活動を支援するとともに、自主防災組織の拡充や、地域のさらなる融和と一体感の醸成を推進していきます。
- ・下水道の整備や河川改修等による浸水被害の軽減や建築物の耐震化・不燃化の促進等により災害に強いまちづくりを進めます。
- ・地震や水害などの災害から市民の生命・財産を守るため、災害防止対策の実施に努めます。
- ・本地域では、間伐を促進することによって山の健全化を図り、また土砂崩れの発生箇所となりうる斜面上部において、土砂の流出を抑制する小型の木製ダムを設置することにより、土石流被害の軽減を図ります。

8. 都市計画区域外

(1) 地域づくりのテーマ

『魅力ある山の文化の再生と災害に強いまちづくり』

(2) 土地利用

- ・人口の減少及び高齢化が進んだ地区であるため、安全な暮らしが確保できる生活環境の整備を推進するとともに、林業希望者や棚田ボランティア等の受け入れ施策を進め、地域の活性化を図ります。
- ・急傾斜地にある棚田は、国土の保全上重要な緑地であり、美しい農業景観を形成していることから、作業環境の改善等を図り、農地の保全に努めます。
- ・石鎚登山ロープウェイの山麓、山頂の観光施設の再整備等を検討します。

(3) 都市施設

① 道路

- ・地域連携軸となる一般県道石鎚伊予小松停車場線と主要地方道西条久万線等の未整備区間の整備を促進し、地域内及び市街地との交通の円滑化を図ります。
- ・加茂川流域（大保木地区）、谷川流域（加茂地区）、市之川流域（市之川地区）、大明神川流域（河之内地区）、鞍瀬川流域（鞍瀬地区）等と市街地を結びつける地区連携軸として、農道、林道等の道路整備により、集落間の相互の連携及び防災機能の強化を図ります。
- ・地域拠点と地区拠点、地区拠点相互の連携、各集落と地域・地区拠点の連携を図るため、歩行者系ネットワークの軸を位置づけます。

② 公園・緑地等

- ・円山森林公園は、植物園やイベント広場等の整備による観光拠点としての魅力向上とともに、自然を生かした体験・学習の場として活用を図ります。また、民間施設を含む既存の観光・レクリエーション拠点との連携強化に努めます。
- ・地域の南部の石鎚山系は石鎚国定公園に指定されており、水と緑豊かな自然環境の保全に努めます。

③ その他都市施設

- ・まちづくりの根幹を担う、市民主体のコミュニティ活動を促進するため、その拠点となる公民館等の充実を図ります。

(4) 都市環境・景観形成の方針

- ・市街地の背景となっている石鎚山系の緑の保全を図るとともに、観光資源としての活用を図ります。
- ・石鎚神社成就社等は周辺の地域も含めて自然環境や景観の保全に努めます。

(5) 安全・安心のまちづくりの方針

- ・自治会を単位とする市民自らが主体となった地域づくり活動を支援するとともに、自主防災組織の拡充や、地域のさらなる融和と一体感の醸成を推進していきます。
- ・急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流において、地震や水害などの災害から市民の生命・財産を守るため、災害防止対策の実施に努めます。
- ・本地域では、間伐を促進することによって山の健全化を図り、また土砂崩れの発生箇所となりうる斜面上部において、土砂の流出を抑制する小型の木製ダムを設置することにより、土石流被害の軽減を図ります。

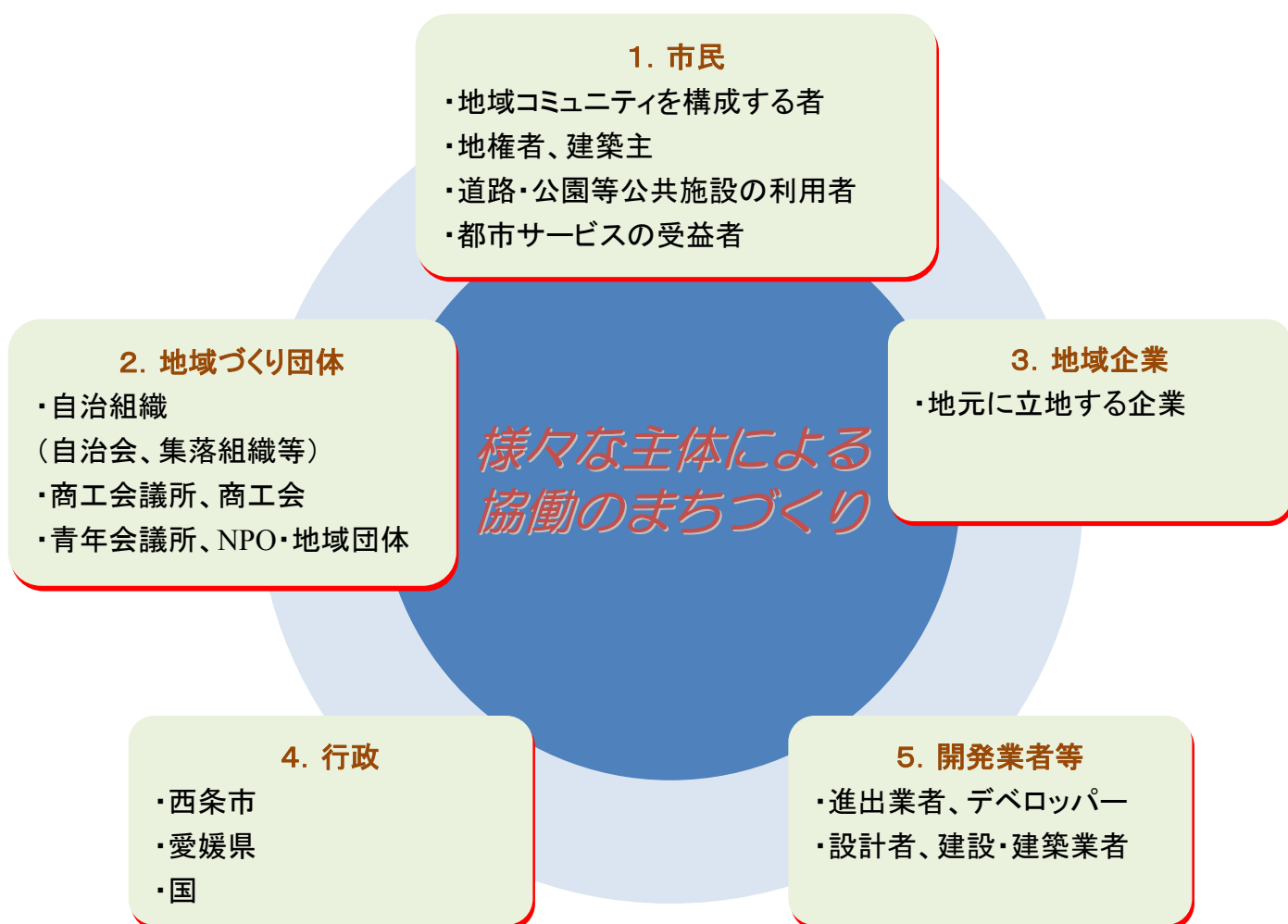
第6章 実現化のための方策

1. 計画の実現に向けて

1-1. まちづくりにあたっての役割分担

西条市のこれからのまちづくりを実践していくためには、市民、地域づくり団体、地域企業、開発業者等、行政がそれぞれ役割を果たし、相互協力したまちづくりを進めます。

●協働のまちづくりのイメージ



1-2. 都市づくりの推進と取組み

(1) 市民とのマスタープランの共有

今後のまちづくりにおいては、市民の参加が特に重要であり、市民と行政が共有する“まちづくりの基本方針”として、本マスタープランを広く周知したうえで、さらに市民の意見を求める場を設けていく必要があります。

そのため、パンフレット等の配布、インターネットによる情報交換、まちづくりシンポジウムの開催等、情報提供及び意見交換の機会の増進に努めます。

(2) 住民参加型まちづくり事業の展開

地域別構想は、地域の課題や特性を踏まえた地域将来像を提案したもので、今後これをたたき台に、地域住民との意見交換の場を設けながら、具体の事業化に向けて積極的な展開を図ります。

また、こうした活動を通じて、将来的には住民主導でまちづくりが展開される体制の確立を目指します。

(3) 住民によるまちづくり活動の支援

住民主導のまちづくり活動を定着させるため、前述の事業展開のほか、個々のまちづくり活動を支援するため、以下の制度や体制の確立を図ります。

- ①まちづくり情報の提供（ライブラリーの設置、人材、組織バンクの設置 等）
- ②まちづくりの啓発・アドバイス（専門家の派遣、講習会の開催、広報活動の展開 等）
- ③住民からの提案の事業化に向けた、まちづくり検討業務の推進

(4) 関係機関との協力・調整

まちづくりの展開においては、市行政内の協力体制はもとより、国、県、隣接市町など関係諸機関との連携が不可欠です。そのため、今後とも本マスタープランへの理解、協力を得られるよう、密接な連携体制を保持していきます。

2. 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、社会経済情勢の変化などにより、まちづくりに関する新たな対応が必要となる場合には、見直しを行うこととしています。

また、人口、土地利用動向、産業構造、行財政など、都市計画マスタープランを構成するフレームが大きく変化した場合には、随時、必要かつ適切な見直しに取り組みます。

なお、見直しに際しては、本マスタープランの方針を基本としながら、策定委員会の設置や住民参加手法の工夫等により、より一層のマスタープランの充実を図ります。

参考資料

1. 西条市都市計画マスタープラン策定委員会委員

	役 職	氏 名
1	副 市 長	わたなべ たかなお 渡 部 高 尚
2	総 務 部 長 代 理	さ さ き しゅうじ 佐々木 修 次
3	財 務 部 長	し の み や たかし 四 之 宮 孝 司
4	市 民 安 全 部 長	くに た たくじ 國 田 卓 二
5	保 健 福 祉 部 長	ふじた よしのり 藤 田 義 規
6	生 活 環 境 部 長	さ さ き たかつぐ 佐々木 和 乙
7	企 画 経 済 部 長	いとう りょうじ 伊 藤 良 二
8	農 林 水 産 部 長	ふじおか よしひで 藤 岡 芳 秀
9	建 設 部 長	あさぎ もとむ 浅 木 求
10	建 設 部 技 監	まつもと ひでお 松 本 秀 應
11	上 下 水 道 部 長	かわはら かずお 川 原 和 夫
12	施 設 管 理 局 長	みさき のりふみ 三 崎 宣 文
13	消 防 長	にしはら たかお 西 原 孝 雄
14	教育委員会管理部長	ほそかわ ひでみ 細 川 秀 美
15	教育委員会指導部長	くに た のりよし 國 田 典 良
16	議 会 事 務 局 長	さいき こういち 佐 伯 浩 一
17	東 予 総 合 支 所 長	な ば え さとる 難 波 江 覚
18	丹 原 総 合 支 所 長	たぐち さなえ 田 口 早 苗
19	小 松 総 合 支 所 長	と だ ひでお 戸 田 秀 夫
20	周 桑 病 院 事 務 局 長	とくなが ひろひさ 徳 永 博 久